令和3年第1回矢掛町議会第1回臨時会(第1号)

1. 会議招集日時 令和3年2月2日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分

(議事) 午前 9時30分

(閉会) 午前10時34分

3. 議員の出欠状況

議席		氏	名		出欠等	議席		氏	名		出欠等
番号					の別	番号					の別
1	田	中	輝	夫	出	2	髙	月	敏	文	出
3	原	田	秀	史	出	4	小	塚	郁	夫	出
5	石	井	信	行	出	6	山	部	多喜	手夫	出
7	花	Ш	大	跳	出	8	Ш	上	淳	띠	出
9	浅	野	•	毅	出	1 0	土	田	正	雄	出
1 1	山	野	豊	久	出	1 2					

4. 説明のために出席した者の職氏名

 町
 長
 山
 野
 通
 彦
 副
 町
 長
 山
 縣
 幸
 洋

 教
 育
 長
 嶋
 山
 英
 二
 総務防災課長
 堀
 賢
 一

 企画財政課長
 松
 嶋
 良
 治
 保
 保
 福
 祉
 課
 上
 上
 上
 土
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文 書 記 大嵩勇人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第 1 号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)について

午前9時30分 開会

○議長(土田正雄君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第 1回矢掛町議会第1回臨時会を開会いたします。

本議会は、三密を避けるため、執行部は関係職員のみの出席としておりますので、よろしくお願いします。なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(土田正雄君) 日程第1,会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番小塚郁夫君と、5番石井信行君を指名いた します。

日程第2 会期の決定

○議長(土田正雄君) 日程第2,会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(土田正雄君) 日程第3,諸般の報告を行います。

町長から御挨拶があります。町長。

〇町長(山野通彦君) 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第1回矢掛町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会は、ワクチン議会。つまり、ワクチン対応の予算についてお願いするものでございます。

現在,新型コロナウイルス感染症拡大防止のため,11都府県に緊急事態宣言が行われており,新規感染者数が少しずつ減少傾向に転じておりますが、医療体制はひっ迫しており、この現状に歯止めをかけるために、政府は飲食につながる人の流れを制限するとともに、外出自粛の要請、テレワークの推進などを行っております。

今日の新聞,見られたかと思いますが,約この延長を,今日の新聞では1か月。といえば,3月7日ですね,想像すれば。そしてこれが,11都府県から10の都府県になるという新聞が,今日の新聞に載っておりました。まあ,そういう状況の中で,まだまだこの状況は続くということでございます。

矢掛町では、今のところ感染者が3名でありますが、町民が良識ある行動に心から感謝申し上げるとともに、しかし現状は、いつ、どこで発生しても不思議ではない状況にあります。緊張感を持って、こ

の難関を乗り越えていきたいと思っておりますので、今後とも議員・町民の皆さんには、よろしくお願いたしたいと思います。

そうした中で、今後、世界各国で進められております、安全で有効なワクチンが開発され、いよいよ 接種開始が国・県から要請があり、まず始めに、医療従事者等への接種が行われ、その後、高齢者、基 礎疾患を有する方、そして64歳以下の町民の方へ順次進めていく予定となっております。

町といたしましては、国・県から示されたワクチン接種のスケジュールに緊急対応のため、その事業 費につきまして、補正予算をお願いするものであります。

詳しい内容につきましては、提案説明でさせていただきますが、議員の皆様には、どうか適切な御決 定を賜りますよう、お願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(土田正雄君) 次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと 思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第 1 号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)について

○議長(土田正雄君) 日程第4,議案第1号,令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。提案理由及び議案の説明を求めます。町長。

〇町長(山野通彦君) 今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1,600 万円を追加し、補正後の総額を 109 億 5,500 万円とするものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種及び準備に係る経費でございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、国からの通知を受けて、全国の市町村で準備が進められております。既に、今月末からの医療関係者へのワクチン接種につきまして、岡山県が準備を進めておりますが、矢掛町では、医療関係者への接種が終了した後に、高齢者の方から順次開始する予定を準備を進めております。

新型コロナウイルス感染症は、これまでに世界で1億人の人が感染し、200万を超える人が亡くなられております。日本でも感染者は35万人を超え、死亡者も5,000人を超える状況の中、先月8日に政府の緊急事態宣言が出されております。

岡山県でも、12月中旬から1か月で1,000人を超える方の陽性が確認されており、医療体制がひっ 迫する中で、県知事は非常事態宣言を発令し、医療体制の崩壊を防ぐため、県民に対して徹底した対策 を呼び掛けています。

町においても、これまでに18回の対策本部を開催し、町民の皆様に感染拡大防止の取組をお願いしてまいりました。

新型コロナウイルスワクチンは、現在、国の承認待ちでございますが、正式に承認が下り次第、安全なワクチン接種ができるよう、町としてできる限りの準備をしてまいります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので,よろしくお願いをいたします。

- **○議長(土田正雄君)** 次に、議案の説明を求めます。企画財政課長。
- **〇企画財政課長(松嶋良治君)** 〔議案第1号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 提案理由及び議案の説明が終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。御質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号を,所管の常任委員会に付託し,審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託することに決しました。 お諮りいたします。予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩したらと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここで、お知らせいたします。この後、9時45分から予算決算常任委員会を開催いたしますので、 委員の皆様は、3階の大会議室に御参集ください。休憩。

[暫時休憩]

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第1号,令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)について,委員長報告を行います。田中委員長。

○1番(田中輝夫君) それでは、予算決算常任委員会、委員長報告を行います。

本日の本会議において付託を受けました,議案第1号,令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第7号) について,議案の審査のため,本日午前9時45分より予算決算常任委員会を開催し,全委員出席のも と,町長以下,関係職員の出席を求め,質疑応答により,慎重に審査いたしました。

詳細な内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要について御報告いたします。

本委員会に付託されました,議案第1号,令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)についての審査内容についてでありますが,衛生費で新型コロナウイルス感染症対策事業に関し,ワクチン接種の実施までの手順等の説明を受け,接種料負担の有無,ワクチン接種の事業期間,ワクチンの管理方法,ワクチン接種の優先者等についての質疑応答を行い,事業内容を確認いたしました。審査の結果,全会一致で,原案を了とした次第であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いしまして、予算決算常任委員会の委員長報告 とさせていただきます。

○議長(土田正雄君) 委員長から付託案件の審査報告がありました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第1号は委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第7号)については、委員長報告のとおり可決決定することに決まりました。

○議長(土田正雄君) お諮りいたします。議会運営委員会の活動並びに各常任委員会の調査・研究については、議会の継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期・日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期・日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって第1回矢掛町議会第1回臨時会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、これをもって、第1回矢掛町議会第1回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

〇町長(山野通彦君) 閉会にあたりまして,一言御礼の御挨拶を申し上げます。

第1回臨時会につきましては、補正予算1件の上程でございましたが、慎重な御審議を賜り、原案の とおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、できる限りの準備を迅速に行い、しっかりと態勢を整備したいと存じます。

また、町民の皆様には、引き続きマスクの着用、手洗いなどの基本ルールを守り、長時間、大人数での飲食は控えるなど、皆さんで力を合わせて取り組んでいただきますよう、御協力をお願いをいたします。

議員の皆様には、健康に御留意いただき、来月には、また定例議会を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議長(土田正雄君) 以上をもちまして、閉会といたします。皆さん、お疲れさまでございました。なお、この後、10時40分から、議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には、全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れさまでした。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員

令和3年第2回矢掛町議会第1回定例会(第1号)

- 1. 会議招集日時 令和3年3月2日 午前9時30分
- 2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分

(議事) 午前 9時30分

(散会) 午前11時45分

3. 議員の出欠状況

議席		氏	名		出欠等	議席		氏	名		出欠等
番号	14		力		の別	番号		Ц	41		の別
1	田	中	輝	夫	出	2	髙	月	敏	文	出
3	原	田	秀	史	出	4	小	塚	郁	夫	出
5	石	井	信	行	出	6	上	部	多喜	手	出
7	花	Ш	大	训	出	8	Ш	上	淳	回	出
9	浅	野		毅	出	1 0	土	田	正	雄	出
1 1	Щ	野	豊	久	出	1 2					

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山野通彦 嶋山英二 教 育 長 企画財政課長 松嶋良治 保健福祉課長 小 川 公 一 渡邉孝一 建設課長 教 育 課 長 藤原徳忠 会計管理者 奥村栄治 総務防災課長代理 立 川 人 士 矢 掛 寮 長 西山弘之 選挙管理委員会書記 守屋裕文

副 町 長 山縣幸洋 総務防災課長 堀 賢 一 町 民 課 長 稲 田 由紀子 産業観光課長 妹 尾 一 正 上下水道課長 平 井 勝 志 矢掛病院事務長 稲 田 欽 也 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之 企画財政課長代理 河上 昌弘 財政管財係長 石井 亮太郎

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋 裕文

書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第 2 号 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 3 号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 4 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例制定について
 - 議案第 5 号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 6 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 7 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制 定について
 - 議案第 8 号 矢掛町住宅等整備基金条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 9 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・ 子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第10号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第11号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第12号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 の一部を改正する条例制定について
 - 議案第13号 矢掛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第14号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第15号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい て
 - 議案第16号 矢掛町交通指導員設置条例を廃止する条例制定について
 - 議案第17号 矢掛町学校施設等整備基金条例制定について
 - 議案第18号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条 例制定について
 - 議案第19号 矢掛町教育長の勤務時間,休日,休暇等及び職務専念義務の特例に関す る条例制定について
 - 議案第20号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例制定について
 - 議案第21号 矢掛町営駐車場条例制定について
 - 議案第22号 工事請負契約の締結について(うぐいす橋上部工製作工事の請負契約の 締結)

議案第23号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

議案第24号 権利の放棄について

議案第25号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第8号)について

議案第26号 令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第27号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算(第4号)について

議案第28号 令和2年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号) について

午前9時30分 開会

○議長(土田正雄君) 皆さん,おはようございます。

暦の上では春とはいえ、まだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様には年度末を控え御多用の ところ、お繰り合わせ御出席をいただき御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第2回矢掛町議会第1回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申 出がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(土田正雄君) 日程第1,会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番山部多喜夫君と、7番花川 大志君を指名いたします。

- A III N. I.

日程第2 会期の決定

○議長(土田正雄君) 日程第2,会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2日から16日までの15日間といたしたいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から16日までの 15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長(土田正雄君) 日程第3,諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

〇町長(山野通彦君) 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第2回矢掛町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

冒頭ではありますが、先の福島県沖を震源地とする震度6強の地震により負傷された皆様や、家屋の 損壊など被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。いつ起こるかわからない災害へ の備えの重要性を再認識し、まちといたしましても万全を期してまいります。

さて、3月1日現在、新型コロナウイルス感染症につきまして、緊急事態宣言が4都県に発出されておりますが、新たな感染者数は、全体としては減少傾向にあるものの、依然医療体制など厳しい状況が続いております。

現在、国を挙げて新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制づくりが進められており、当町においても、4月からの住民へのワクチン接種に向けて、円滑に実施できるよう本日準備を進めているとこ

ろでございます。

一方,社会,経済情勢につきましては、政府が発表しました2月の月例経済報告では、国内景気において、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられるとし、緊急事態宣言の再発令やその後の延長で、個人消費が悪化したことが要因で、景気判断を下方修正しております。

また、岡山県の令和3年度一般会計予算につきましては、7,598億円で、前年対比1.8パーセント増加しておりますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響による税収減が見込まれ、財政調整基金の取崩しが89億円と、前年試算に比べ増加している状況となっております。

本町におきましては、年度末を迎えまして、予定しております事業もおおむね計画に沿った進捗状況であると認識しておりますが、さらに、新年度予算につきましても、国や県の諸事情を踏まえながら、今議会へ上程させていただいております。

令和3年度は、私が町長として就任してから、子育て支援や企業誘致などの人口増、少子化、定住対策の実施、観光事業では、地域活性化のための町並み整備、賑わいのまちづくりなど、笑顔あふれるまちづくりを実現するために進めてまいりましたものの集大成であります。

また、第6次振興計画の後期計画スタートの年であり、一般廃棄物処理基本計画、第3次地域福祉計画、健康やかげ21・食育推進計画、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画などさまざまな計画が改訂、策定され、その新たなチャレンジの年と位置付けまして、しっかりと事業に取り組んでまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会で御審議をお願いいたします案件は、条例の一部改正・廃止及び新規制定が20件、 工事請負契約の締結について1件、過疎計画の変更について1件、権利の放棄について1件、令和2年 度各会計補正予算が4件、令和3年度各会計予算が10件の計37件でございます。どうか、適切な御 決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

また,本定例会では一般質問をお受けすることにいたしておりますので,よろしくお願いいたします。 引き続きまして,報告事項を申し上げます。

報告第1号,矢掛宿重要伝統的建造物群保存地区の選定について,御報告申し上げます。

新聞などで御承知のことと存じますが、長年、取り組んでまいりました矢掛宿の町並みが、令和2年12月議会後の12月23日、官報告示により重要伝統的建造物群保存地区として選定をされました。この選定は、令和2年10月、国の文化審議会が、矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定することを文部科学大臣に答申したことによるものであります。今後も官民一体となり、矢掛町の財産として、この町並みを保存し活用してまいりたいと思いますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

報告第2号、1月中旬の寒波による、断水、濁り水の対応について、御報告申し上げます。 本年1月7日から11日に掛けて到来した寒波は、最低気温が2日間連続して氷点下6度を下回るなど、過去20年間の観測記録に無い最低気温の状況となりました。この寒波の影響により、西日本を中心に断水が多く発生し、岡山県下でも水道管の凍結や破裂による断水が発生いたしました。

本町でも、1月9日の昼頃から家庭内水道管の破裂が800件以上発生し、各配水池の水位が急激に低下する事態となりました。このため、職員が昼夜を通して、漏水調査や停水作業、加圧ポンプの切替作業など、配水池の水位確保に努めましたが、異常な漏水量により1月11日には中央配水池の水位が底

を尽き、地域によっては断水や濁り水などが発生し、町民の皆様には大変御不便や御心配をお掛けしました。この状態を早期に終息させるため、私が即座に町内へ漏水対策本部を設置し、全職員による対応を行う中、1月13日からは順次送水を再開させ、1月16日に町内全域で断水が解消いたしました。この間、町民の皆様には、多くの情報提供をいただき、また、御不便をお掛けしたも関わらず、励ましやお礼の言葉を多数いただき、職員共々、感謝しているところでございます。

上水道の安定供給は、非常に重要な生活基盤であると認識しており、強じんな水道事業への取組や町 民の皆様への啓発や情報発信を積極的に行い、より良い水道事業を推進してまいりたいと考えておりま すので、よろしくお願いをいたします。

報告第3号、第6次矢掛町振興計画後期基本計画の策定について、御報告申し上げます。

議員の皆様のお手許にお配りしております、第6次矢掛町振興計画につきましては、平成28年3月 議会におきまして、この御承認をいただき、同年4月から実施しているところであります。

このうち、平成28年度から令和2年度までの5か年間を対象として策定しております前期の基本計画が、本年度で終了することに伴いまして、新たに令和3年度から7年度までの向こう5か年間を対象とします、後期基本計画を策定したものであります。

策定の経過につきましては、令和元年度末に、町民の皆様や将来の矢掛町を担う中学生・高校生を対象にまちづくりアンケート調査を実施し、意見を伺いました。この意見を分析し、関係課と協議する中で、原案を作成し、振興計画審議会へ諮問したものであります。

審議会におきましては、議長にも審議員として御出席いただきながら、4回にわたり会議を開催し、 慎重に御審議をいただきまして、2月8日に答申をいただいたものであります。後期基本計画におきま しては、第6次矢掛町振興計画に示された基本構想の実現、人口減少対策を念頭に少子高齢化、子育て 支援、産業・観光振興への取組など、諸施策の方向性を盛り込ませていただいたものであります。

なお、議員の皆様には、引き続き施策の推進に一層の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第5号,新型コロナウイルスワクチン接種について,御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、2月14日に厚生労働省がファイザー社のワクチンを特例承認され、医療従事者へのワクチン接種が行われております。

矢掛町におきましても、4月からの住民へのワクチン接種に向けて準備を進めておりますが、できるだけ早く65歳以上の方へ接種券を送付する予定としております。

ワクチンの接種会場は、現時点では、農村環境改善センターのホールでの集団接種を予定しており、 接種は、予約制となっております。町のコールセンターは、国の情報の中で適切な時期に設置し、予約 や問い合わせに対応いたします。

ワクチン接種につきましては、自治体によってさまざまな方法がとられておりますので、混乱することのないよう、今後の町からの情報に御注意いただきたいと思います。なお、高齢者以外の方へのワクチン接種につきましては、7月以降を予定しておりますが、今後の国や県の方針、ワクチンの確保状況などによりスケジュールが確定していない部分がございますので、議員の皆様を始め町民の皆様には、今後、町が発信する情報に注意していただきますようお願いを申し上げます。

報告第6号, 矢掛町の過疎地域指定について, 御報告申し上げます。

現在、矢掛町におきましては、過疎地域自立促進特別措置法において、過疎地域に指定されておりま

すが、令和3年3月末にこの法案が期限切れとなります。それに代わる新法案が、令和3年2月15日に行われた自民党総務部会と過疎対策特別委員会の合同会議で了承されました。その内容によりますと、その対象地域に矢掛町も引き続き入っておりますことを御報告申し上げます。内容的に分析いたしますと、もうギリギリでありました。本則で考えたら、四捨五入でどうにかなったということでですね、切り捨てをされとったらアウトであった。そういう状況で、非常に財政的には有利なんですよ。国のほうへ見向きますと、「町長、過疎を脱却するということはすばらしいことですよ」と言われますので、非常に複雑な状況ではありますが、しかし、まだ指定は続くということでございます。今後、国会に議員立法として提出され、年度内成立と4月施行を目指すとのことであります。

過疎法は、人口減少や財政力を基に国が対象地域を指定し、過疎対策事業債などで財政支援を行うものでございます。新法案の期間は、令和13年3月までの10年間でございます。

報告第7号、矢掛病院医師の増員について、御報告申し上げます。

かねて医師の派遣につきまして、岡山大学にお願いをいたしておりましたところ、令和3年4月1日付で塩尻正明医師が赴任してまいります。塩尻医師は現在、岡山赤十字病院――日赤のほうに在籍しておられる優秀な内科医であります。議員の皆様におかれましても、格段の御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

報告第8号、コンビニ交付の開始及びコンビニ収納の開始予定について、御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、新たに令和3年2月1日から、マイナンバーを利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを開始いたしました。

こちらのサービスは、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末から証明書が取得できるもので、毎日、午前6時30分から午後11時まで御利用いただけ、交付手数料は200円でございます。2月末現在で、交付件数17件、交付部数21部となっております。マイナンバーカードを持っていない方につきましては、これを機会に申請をしていただければと思います。

また、令和3年4月からは、矢掛町の税金や料金について、コンビニエンスストアで納付ができるコンビニ収納を開始いたします。こちらも、御利用可能なコンビニエンスストアの営業時間内でしたら、土曜、日曜、祝日も含めて24時間いつでも納付することができます。あわせて、スマートフォンを使用して納付ができるスマホ収納も導入いたしますので、ぜひ御利用いただければと思います。

報告第9号、筆塚祭の中止について、御報告申し上げます。

矢掛町名誉町民の書家,田中塊堂氏をしのび,古くなった筆を供養する筆塚祭を関西在住の田中塊堂氏遺族田中慶三氏並びに田中塊堂氏が創立された書道団体,千草会役員をお招きして,毎年開催しておりますが,本年4月予定の第58回筆塚祭につきましては,新型コロナウイルス感染症がまだ収束しない状況であり,感染拡大防止のため,やむ無く中止とさせていただきますので,御報告申し上げます。

報告第10号、令和3年春の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。

毎年行われております、春の交通安全県民運動が4月6日の火曜日から15日の木曜日までの10日間 "思いやり ゆとりは無事故へ つづく道"をスローガンに、県下一斉に行われます。

矢掛町では、春の交通安全県民運動期間中、交通事故ゼロを目指し、さらなる交通安全の周知徹底を図ってまいりますが、町民の皆様には改めて、交通ルールは絶対に守る、自分の安全は自分で守る、そして、事故は起こさないという強い気持ちを持って、交通事故防止に努めていただきたいと思います。どうか、議員の皆様にも、それぞれのお立場で、引き続き交通事故ゼロを目指し、御協力をいただきま

すよう, よろしくお願い申し上げます。

報告第11号,令和3年成人式の開催について,御報告を申し上げます。

令和2年9月議会にて、新成人を対象とした成人式を、令和3年1月10日に開催予定と報告いたしましたが、その後、令和2年12月24日に、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大や県内各地域でのクラスター発生等の状況を考慮し、出席者の健康、安全を最優先に考え、開催延期といたしました。延期後の開催につきましては、令和3年5月2日の日曜日、午前10時から、やかげ文化センターで開催する予定でございます。新成人の該当者は、男性60名、女性78名の計138名でございます。成人式の実施につきましては、成人式実行委員会が新しい生活様式に基づいた、簡素化された中にも厳粛さをもった式の運営進行の実施を目指しております。議員の皆様には、新年度、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御出席くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

以上, 11件の報告でございました。

(発言する者あり)

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) 失礼しました。なんか、報告4号が飛んでおるということでございます。 各計画の改訂並びに策定について、御報告申し上げます。

議員の皆様のお手許にそれぞれお配りしておりますが、このたび、矢掛町一般廃棄物処理基本計画の 改訂並びに第3次矢掛町地域福祉計画・第5次矢掛町地域福祉活動計画、健康やかげ21・食育推進計 画、第6期矢掛町障害福祉計画・第2期矢掛町障害児福祉計画の策定をいたしました。

矢掛町一般廃棄物処理基本計画につきましては、本年度が計画の中間目標年次に当たることから、これまで実施してきた施策の進捗状況や目標値の達成状況を検証するとともに、国・県及び周辺地域のゴミ処理行政の動向、社会情勢の変化等を踏まえた上で、当初計画を見直し、更なる循環型社会の形成の推進に向けた取組の方向性を示した改訂版を策定いたしました。引き続き、この基本計画に沿って、ゴミ減量化のための施策を推進してまいります。

また,第3次矢掛町地域福祉計画・第5次矢掛町地域福祉活動計画並びに健康やかげ21・食育推進計画は,令和3年度から7年度までの5か年間を,第6期矢掛町障害福祉計画・第2期矢掛町障害児福祉計画は,令和3年度から5年度までの3年間を対象に策定しております。各地区での座談会の開催や町民の皆様にアンケートを行い,意見を伺い,それを分析し関係課と協議し,それぞれの計画策定委員会へ諮問したものです。

策定委員会におきましては、各計画とも4回にわたり会議を開催し、慎重に御審議をいただきまして、 2月4日、18日に答申をいただいたものであります。

みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくりを、本町の目指す地域福祉の将来像とし、障害者計画の基本理念である共生社会の実現を目指し、障害のある人が希望する生活への支援として、計画的にサービス等の提供体制の整備を取りまとめたものです。

また,町民一人ひとりが健康への意識を高め,健康的な生活を自分で選択し実践できることを目指し,各世代の健康づくりとともに,自殺対策や食育推進を含め,一体的に取り組むことを目指しています。

今後、計画にのっとった施策を展開してまいりたいと考えておりますので、その推進に一層の御理解 と御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

以上、失礼いたしました。

○議長(土田正雄君) 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。また、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。さらに、請願の提出がありましたので、請願文書配付表のとおり配付いたしておりますから、御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

印度 4 | 漢字度 0 日 | 左州町神池男名同僚の | 如されてより名同則ウにっいて

- 日程第4 議案第 2 号 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 3 号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 4 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例制定について
 - 議案第 5 号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 6 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 7 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制 定について
 - 議案第8号 矢掛町住宅等整備基金条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 9 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・ 子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第10号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第11号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第12号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 の一部を改正する条例制定について
 - 議案第13号 矢掛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第14号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第15号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい て
 - 議案第16号 矢掛町交通指導員設置条例を廃止する条例制定について
 - 議案第17号 矢掛町学校施設等整備基金条例制定について
 - 議案第18号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条 例制定について

- 議案第19号 矢掛町教育長の勤務時間,休日,休暇等及び職務専念義務の特例に関する 条例制定について
- 議案第20号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第21号 矢掛町営駐車場条例制定について
- 議案第22号 工事請負契約の締結について(うぐいす橋上部工製作工事の請負契約の締結)
- 議案第23号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第24号 権利の放棄について
- 議案第25号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第8号)について
- 議案第26号 令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第27号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算(第4号)について
- 議案第28号 令和2年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(土田正雄君) 日程第4,議案第2号から議案第21号までの条例改正・制定案件20件,工 事請負契約の締結案件1件,矢掛町過疎地域自立促進計画の変更案件1件,権利の放棄案件1件,議案 第25号から議案第28号までの補正予算案件4件の計27件を一括議題といたします。それぞれ提案 理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

〇町長(山野通彦君) 日程第4, それでは、議案第2号から議案第28号までの提案理由を御説明申 し上げます。

はじめに、議案第2号から議案第21号までにつきましては、条例の一部改正、廃止及び新規制定に関するものでございますが、いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第2号、矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の 改正は、所管する人員が多く業務も多岐にわたり、他課と比較して規模の大きい保健福祉課と関連する 国民健康保険業務を持つ町民課の2課を3分割し、業務を系統立てることで、事務の効率化を図るため の機構改革でございます。

町民課国保消費生活係のうち,国民健康保険業務及び後期高齢者医療保険業務を保健福祉課へ移管し、 その上で保健福祉課を"健康子育て課"と"福祉介護課"の2つの課とする改正でございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第3号、矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の 改正は、令和3年4月1日から課長職の行政職給料表を7級から6級に、課長代理職の行政職給料表を 6級から5級に変更するものでございます。

改正理由といたしましては、岡山県から課長職及び課長代理職の職務の級について見直すよう指導を受けたことによる改正でございます。つまり、内容的には県下でほとんど一番上級、一級上の級を、これは、この前合併の時に一つ位を上げた時に作った表なんですけど、ちょっとまあそれが、県下的にちょっと行き過ぎということで指導を受けたものでございます。それを改正するということでございまして、詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に,議案第4号,矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが,この改正は,令和3年4月から介護報酬が改定されることに伴うもので,施設

利用者の食費の改正及び文書料の追加を行うものでございます。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。 次に、議案第5号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでござい ますが、この改正は、他の税目、保険料に統一するため、納期限、延滞金の端数計算や延滞金の名称変 更を行うものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第6号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第7号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への 傷病手当金の支給適用期間を令和3年6月30日まで延長するものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第8号、矢掛町住宅等整備基金条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、 町が設置し、管理運営する住宅等の整備に要する経費の財源とするため、定住促進住宅の使用料等のう ちから、矢掛町住宅等設備基金へ積立てを行っているところですが、このたび、町営住宅及び特定公共 賃貸住宅の使用料等においても、積立てを行うための改正でございます。つまり、今は一部をしておっ たものを、もう全体をやるという意味でございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、保育園及び認定こども園が園児に提供する食材の費用を無料とする期間を更に1年間延長し、令和4年3月末までとするための改正でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第10号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、厚生労働省令の改正に伴うものでございまして、放課後児童支援員の受けるべき研修に関する改正でございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第11号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、第8期矢掛町介護保険事業計画を策定したことに伴いまして、令和3年度から令和5年度までの3年間の第1号被保険者の介護保険料を定めるものでございます。

介護保険料につきましては、策定委員会の答申を踏まえまして、前回より約1.7パーセント引き下げさせていただいており、基準月額では、6,000円から100円引き下げ、5,900円といたしております。

介護保険料の減少要因といたしましては、要介護認定者数が今後減少すると見込まれることなどがございます。また、令和2年度から本格的に開始されました、地域支援事業の実施状況を国が評価して交付する保険者機能強化推進交付金や保険者努力支援交付金などの新たな財源が確保できる見通しであることなどもひとつの要因でございます。

さらに、保険料上昇抑止策といたしましては、支払準備基金。これを取り崩して、この3年間で調整 をさせていただくことも含まれております。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第12号、矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号、矢掛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号、矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議案第15号、矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、これらの条例は、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスの基準等を定める条例でございますが、国の省令の改正に伴いまして、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第16号、矢掛町交通指導員設置条例を廃止する条例制定についてでございますが、矢掛町交通指導員については、平成18年4月に井原警察署と矢掛警察署が統合された後も、矢掛町独自の交通指導員として設置しておりましたが、各警察署単位で設置されている井原交通警察協助員の活動で対応可能と判断し、今回廃止するものでございます。つまり、矢掛署のあった当時のものが今まで残されておったというものを今のほうへ統一するということです。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号、矢掛町学校施設等整備基金条例制定についてでございますが、本年度、旧美川 幼稚園を放課後等デイサービスホハルへ有償で賃貸借するにあたり、補助金適正化法の規定により、財 産処分の承認を文部科学大臣から受けるには、補助金相当額以上の基金積立が必要となりますので、新 たに基金を設置するものでございます。積立金額は、100万円でございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第18号、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定についてでございますが、これは、令和2年12月12日に施行された、公職選挙法の一部改正により、町において実施される選挙においても選挙公営が拡大され、選挙運動用自動車の借上げ等を補助することができるようになったことに伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、選挙管理委員会書記が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第19号、矢掛町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定についてでございますが、これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、教育長の勤務形態、職務専念義務の特例を規定するものでございます。この一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、教育委員長と教育長を一本化した新しい教育長が常勤の特別職として設置されましたが、勤務時間など服務関連について条例が未整備でありましたので、この3月議会で上程するものであります。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号、矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例制定についてでござい

ますが、これは、矢掛町への移住定住を検討している方に、一定期間、生活体験ができるお試し住宅を提供するにあたり、令和3年4月から使用料を徴するよう条例制定をするものでございます。まあ、今までは無料であったわけでございますが、いろいろ実態を調査して、やはり有料かなあというふうに改正するものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号、矢掛町営駐車場条例制定についてでございますが、これは、矢掛町営駐車場2 か所の施設整備に伴い、条例制定を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第22号、工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、うぐいす橋上部工製作工事の請負契約の締結について、同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして, 議案第23号, 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について, 提案理由を申 し上げます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により準用される同条第1項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものでございます。御承知のとおり、この計画に基づいて行う事業につきましては、その財源として、後年度に借入額の7割が交付税措置される、過疎対策事業債を発行することができるものでございます。このたび、新たな事業展開を図るにあたり、この計画の一部を変更する必要が生じたため、この議会に提出させていただくものであります。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第24号、権利の放棄について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、矢掛町住宅新築資金等貸付金で、回収不能となった債権の放棄につきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、この議会に提出し議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして,議案第25号から議案第28号までの各会計の補正予算について,提案理由を御説明申し上げます。なお,議案第25号及び議案第26号の一般会計補正予算及び国民健康保険特別会計補正予算については,地方自治法第218条第1項の規定,議案第27号及び議案第28号の矢掛町病院事業会計及び矢掛町水道事業会計の補正予算につきましては,地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして提出させていただくものでございます。

まず、議案第25号、令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第8号)についてでございますが、今回 の補正予算につきましては、歳入、歳出ともに、補助事業など各事業の確定に伴います事業費の精算な どを中心に計上いたしております。

内容につきましては、お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

今回の補正額は1億600万円の減額で、補正後の予算総額は、108億4,900万円となっております。 内容的にはですね、減額分については、説明は省略いたします。増額分についてのみ説明いたします。

主なものとしましては、まず総務費へ、井原消防署矢掛出張所旧庁舎の解体に係る費用及び町内へ住宅を新築する方への定住促進助成金の実績見込みによる増額を計上いたしております。

農林水産業費では、新規就農者への支援として新規就農者儲かる農業実現支援金を、土木費では、道の駅関連として、やかげDMO等の団体が実施するやかげ華まつりなどの開業記念事業への補助金等と道の駅整備の県工事分に対する負担金を、また、昨年7月の大雨により通行不能となっている小田地区北畑橋の撤去を笠岡市と同意が得られましたので、それぞれ計上いたしております。

さらに、教育費では、各学校長の判断で必要な新型コロナ対策を行う感染症対策等の学校教育活動継続支援事業や、三宅星南選手を支援するためのアスリート育成強化補助を計上いたしております。

そして、森林環境整備基金の積立てでございますが、これは以前も申し上げました積極的な積立てでございまして、事業実施はまだ調査段階ということでございますので、完全に使い切った残り分。これは、来年以降にしっかりと使っていくというものでございます。

なお、新規就農者儲かる農業実現支援金とアスリート育成強化補助につきましては、今年度御寄付を いただきました、ふるさと納税を財源として活用させていただくこととしております。

詳細につきましては、企画財政課長、課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。 次に、議案第26号、令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,000万円を減額し、補正後の歳入歳出総額を、17億1,200万円とするものでございます。また、内容といたしましては、歳出では、実績見込みに伴う療養給付費の減額及びシステム更新に係る国保病院会計繰出金の増額でございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第27号、令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算(第4号)についてでございますが、 内容といたしましては、収益的収支につきまして、補助金及び繰入金の増による調整で、収支均衡予算 となっております。資本的収支につきましては、収入で財源の組替調整をし、収支額に変更はありませ ん。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第28号、令和2年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号)についてでございますが、 主な内容といたしましては、収益的支出につきましては、寒波に伴います断水対応経費及び退職給付費 の増額を、また、資本的収支につきましては、工事請負費の減額などにつきまして、それぞれ補正予算 として計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第2号から議案第28号までの提案理由並びに説明でございます。今回、条例いろいろ掛けてありますが、私の集大成としてですね、今まで問題がある問題、できるだけ解決するという意味で、積極的な条例提案もさせていただいておりますことをどうか御理解いただければと思います。以上でございます。

- ○議長(土田正雄君) 次に,議案の説明を求めます。総務防災課長。
- **〇総務防災課長(堀 賢一君)** 〔議案第2号・議案第3号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 介護老人保健施設事務長。
- **〇介護老人保健施設事務長(丹下裕之君)** 〔議案第4号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 町民課長。
- **○町民課長(稲田由紀子君)** 〔議案第5号・議案第6号・議案第7号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 建設課長。

- **〇建設課長(渡邉孝一君)** 〔議案第8号について説明記載省略〕
- **○議長(土田正雄君)** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時33分 休憩

午前10時49分 再開

- ○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。 保健福祉課長。
- **○保健福祉課長(小川公一君)** 〔議案第9号・議案第10号・議案第11号・議案第12号・議案第13号・議案第14号・議案第15号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 町民課長。
- **〇町民課長(稲田由紀子君)** 〔議案第16号について説明記載省略〕
- 〇議長(土田正雄君) 企画財政課長。
- **○企画財政課長(松嶋良治君)** 〔議案第17号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 選挙管理委員会書記。
- ○選挙管理委員会書記(守屋裕文君) 〔議案第18号について説明記載省略〕
- 〇議長(土田正雄君) 教育課長。
- **〇教育課長(藤原徳忠君)** 〔議案第19号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 産業観光課長。
- **○産業観光課長(妹尾一正君)** 〔議案第20号・議案第21号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 企画財政課長。
- **○企画財政課長(松嶋良治君)** 〔議案第22号・議案第23号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(小川公一君)** 〔議案第24号について説明記載省略〕
- 〇議長(土田正雄君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(松嶋良治君)** 〔議案第25号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 企画財政課長代理。
- **〇企画財政課長代理(河上昌弘君)** 〔議案第25号事項別明細について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 町民課長。
- ○町民課長(稲田由紀子君) 〔議案第26号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 病院事務長。
- ○矢掛病院事務長(稲田欽也君) 〔議案第27号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(平井勝志君)** 〔議案第28号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 町長から提案理由の説明並びに担当課長などからの説明が終わりました。

○議長(土田正雄君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明

日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。それでは、皆さん御苦労さまでした。

午前11時45分 散会

令和3年第2回矢掛町議会第1回定例会(第2号)

- 1. 会議招集日時 令和3年3月3日 午前9時30分
- 2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分

(議事) 午前 9時30分

(散会) 午前11時40分

3. 議員の出欠状況

議席		п.	Þ		出欠等	議席		氏	Þ		出欠等
番号	氏		名		の別	番号		K	名		の別
1	田	中	輝	夫	出	2	髙	月	敏	文	出
3	原	田	秀	史	出	4	小	塚	郁	夫	出
5	石	井	信	行	出	6	臣	部	多喜	夫	出
7	花	Ш	大	砯	出	8	Ш	上	淳	旦	出
9	浅	野		毅	出	1 0	土	田	正	雄	出
1 1	山	野	豊	久	出	1 2		•			

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山野通彦 嶋山英二 教 育 長 総務防災課長 堀 賢 一 町 民 課 長 稲 田 由紀子 産業観光課長 妹 尾 一 正 上下水道課長 平 井 勝 志 矢掛病院事務長 稲田欽也 介護老人保健施設事務長 丹下裕之 企画財政課長代理 河 上 昌 弘 財政管財係長 石井 亮太郎

副 町 長 山縣幸洋 矢掛病院管理者 名 部 誠 企画財政課長 松 嶋 良 治 保健福祉課長 小 川 公 一 建設課長 渡邊孝一 教 育 課 長 藤原徳忠 会計管理者 奥村栄治 総務防災課長代理 立川人士 矢 掛 寮 長 西山弘之

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文 書 記 大嵩勇人

6. 議事日程

日程第1 議案第29号 令和3年度矢掛町一般会計予算について

議案第30号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について 議案第31号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計予算について 議案第32号 令和3年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について 議案第33号 令和3年度矢掛町病院事業会計予算について 議案第34号 令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について 議案第35号 令和3年度矢掛町水道事業会計予算について 議案第36号 令和3年度矢掛町下水道事業会計予算について 議案第37号 令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について 議案第37号 令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について 議案第38号 令和3年度矢掛町も財産区特別会計予算について

-24-

午前9時30分 開議

○議長(土田正雄君) 皆さんおはようございます。昨日の本会議に引き続き御苦労様です。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

日程第1 議案第29号 令和3年度矢掛町一般会計予算について

議案第30号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第31号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第32号 令和3年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 令和3年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第34号 令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第35号 令和3年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第36号 令和3年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第37号 令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第38号 令和3年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長(土田正雄君) 日程第1,議案第29号から議案第38号までの令和3年度各会計当初予算案件10件を一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

〇町長(山野通彦君) それでは、議案第29号から議案第38号の、令和3年度各会計の予算、10 議案につきまして提案理由を説明を申し上げます。なお、各議案につきまして、一般会計予算と各特別 会計予算につきましては、地方自治法第211条第1項の規定、また、病院、介護老人保健施設、水道、 下水道の各企業会計予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出 させていただくものでございます。

はじめに、議案第29号、令和3年度矢掛町一般会計予算についてでございますが、令和3年度の予算編成につきましては、内容に入ります前に、国において地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込みを立てるものとして、毎年度作成される地方財政計画に関しまして、簡単に触れさせていただきたいと思います。

計画の規模としては、約89兆8,400億円で、前年度比1パーセントの減となっており、歳入面では、新型コロナウイルスの影響により、地方税が8.4パーセントの大幅減となっているものの、地方交付税を5.1パーセント、臨時財政対策債を74.5パーセントの大幅増として、一般財源総額では前年度を0.5パーセント下回る約63兆1,432億円を確保したものとしております。

このような状況の中、本町の予算編成にあたりましては、新型コロナウイルスの影響による税収減が 見込まれる中にあっても、先の災害を教訓とした防災対策と道の駅を中心とした賑わいづくりを重点に しながら、引き続き住民生活に密着した施策、住民福祉の維持・向上に最大限配慮したメリハリのある 予算編成に努めました。

予算総額は、7.8 億 6,000 万円で、対前年比4.3 パーセント、金額にして3 億 5,000 万円の減となっております。なお、新型コロナウイルス対策関連の予算につきましては、2 億 5,400 万円を令和3 年度

の補正予算として、本議会へ追加上程させていただく予定としていますが、これを加えた総額は、81 億1,400万円となります。

通常でありますと、皆さんの概要書を見ていただきながらというふうになるんですが、今回は私の思いを、めりはりをつけた説明をさせていただきたいと思います。あとは、担当の説明なり、皆さんの概要書は御覧いただきたいと思います。

まずですね、防災対策。これには、大雨による小田川の水位が上昇した際に、避難所への避難が困難な状況にある中川地区の小田川南へ新たに避難所兼備蓄倉庫を整備するほか、引き続きため池ハザードマップの作成や危険ため池の廃止工事、防災士資格取得補助金など計上いたしております。この中で大事なことは、この中川南地区の問題であります。これの避難所及び備蓄倉庫。これに合わせて、浅海地区と江良の消防器庫の統合が、この予算へ計上いたしております。

この対応について、地元の自治会長、川南の地域の方々が、髙月議員も一緒になってすばらしい要望を出されてきました。具体的に言いますと、つまり、いち避難所ということでなしにですね、地域を考えた中に懸案であった消防。ずっと、浅海と江良の課題であったものを一緒になって協議し、場所を同じ所へ、そしてまた、管理も一緒にするとそういう発想を取りまとめた提案でありました。本当に、私が思うようなかたちの問題を地元で解決しながら、地権者等の話をしながら提案されてきたと。すばらしい事案かなあということに思いますと同時に、即予算化すると決断した案件の一つでございます。

もう一つ大きなことは,まるごと道の駅,無電柱化,重伝建の三点セットの完成後。今後は,地域経済の活性化及び観光地域づくりを図るための観光ビジョンというものが必要なということで,これは令和2年度の補正予算で計上しておったと思いますが,これをより一層,最近の情報で国がですね,まちづくり地域創生事業。これを令和3年度の国の予算で,大型の予算を出しております。ぜひ,これに取り組んだらと言う専門家,関係者の何もありまして,いま,予算を上げておる2年度の300万でしたか。これは落としまして,新たにこの事業をチャレンジしようということで,いま,多分3月中には是非が出るというふうに思いますが,ぜひ採択をして得る最大の努力をしていきたい。まあ,金額もかなり大きい。これは,3か年事業にもなっておりますので,これからの後,今の宿泊施設も含めたまちづくりの構想が協議をしていけるんではないかなというふうに思っております。

それに加えて、賑わいまちづくりとしましては、新たな観光の拠点施設となる、道の駅山陽道やかげ宿と矢掛ビジターセンター問屋の指定管理に係る予算や、これらをいかして誘客の促進に取り組むやかげDMOの事業への補助、さらに、昨年12月に正式に重要伝統的建造物群保存地区に選定されました、矢掛の貴重な町並みを後世に残していくための保存事業補助も盛り込んでおります。

あわせて、町民や観光客の期待が大きい小田川南側の活用として、河川とまちが融合した良好な空間 形成を目指す取組として、かわまちづくり事業。こういう取組を予算計上いたしております。ここへは ちょっと大きなポイントがありまして、オープンした後、皆さんもどうなるかということでございます が、この1年間は、まち全体を考える年になろうかと思います。そう慌ててバタバタするのでなしにで すね、大きな様変わりをします。コロナの収束の状況を見る。そして、オープンをした。そうした動き が、どういうふうに展開していくか。これを冷静に判断して、取り組んでいく必要があろうということ で、ひとつは大きな事業として、ソフト事業。先ほど言いました、まちづくり地域創生というのは、こ のソフト事業であります。当然、専門家、地域の方々、関係者に寄っていただいてですね、いろいろな 意見交換ができる場所というふうに思っております。これの特徴は、国の補助が 9割。これが狙い目で あります、私の狙い目。ほぼ9割ほど、国のほうが出てくるというような事業をチャレンジしておるということでございます。

それから、もう一つのかわまちづくり事業。これは、ほとんど初めてかもわかりませんが、これはですね、このまちを都市再生事業を始める前、この事業を固める前にですね、嵐山構想が一緒にあったわけです。その中でなかなか、やろうという補助事業が見つかりませんで、最終的にはちょうど今、30年、おたくらが出られた一期生のスタートとしたと思いますが、その前に協議した議案が何回もあります。それを結局やろうとしたんですけれど、やっぱり財源が見つからないということで、川南は断念をしておったわけであります。それが、ここへ来てですね、県も一緒にこのかわまちづくり事業をやりましょうという話であります。まだ、今の時点で、これが予算委員会へいっても、十分中身を話することはできませんが、何分あの川南を、こちらがオープンしたセットの中でですね、いろいろな事業展開をして、川南とこのまちの事業を離すことでなしに、一体的に考えていく。夢と希望がある事業かなというふうに思っておるのと同時に、県がですね、一生懸命、共にやりましょうということになっておりますので、まだ、どこまでが県で、どこまでが町かというへんは、はっきりいたしませんが、これをスタートすることによってですね、明らかになってくるであろうと思います。こういうことも十分、関係者の御意見をいただきながら展開をしていくことになろうということがありますので、ただ、このかわまちづくりというイメージで、別件ではありません。セットの中で考えていこうということをお知らせしておきたいというふうに思います。

そしてまた、全体的なハード事業につきましては、地域防災の主力となる消防団の機能集約、強化のために、矢掛分団及び中川分団の消防器庫を整備すると。ここで、中川の話はしましたが、矢掛も長い懸案事項でありました。ちょうど今、タイミングが、統合が決まったという報告を受けましたので、これは、予算以上にタイミングが非常に大事です。まとまった時点でタイムリーにやらないと、お世話した方々、消防団の方・役員等も移動がありますので、ちょっとまあ、2か所やるというのは大変なんですけど、予算は積極的な予算をさせていただきながら、財源の見通しを立てるべき努力をして、まとまった時点で、そのことをまとめた幹部の時にやろうという積極的な予算であります。

それから、都市再生整備事業。街路舗装等高質化事業を展開する。これも、5年計画と言いながら、この事業自体はチャレンジ予算。いま、ちょっと振り返ってみれば、30年にスタートしとるということから言わせば、いま、皆さん方が議員になられたその最初の年に説明をしとるというふうに思います。そこは、どこまでもチャレンジ予算ですよと。この特色は、変更が前提です。変更がある前提の補正予算。都市再生整備事業ということを前提にやっています。それから、チャレンジということは、できるかもわからない、できないかもわからない。国が認めるかもわからない、認めないかもわからない。そういう中のスタートで、できるだけ計画には、できたらいいなあと。それには当然、財源が要ります。地元の協力も要ります。そういうものがマッチした中に事業としてできるということですから、当然あの計画どおりにやるというのは、必ずしも、できればベストですけども、そういうものではありませんので。当然、一言でいえば、変更は前提条件の事業と、まあ、珍しい。珍しい事業であるというふうに申し上げておけばと思います。

そして、それ以外には、町道の運動公園線、土井行部線の道路改良などの継続事業も計上いたしております。できるだけ、私の時点でスタートしたものの、けりがつくものはけりをつけていく。継続しなければならない事業は、無理をせずに次のほうへ財源を考えながら、次へ継続していくという予算編成

をしております。

また、大きなお金といたしましては、広域で進めている処分場建設費と焼却場整備です。本格的に始まりますが、これ、併せて2億2,300万円であります。これからが本格的にこの金額が増えてくるということですので、議員の皆様方にもぜひ、財政的な意味としてですね、頭に十分置いていただかないといけない予算事業だと思っております。

それから、旧川面幼稚園の跡地利用。これは、川面の議員さんも含めていろいろ御意見もございますが、ここで、川面児童クラブと子育て支援センターの移転、改修の予算を計上しておりますが、地元のそれぞれの強い要望の中で行政も考えて、つまり、あの形をどうやって維持管理をするか。今後の行政は、絶えず施設をする時には維持管理。これは、今までの私の行政は、それを一番考えてきた。することは見やすいです。した後、誰が管理するのか、誰が負担するのか。これが、これから生き残る行政の立ち位置だろうというふうに思っております。そういうことで、改修費が340万円ということですけど、あそこをうまく活用しながら、それぞれ。児童クラブのほうは川面の小学校に、現地を私見ますと、ほんま気の毒ななあという部屋へおらされておりまして、すぐに対応しなきゃならないなあというふうに思いますと同時に、支援センターのほうも間借りをしております。よその建物でありますので、これを決断をして計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

そしてまた,住民生活に密着したところでの狭あい道路整備。これは,要望が非常に多いんですけど, かなりお金も掛かりますので,できる限りの予算を計上いたしております。

それから、当然、継続的に実施している各種福祉施策、子育て支援等々については、やはり所要のかたちを継続的に経費を計上しておるということで、まあ新たでないので言っていませんが、これは重要な施策というふうに位置付けております。

以上が、令和3年度の予算編成の概要を申し上げました。概要書を一々言っていませんが、私の心の 力点のところを組んでいただければ、大本こういうかたちで1年やっていくんだろう、やれるんだろう。 そして、考える年というふうに位置付けたいと思います。

詳細につきましては、企画財政課長、課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。 次に、議案第30号、令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ16億8,200万円を計上しており、前年度当初に比べまして、6,800万円の減額となっております。

主な内容といたしましては、歳出では、被保険者の減少を見込み、保険給付費を前年度比2,044万4,000円の減額とし、医療給付を行うための岡山県への納付金について、岡山県から示された額に基づき、前年度比1,076万3,000円の減としております。また、この特別会計の財源といたしましては、国民健康保険関係法令に基づきまして、保険税、岡山県からの補助金、繰入金等を計上いたしております。また、支払準備基金繰入金1,500万円を計上いたしており、これにより、保険税率は据置きといたしております。特に、いつも申し上げますが、私の町長時代、この保険税は1円も上げずにここまでできたということは、関係者の御協力とそしてまた、職員の努力の賜物だろうというふうに思っております。

詳細につきましては,町民課長が説明いたしますので,よろしくお願いをいたします。

次に、議案第31号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定が2つございますが、まず、保険事業勘定につきましては、予算総額が19億6,500万円で、前年度に比べまして1,300万円の減額となっております。予算の93パーセントを占める保険給付費につきまして

は、前年度当初予算との比較での増減はございません。

一方,サービス事業勘定につきましては、予算総額1,300万円で、予防プラン作成に要する費用等を 計上しております。また、特別会計全体の財源といたしましては、保険料及び国、県、支払基金、町の それぞれ定められた負担率で計上いたしております。これは、介護も国保も減額予算ということは、それぞれの活動と努力の賜物が表れつつあるというふうに思っております。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第32号、令和3年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ2億4,000万円で、前年度比300万円の減額となっております。

主な内容につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金について、前年度比で 388 万 5,000 円の減額とし、歳入の後期高齢者医療保険料についても、前年度比 610 万円の減額といたしております。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第33号、令和3年度矢掛町病院事業会計予算についてでございますが、令和3年度の収益的収支は1,260万円のマイナス予算で調整しております。資本的収支につきましては、支出は医療機器更新の経費などを、収入はその財源を計上いたしております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第34号、令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算についてでございますが、令和3年度予算につきましては、収益的収支では、特別利益を含め、3,000万円の黒字予算で調整しております。また、資本的収支につきましては、介護機器更新の経費、収入はその財源を計上いたしております。

詳細につきましては、介護老人保健施設事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。 次に、議案第35号、令和3年度矢掛町水道事業会計予算についてでございますが、令和3年度予算 につきましては、収益的収支で2,500万円の黒字予算で調整しております。また、資本的収支では、老 朽施設更新事業費などを計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第36号、令和3年度矢掛町下水道事業会計予算についてでございますが、令和3年度予算につきましては、収益的収支では、収支均衡予算で調整いたしております。また、資本的収支では、 処理場建設費などを計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第37号、令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は290万円で、事務的経費を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第38号、令和3年度矢掛町各財産区特別会計予算についてでございますが、各財産区予算の提出に際しましては、それぞれ財産区管理会におきまして御同意いただいたものを提出いたしております。

詳細につきましては,企画財政課長が説明いたしますので,よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第29号から議案第38号までの提案理由でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(土田正雄君) 次に、議案の説明を求めます。企画財政課長。

- **〇企画財政課長(松嶋良治君)** 〔議案第29号について説明記載省略〕
- 〇議長(土田正雄君) 企画財政課長代理。
- **〇企画財政課長代理(河上昌弘君)** 〔議案第29号事項別明細について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 町民課長。
- **〇町民課長(稲田由紀子君)** 〔議案第30号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩します。休憩。

午前10時32分 休憩

午前10時49分 再開

- **〇議長(土田正雄君)** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。 保健福祉課長。
- **○保健福祉課長(小川公一君)** 〔議案第31号について説明記載省略〕
- 〇議長(土田正雄君) 町民課長。
- **〇町民課長(稲田由紀子君)** 〔議案第32号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 病院管理者。
- **〇矢掛病院管理者(名部 誠君)** 〔議案第33号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 病院事務長。
- **〇矢掛病院事務長(稲田欽也君)** 〔議案第33号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 介護老人保健施設事務長。
- ○介護老人保健施設事務長(丹下裕之君) 〔議案第34号について説明記載省略〕
- 〇議長(土田正雄君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(平井勝志君)** 〔議案第35号・議案第36号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(松嶋良治君)** [議案第37号・議案第38号について説明記載省略]
- **〇議長(土田正雄君)** 町長から提案理由の説明並びに担当課長などからの説明が終わりました。

〇議長(土田正雄君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。それでは、皆さん御苦労さまでした。

午前11時40分 散会

令和3年第2回矢掛町議会第1回定例会(第3号)

- 1. 会議招集日時 令和3年3月4日 午前9時30分
- 2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分

(議事) 午前 9時30分

(散会) 午後 3時 5分

3. 議員の出欠状況

議席		氏	名		出欠等	議席		氏	名		出欠等
番号					の別	番号					の別
1	田	中	輝	夫	出	2	髙	月	敏	文	出
3	原	田	秀	史	出	4	小	塚	郁	夫	出
5	石	井	信	行	出	6	山	部	多喜	夫	出
7	花	Ш	大	跳	出	8	Ш	上	淳	旦	出
9	浅	野		毅	出	1 0	土	田	正	雄	出
1 1	山	野	豊	久	出	1 2					

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦 鳴山英二 教 育 長 企画財政課長 松嶋良治 保健福祉課長 小川公一 建設課長 渡邉孝一 藤原徳忠 教 育 課 長 会計管理者 奥村栄治 総務防災課長代理 立 川 人 士 西山弘之 矢 掛 寮 長

副 町 長 堀 撃 洋 一 縣 務 防 災 課 長 堀 田 田 田 足 課 長 田 田 足 群 展 基 選 長 上 下 水 道 課 長 平 田 下 上 上 下 水 道 課 長 田 下 と 上 下 水 道 課 長 田 下 と 上 下 水 道 課 長 田 下 と 上 下 水 道 課 長 日 下 と 立 と 立 は 野 政 管 財 係 長 石 井 亮太郎

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋 裕文

書記大嵩勇人

6. 議事日程

日程第1 7番, 1番, 3番, 9番, 5番, 8番

日程第2 議案第39号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について

議案第4	0 -	号	令	和:	3年	度分	性尹	町	病	烷事	業	会	計補	証	予	算	(第	i 1	号	$\cdot)$	に	つし	17

〇議長(土田正雄君) 皆さん、おはようございます。

昨日の会議に引き続き御苦労さまです。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日から16日までの本会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

日程第1 7番, 1番, 3番, 9番, 5番, 8番

〇議長(土田正雄君) 日程第1,一般質問を行います。お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は、6名の方々であります。質問の順序は通告の順といたします。

まず、7番花川大志君、お願いします。7番、花川君。

〇7番(花川大志君) 議席7番, 花川でございます。通告事項, コロナ禍による閉塞感の中にあって, 令和3年度における児童生徒を取り巻く本町の学校運営及び教育環境は, どのように推進されていくのか。教育行政の指針の一端を伺いたく, 早速質問を始めさせていただきます。

令和2年初頭から全世界始め、我が国でも顕在化した新型コロナウイルス感染症は、さまざまなかたちで我々の生活を一変させ、今に至るまでに国民生活及び経済活動に大きな停滞を与えました。

その影響は、子どもたちの教育環境にも少なからず及んでおり、我がまちにおいても、学校生活の中で、先生方や学友と織り成す成長過程における貴重な体験や機会を奪っていき、それは今もって進行しており、完全に元の環境に戻ったとは言えない状況であります。

さまざまな学校行事が中止になり、実施されるにしても、参加人数抑制や観覧規制など何がしかの措置を伴う中での取り運びであり、児童生徒はもとより、保護者始め地域住民のがっかりしたお声を少なからず耳にいたしました。特に、小学校6年生あるいは中学校3年生のお子様をお持ちの御両親や祖父母の方々から、そういったお声をお聞きしたわけであります。

こういった状況から、学校というものが大人も子どもも含め、いかに地域の拠り所であるか。また、いかに地域活性の核となっているかが、改めてクローズアップされた1年でありました。まさに、少子高齢化が進む今だからこそ、学校や教育がエンジンとなった地方創生が、いかに重要であるかを我々議会も考えさせられたわけであります。

それと同時に、コロナ禍の影響として、子どもたちの学校における修学の在り方についても、転換の 促進度合いが高まったように感じるわけであります。具体的に申しますと、感染症対策におけるICT の本格導入及び遠隔オンライン授業への取組等であります。

そのような状況に鑑み,議会総務文教常任委員会では,委員長の発案で先月下旬に教育課職員を招へいし,関連した事柄についての現状を聴聞し,協議,意見交換を実施しております。

そこで、コロナ禍における教育環境の対応と充実という観点から、安心して登校し、授業を受け、ふだんどおりのコミュニケーションの中で交友関係が保たれる学校内の環境整備について、さらに、コロナ禍が一足飛びにもたらした遠隔授業の必要性やICT活用の指導とサポートの体制など、今後の取組について、担当課の御見解を伺いたいと思います。

まず、感染症拡大防止に準じた注意対策と学校教育活動の両立を図るべく進められる体制整備につい

て問います。令和3年度,通常授業はもとより,運動会を始め,また,他校との交流事業など各種催しの行動計画の見通しと感染防止の対策はどうするのか。担当課の方針を伺います。次に,パソコンやタブレットを活用した遠隔授業の環境整備は,本町において,今後実施せざるを得ないのか。また,それらを含め,令和3年度中,ICT活用の実務的な環境整備はどの程度進むのか。

以上の点について、教育課長の答弁を求めます。

〇議長(土田正雄君) 教育課長。

〇教育課長(藤原徳忠君) それでは、7番花川議員さんの1点目でございます、令和3年度の感染 症拡大防止に準じた注意対策。それから、学校教育活動の両立を図るべく進められる体制整備について という御質問でございます。

まず、感染症対策につきましては、3つの密を避ける、それからマスクの着用、手洗いなどの手指消毒。これらなどの基本的な感染症対策を引き続き継続していくということになります。また、学校の体制整備、運動会を始めとする各種行事につきましては、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要だと考えております。

以上のことから、令和3年度は、運動会、修学旅行、学芸会など各種行事については、中止することなく実施する予定でございます。なお、地域一斉の臨時休業につきましては、その地域の社会経済活動全体を停止するような、そういうふうな場合に取るべき措置であると考えております。

また、児童生徒や教職員に感染が確認された場合、差別、偏見、いじめ、誹謗中傷などの対象とならないよう、児童生徒たちはもとより、保護者や地域社会への啓発は極めて重要なことであり、十分な配慮、注意が必要だと考えております。

続きまして、2点目でございます。遠隔教育の環境整備は実施せざるを得ないのか。また、令和3年 度の実務的環境整備は、という御質問でございます。

まず、前段の御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、教育のみならず、医療、経済などさまざまな分野に大きな影響を今も及ぼしておるという状況でございます。本町でも、昨年の3月2日から学校の臨時休業が始まり、児童生徒が教育を受ける機会をどのように確保するのか。いま、必要な教育、指導事項とは何なのか。オンライン学習などのICTをどのように使うのか。子どもの精神的、身体的健康をどのように保障するのか。さまざまなことが問われてきたところでございます。

そのような中、遠隔教育というものが注目されてきたわけですが、まず、メリットとしては、まず、 距離に関わりなく相互に情報の発信受信のやり取りを行うことができるということということが、まず 1点目。それに続きまして、次に、コロナ禍という御質問の趣旨に添わないかもしれませんが、次に考 えられるのは、不登校児童や病気療養児などさまざまな事情により、通学して教育を受けることが困難 な児童生徒。この生徒たちにとって、自宅や病院等において遠隔教育を実施できるということが挙げら れ、遠隔教育は学習機会の確保を図る観点からも重要な役割を果たすものと考えております。

こういう観点から、遠隔教育の環境整備は、実施せざると言うよりは、児童生徒のためにそういう環境を充実させていかなければならないというふうに考えてございます。

後段の御質問でございます,令和3年度の実務的環境ということでございますが,一人一台端末の整備。それから,高速大容量通信ネットワークの整備。それから,家庭での環境が整備されていない家庭

へのWi-Fiルーターなど、これらのGIGAスクール関連の整備は、令和2年度中既に整備完了となっておりまして、この3月1日から既に運用を開始しているということで、デジタル教科書の更新、それからソフトの充実というところを考えておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 花川君。

〇7番(花川大志君) 御答弁の1点目,学校現場における体制整備については,三密防止と基本的な感染対策で教育活動全般を可能な限り継続し,運動会,修学旅行,学芸会などの行事は実施予定とのこと。ぜひとも,学校現場で成し得る徹底した感染防止対策をもって,各種行事が安全な環境の下,予定どおり実施されることを願います。ただ,これから始まる感染対策としてのワクチン接種の対象は16歳以上ということで,小学校・中学校の児童生徒は対象外となっております。そのことからしますと,多少管轄は違うかもしれませんが,一にも二にも,学校行事を遂行するという観点から,教育課からもお子様をお持ちの御家庭,保護者の方々に対して,ワクチン接種等々,協力と注意喚起をお願いしたいと考えますので,よろしくお願いいたします。

御答弁の2点目,遠隔教育授業の環境整備については、学習機会の確保を図る観点から、重要な役割を果たすものであり、その環境整備は充実させねばならないとの力強い御答弁をいただきました。

昨年6月定例会の一般質問において、他の議員によるGIGAスクール構想に関する質問に対する教育課長の御答弁の中で、遠隔教育の前提となる本町の就学児童生徒を持つ家庭におけるインターネット環境の普及率については、小学校児童の御家庭で 90.4 パーセント。中学校生徒の御家庭で 91.4 パーセントとのこと。いずれも、 9 割以上の義務教育課程のお子様をお持ちの御家庭がその環境下にあるとのことでした。これについては、国の補助制度をもって、Wi-Fiル-ターの貸与等、環境整備を進め、インターネット環境未整備の御家庭に対して、不利を無くしたいとのことでありました。

折しも、町は昨年5月、国のコロナ対策補正予算を受けて専決処分を行い、コロナ禍における教育現場への対応として、町内の小・中学校の全児童生徒にタブレットを配備してくださいました。つまり、本町における遠隔教育実施のハード環境は、課長の御答弁のとおり、おおむね整った状況にあると思われますが、新年度からは新たに町内各地区7つの小学校へ90名の新1年生が入学されるわけです。

遠隔教育授業を推進する上で、インターネット環境の整備については、これらの御家庭に対して、どういうかたちで調査あるいは取り計らいがなされるのでしょうか。先ほど申し上げましたパーセンテージの約1割の方への対応が、これは重要となるわけでございます。

また、教育課長の御答弁にあった、デジタル教科書の更新などソフトの充実の検討が必要とのことでしたが、具体的にどういった内容なのでしょうか。これらに関連して、授業を効率的に推進するための環境整備の一環として、授業中における端末等の緊急時のメンテナンス。いわゆる、フォローアップの現状はどうなっているのでしょうか。さらに、高速大容量の通信ネットワークの活用。特にクラウド活用について、学校ごとの利活用をどのように進めていかれるのでしょうか。

以上の点を整理いたしますと、新年度入学される児童生徒の御家庭のインターネット環境の普及率の現状と対策について。デジタル教科書の更新などソフト充実の検討の具体的な内容とは何か。緊急時のメンテナンス、いわゆるフォローアップの現状は。さらに、クラウド活用を今後どのように進めていくのか。これらのことについて、再質問として、教育課長に答弁を求めます。

〇議長(土田正雄君) 教育課長。

○教育課長(藤原徳忠君) はい。花川議員さんの再質問, 4つ御質問がございました。

まず、1点目でございます。新年度の児童生徒に対するインターネット環境の普及率の現状ということでございます。これにつきましては、現時点では調査はしておりませんが、インターネットの無い御家庭につきましては、先ほど申し上げましたWi-Fiルーターの貸出しを行うため、既に整備をしたところでございます。Wi-Fiルーターの使用に関する契約、通信費につきましては、原則保護者負担と考えておりますが、御家庭のお考えでWi-Fiルーター、そういう環境を使用されない場合は、学校あるいは文化センターに出向いていただいて遠隔授業を受けるということになろうかと思っております。

なお、家庭への持ち帰りについては、大変に関心の高いところでございますが、現時点ではコロナウイルス感染症等による臨時休校など緊急時を除き、持ち帰りは行わないものとしております。ただし、今後、オンラインドリルの整備とか既存の紙媒体などの整理ができれば、平時の持ち帰りについても、今後検討を行うものとするという方針で、各学校にもお示しをしているところでございます。なお、国の動きにつきましては、今のところ持ち帰りについて、こうするべきだという指針は出ておりませんが、文部科学大臣が、この2月16日に会見をしまして、今年度中にはQ&Aを作成し、この夏までには全体図を示したいというふうな会見がございました。まあ、このことも参考としながら、児童生徒にとって何がベストなのか、教育委員会として検討する余地はあるということでございます。

それから、2点目でございます。ソフトの充実等は何かという御質問でございますが、デジタル教科書の更新につきましては、令和3年度は、教科書の改訂に伴う中学校のデジタル教科書の更新ということでございます。また、ソフトの充実ということでございますが、運用開始時点のソフトは、事業支援、それから動画、それからデジタル問題集、それからプログラミングソフト、それからフィルタリングソフト――有害なネット環境に通じないという、そういうソフトのアプリケーションを常に投入しております。当面は、これらのアプリケーションを利用して授業を進めていく方針でありますが、今後授業などに活用して利用していく上で、より効果が期待できるもの、より利用しやすいものというものが、全体像が見えてくるというふうに考えております。

その場合は、各学校に先生方によるICT推進員がお二人いらっしゃいますので、その先生方とか、 あと、校長会とともに研究したいと考えております。

で、3点目でございます、ICTにかかるフォローアップということでございます。現状としましては、小学校・中学校ともICTへルプデスク――これは、電話によるサポートでございます。時間は、午前9時から午後5時まで。それ以外では、中学校についてのみ月1回、午前9時から午後4時まで、矢掛中学校に1人来校して、サポートしております。

令和2年度のヘルプデスクの実績を申し上げますと、コロナによる臨時休業がありましたので、令和2年6月から令和3年1月までですが、件数は62件。うち、中学校は11件というふうになっております。内容としましては、ネットワークや端末などの障害系の復旧というものが小学校では主なもので、それ以外で授業支援、校務支援などがあります。

ちなみに中学校では、件数としては88件。内容的には小学校とほぼ同じ内容で、障害系の復旧、授業支援、校務支援ということでございます。

4点目のクラウドの活用ということでございます。本町では、児童生徒一人1台端末として Chromebook を導入しております。この Chromebook は、Google の Chrome の O S ——オペレーティング

システムを搭載したコンピューターのことで、簡単な操作と管理方法で多くの自治体で導入されておりまして、児童生徒にとって最適な学習環境をオンラインで一元管理できるというもので、インターネット等のネットワーク経由でユーザーにサービスを提供する形態、いわゆるクラウドというものを利用しております。

Chromebook というものは、インターネット上のさまざまなサービスの利用を前提としておりますので、従来の端末とは違いまして、端末本体にソフトをインストールしたり、データを保存したりすることはありません。端末自体は、クラウド上――つまり、インターネット上のシステムやデータへ接続するための道具というふうに言えます。

このクラウドは、町内の全小学校と中学校で使用することになり、先ほど申し上げましたアプリケーションを活用して、教員自身が児童生徒の資質、能力の育成を意識して、効果的に教育活動の中で活用することになるということでございます。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 花川君。

〇7番(花川大志君) はい。電話によるサポート体制であるICTヘルプデスクの実績内容は、端末の障害復旧、事業支援、校務支援とのことでありました。まさに、現場の先生方は事業の推進や校務で大変なのだと実感できます。

そのことに関連しますが、文部科学大臣の諮問機関として文科省内に設置された中央教育審議会は、令和の日本型学校教育の構築を目指してという諮問事項に対する答申の中で、課題として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と学校教育活動の両立。また、コロナのみならず、今後起こり得る新たな感染症への備えとして、教室環境や指導体制等の整備という項目を掲げました。これは、本年1月26日のことであります。

また,新学習指導要領では,個に応じた指導の重視の推進におけるコンピューターや情報通信ネットワークを活用するための環境整備の必要性を説いております。

その中のICT環境の指導体制の整備では、学習履歴や生活指導上のデータ等に、これを有効に反映することで、教員の負担軽減を図ることを目途とし、これを重点事項としております。

確かに、現場の環境整備は大変重要でありますし、文科省の指針ですから、これは実施しなくてはならないのでしょうが、感染防止の優先化、厳格化のあまり、一足飛びに外形だけ整える事の是非については、教育委員会としてのお考えはどうなのでしょうか。

さらに、いわゆるコロナ補正予算で、一人一台のタブレット端末が完備され、ICT教育の推進に加速感が増した今、全体的な流れの中で、学校の先生方の負担はかえって増えるのではありませんか。

そして、詰まるところ、そういった状態があらゆる意味で、児童生徒に対する有意義な実りある修学へつながるのだろうかと不安に思うとのお声が、一部の保護者にあります。これは、教育課と総務文教常任委員会との懇談の中で、教育課長とも情報を共有したところであります。私は、そのバランスのあり方を注視しております。

学校教育の現場においても、デジタル化の時代と言われて久しいわけですが、利便の良さを追求する あまり、教員も児童生徒も、ハード、ソフト両面の教育機器の有効な利活用に対して、全体として追い ついていない状況があるのであれば、前段の保護者の多様なお考えを考慮すれば、少しスピードを緩め て考え合う、いわゆるアナログな教育も、かえって今は必要なのではないかと思うわけであります。 一方、そうは言っても、町内の子どもたちの将来を考えますと、ICT教育がもたらすさまざまな学科の広く、深く、迅速な習得とこれからの社会に即応するため身につけるべきIT端末機器の扱いに関するレベルアップの必要性とに鑑みれば、やはりこれは強力に推進していかねば、町内のみならず、他の市町村の子どもたちとの格差が生じることが懸念されるわけであります。

そこでポイントになるのが、教育行政という観点から、教える側の充実。教員の指導力かん養と、それを下支えする環境整備であろうかと考えるわけであります。

新学習指導要領では、ICT活用に向けた教員の資質能力向上については、養成研修を通じて身に付けられる環境の実現と、児童生徒一人一台の端末使用を前提とした、その活用指導力の必要性などがうたわれていますが、令和3年度以降、将来にわたり我がまちの学校現場では、具体的にどういった取組が必要なのか。教育長部局の見解をお聞きしたいと思います。

併せて、連携と分担という観点から取り組む I C T教育の実現については、外部人材や専門スタッフが指導に携わることができる学校環境を作ることが改革の方向性として挙げられております。その上で、各学校への専門スタッフの巡回配置など一定の知見や技量をお持ちの方が、教員に対する指導やサポートを行い、町内 7 地区全ての小学校において、指導力の平準化が望まれるわけであります。こういったことへの対象として、専門スタッフの編成、また、サポート体制に特化したチームを設置するひとっの提案として、専門知識をお持ちの方を地域おこし協力隊員として募集し、活用することは考えられないでしょうか。

ICT環境における指導体制と多様な人材活用の現状について、教育課としての御見解、また、総体的な見地から、オンライン教育や要員配置に関する先ほどの提案に対する教育委員会としての御見解を、この際、教育長にお聞きしたいと思いますので、それぞれ御答弁をお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 教育課長。

〇教育課長(藤原徳忠君) それでは、再々質問の、まず、外部人材や専門スタッフなどより良い環境の推進についてということで、教育委員会の見解をまず、私どものほうから申し上げます。

ICTに関係する外部人材、専門スタッフ――いわゆるICT支援員は、児童生徒がICTメディアを活用して、児童生徒が掲げた学習課題の解決のために、教職員と連携協力して適切に支援することにあると考えております。授業以外でも、教員の研修や校務において、教員と相談し、学校からの要望を受けながら、ICT活用を推進していくことが求められております。

以上のことからも、教育委員会としては、ICT支援員の配置は必要と考えておりまして、令和3年度予算で、ICT支援員一人を小学校でも支援できるように、予算の増額をこの3月議会でお願いしているところでございます。

今後、操作の習得、ICTを活用した授業改善など、新たな業務が発生してくると予想されますが、 専門家であるICT支援員を配置することは、情報教育や教科等の指導におけるICT活用など、教育 の情報化について一層の充実を図ることが期待することができ、大きな意義があると考えております。

また、先ほど申し上げましたように、学校現場においては、各学校からはICT推進員を二人選出していただいております。学校間の格差、これを無くすため、また先生方の資質向上のために、ICT関連の研修を積極的に行っていく予定でございます。

このGIGAスクール構想では、児童生徒が情報やそれに関連する技術をみずから選択し、活用する力が求められておりますが、平素の授業をICT――いわゆる、パソコンで全て行うということではな

くて、鉛筆やノートと同様に一つのアイテムとして授業に取り入れることが重要であり、学校は教師と 子ども、それから子ども同士の関わり合いの中で行われるのが学校教育ではないかというふうに考えて おります。

いずれにしましても、学習用端末を活用することそのものではなく、それを活用してどこを目指すのか、何を目指すのか。学習指導要領では、資質能力という言葉がたびたび出てまいります。この資質能力を、未来の学校の達成目標とするために、知識、技能の習得。それから、思考力、判断力、表現力等の育成。それから学びに向かう力、人間性のかん養。これらを常に意識して、教育委員会としてできること、先生方と一緒に授業づくりに取り組んでまいりたいという思いでございます。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 教育長。

〇教育長(嶋山英二君) 7番花川議員さんの御質問に、教育長として、日頃から大切にしたいと考えてることを踏まえまして、お答えをさしていただこうと思います。

まず、御質問とは直接関係はございませんけれども、私が教育行政を推進していく上で、何より大切にしたいと考えておりますのは、地域づくりは人づくりであり、地域づくりの拠点は、学校と公民館であるということでございます。だからこそ、各地域にあります矢掛町の7小学校は、矢掛小学校以外ですね、一学年一学級の小規模校ばかりでございますけれども、可能な限り、現在の体制を維持していきたいと考えております。

学校教育の基本は、人と人。すなわち、先生と児童生徒。児童生徒同士の関わりの連続的な営みと考えております。小・中学校でいろいろな友達と関わり、コミュニケーションを取ることは、社会性を身につけることにつながり、将来、社会人となる上で、非常に大事な学びがあると考えております。

昨年の11月15日付のある新聞に、萩生田文部科学大臣と河野行政改革担当大臣との教育のデジタル化を巡っての論争が記載されておりました。その中で、萩生田文部科学大臣は、「教員が子どもに寄り添って声を掛け、質問に答えることが授業の深みを作る」と主張。「特に小・中学生では、教室で机を並べて一緒に学校生活を送ることが、互いの成長を促す」と強調されております。オンラインによる環境ではなかなか困難なことでございまして、この考え方に、私は同感でございます。

同時に、現在のコロナ禍の状況も鑑み、現在、将来の教育のあり方を考える時、児童生徒一人一台の端末保持使用を前提とした I C T活用能力の育成は、極めて重要であるとも考えます。そのための教員の指導力向上を目指した研修も不可欠であり、県教育委員会とも連携しながら継続をして、開催をしていく必要があると考えております。本町におきましても、研修会の開催とともに、各学校を巡回して教員をサポートとしていく体制整備も考えてるところでございます。

議員さんから御提案をいただきました、地域おこし協力隊として上記のスキルを有する人材を求めることも必要かと考えております。この件につきましては、今後、町当局とも協議してまいりたいと考えておるとこでございます。

教育の何より大切なことは、コロナ禍の中にあって、いかにして子どもたちの大切な命と安全を守っていくか。そして、学校が休校ということになったときも想定しながら、子どもたちの学ぶ意欲を大切にしながら、学力をいかに保障していくか。そのために、ネット環境の違いにいかに対応していくか。子どもたち一人ひとりに応じたネット活用能力の育成をどのように図っていくかなど、多くの課題がございます。岡山県教育委員会ともしっかり連携しながら、花川議員さんからの御提案も参考にさせてい

ただきながら、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私の考えの一端を延べさせていただきました。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 花川君。

〇7番(花川大志君) 教育課長の御答弁では、学校ごとのICT推進員2名の専任と今定例会では 令和3年度当初予算にICT支援員配置の予算措置が上程されているとのこと。しっかりと環境整備へ の取組が実施されていることが確認でき、安心いたしました。

なお、提案いたしました、専門知識をお持ちの地域おこし協力隊の募集採用をもって、臨機応変にかつ時間差無く迅速に、テキストやテストの作成など、先生方の負担軽減と児童生徒の修学力の向上とにつながる重層的な環境の醸成へ、今後、お取組いただければと考えます。

教育長の御答弁では、学校教育の基本は、人と人であり、さまざまな関わりの中でコミュニケーションを取ることで、社会性が身に付くとのこと。これは、ICT教育利活用の本質である、人同士のコミュニケーションを手助けする、人同士のつながりを豊かにするという趣旨と、正に整合いたします。

一方、先生と児童生徒、また、子どもたち同士の関わりは、オンライン環境だけでは感じ取ることがなかなか難しく、やはり基本的には、従来どおり、人と人とのつながりが大切であるという、矢掛町教育長としての御見解に触れることができましたことは、町民の一人として大変うれしく、ありがたく感じるわけであります。

その上で、矢掛の子どもたちには、一定のICT活用能力が身に付くよう、また、今回のコロナ禍で、昨年、実際に我がまちでも起こった一斉休校のような事態に、図らずも今後なったとしても、子どもたちの学ぶ意欲を大切にしながら学力を保障していくという、教育長の方針を支えるICT環境の整備及び矢掛町ならではの教員のバックアップ体制。そして、保護者の方々に対するICT環境推進への理解を得られるよう、教育委員会、教育課として、今後も有為な働き掛けをお願い申し上げ、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(土田正雄君) 続きまして, 1番田中輝夫君, お願いします。1番, 田中君。

〇1番(田中輝夫君) 議席1番,田中輝夫でございます。通告に従い,水道事業の寒波による被害状況とマイナンバーカードの現状について,2つ質問さしていただきます。

まず、水道事業及び寒波による断水漏水の事態についてですが、本年1月上旬の寒波により、町内の多数で、断水や漏水、濁り水が出るという事態が発生しました。その際、本町では、漏水対策本部を早急に立ち上げ、対処されております。担当課職員及び担当課以外の職員も、全部署の応援体制で処理に従事されておられました。復旧給水作業に従事された皆様には、感謝と敬意を表します。

水道事業は、正しく私たちの日常生活に欠かせないライフラインです。町水道側の送配水管が漏水した場合には、浄水損失、電力消費損失のみだけではなく、給水不良、道路陥没などの二次災害にもつながり、大きな損失となるため、早期発見と漏水防止対策の推進は重要であります。

宅内漏水は、水道管の老朽化、地震、凍結などによる損傷で、地下で漏水しており、多くの場合、地上に水が出てこないため発見は困難です。利用者側の私たちの家庭で漏水確認するには、水道メーターを見る。それから、水道代金を毎月チェックする。蛇口や壁に耳を当てて、水の流れる音を聞く。漏水していないか直接設備を見る、というふうなことしかありません。

今回、この被害を受けて、台風や災害などで断水が想定される場合には、事前に浴槽に水を張ってお

くことも対策の一つであると、以前言われていたことを、いま、改めて思い出されます。

そこで、本年1月上旬の寒波による断水漏水被害について、担当課の方にお尋ねします。1点目、断水発生の原因及び被害発生前後の対応状況と被害状況。2点目、今後の漏水防止対策。これは、空き家等も含めて。3点目、水道事業の広域化計画の進捗状況について、担当課にお尋ねします。

〇議長(土田正雄君) 上下水道課長。

〇上下水道課長(平井勝志君) 1番,田中議員さんの御質問,水道事業の寒波による被害状況等について,上下水道課からお答えいたします。

その前に、このたびの1月上旬に発生いたしました広域での断水につきまして、断水となりました地域の皆様には、大変長期間にわたり御不便をお掛けいたしました。また、自宅や隣近所など周辺部の漏水確認に御協力いただきました住民の皆様、断水の被害に遭われながらも復旧作業に従事する職員に温かい応援をいただきました皆様方、大変ありがとうございました。

それでは、1点目の御質問の、断水発生の原因及び被害発生前後の対応状況と被害状況について、お答えいたします。

まず、断水発生の原因といたしましては、1月7日木曜日から11日月曜日にかけまして西日本を中心に大変強い寒波が到来し、1月9日土曜日から町内各地で家庭内給水施設――これは、御家庭内の蛇口や給水管、水道配管の総称でございますが、これら御家庭内の凍結による破裂が多発いたしまして、送水量を上回る給水量が長期間発生したことにより、配水池の水位が低下し、標高の高い地域への加圧給水が不能となり、1月11日月曜日から町内の一部に断水が発生したものでございます。

水道管の凍結は、一般的に氷点下4度を下回ると発生いたします。今回の寒波による最低気温の状況でございますが、氷点下6.3度を記録するとともに、2日間連続して氷点下6度を下回るなど、過去20年間の観測記録にも無い最低気温の状況でございました。

次に、断水発生前の対応状況でございますが、まず、寒波到来前の対応といたしましては、事前の啓発活動を行っております。これは、通常、毎年行っております、広報紙への凍結対策記事の掲載や各御家庭に配付している、くらしのカレンダー1月期へ給水装置の凍結対策方法を掲載することにより、使用者へ注意喚起を行う。こういった啓発に加えまして、さらに、今回の寒波が大変に強いという事前の気象予測がございましたので、寒波到来前の1月6日水曜日から8日金曜日にかけまして、有線放送による広報と広報車による呼び掛けを町内全域によって、事前に実施いたしました。

また、氷点下6度を下回る予報が発表されておりました1月9日土曜日、警戒態勢として早朝より職員が出勤し、水位変化の監視と町内施設の巡視を実施しておりました。同日の午後1時30分、配水池の水位の異常な下降を職員が確認いたしまして、凍結による多数の破裂が発生したことを確信いたしまして、町長へ最悪の場合には広域断水となる可能性が発生した旨の報告を行うとともに、町長の指示により、広報車、有線放送などで、漏水確認の呼び掛けを町内全域で実施するとともに、非常体制を敷きまして、全課員での町内各家庭や集会所などの漏水確認、また、水道法第15条に基づく漏水家庭の緊急停水作業を翌朝まで実施し、配水池水位の確保に努めました。

この活動により、翌10日日曜日の午前中には、一時的に配水池の水位が7割程度まで回復いたしましたが、この日の朝も連続して最低気温が氷点下6度を下回るという状況であったため、再度の凍結、破裂の多発に備え、他課からの職員の応援を受ける中で、前日と同様の広報活動や漏水確認、停水作業を継続いたしました。また、断水が発生した場合に備え、日本水道協会岡山県支部へ応援給水を要請し、

応急給水活動の実施を計画いたしました。

こうした断水発生防止の対応を行ってまいりましたが、翌日の11日月曜日午前7時、中央配水池の 水位が無くなり、一部地域から断水が発生することとなりました。

断水発生後の対応といたしましては、漏水対策本部を設置し、町長からの全職員で緊急対応するようにとの強い指示により、対応人員が増員でき、漏水確認、停水作業を強化することができました。これにより漏水量が減少し、翌日12日火曜日早朝には、水位の回復が見込まれる状況まで改善いたしました。水位の回復後は、断水区域の送水再開を順次実施いたしまして、16日土曜日午後4時に、町内全域において断水を解消することができました。

次に、被害状況といたしましては、各御家庭の給水装置の破裂、漏水件数は最新の集計で854件。これは、現在の町全体の給水戸数が5,760件でありますので、率にして14.8パーセント。実に、7件に1件の割合で破裂、漏水被害が発生したというものでございます。

また、断水の影響戸数でございます。これは推定の戸数となりますが、最大影響時で約500戸ということでございます。

2点目の御質問の、今後の漏水防止対策でございます。まず、町が管理している送水管、配水管につきましては、日常的に漏水確認などの管理を行っており、今回の寒波により凍結や破裂といった被害はございませんでした。今回のような寒波災害対策といたしましては、やはり、各御家庭の給水管や給水装置について対策を実施していただくことが非常に重要になります。これらは、使用者である町民の皆様方が管理していただく設備でございますので、水道事業体が直接対策を行うことはできませんが、各御家庭での凍結防止対策の確実な実施や止水方法の周知徹底。集会所施設など利用頻度の低い施設につきましては、施設の利用後には必ず止水栓を閉めるといった行為の徹底。また、ふだん居住されていない空き家などにつきましては、常時止水栓を閉めておく。常に止水栓を閉めておく、こういったことなどについて、啓発を強化し再発の防止に努めてまいりたいと考えております。

3点目の御質問,水道事業の広域化計画の進捗状況でございます。現在,岡山県が中心となって水道 事業の広域連携推進に関する検討会を立ち上げております。これは、改正水道法に定められた県による 水道事業体の広域連携の推進を図るための検討会で、令和4年度末までに広域化推進プランを県におい て策定することを目指しているものでございます。

現在の検討状況でございますが、各水道事業体の経営環境と経営状況に係る現状整理と将来見通しの推計を行っている程度の状況であり、この検討内容自体は、本町では、既に平成28年度に水道事業ビジョンにて検討を行っている内容のもので、現在のところ具体的な広域化計画が進捗しているという状況のものではございません。

今後,施設の共同利用や共同設置,事務の広域的処理や経営統合など,広域化の多様な類型の中で,さまざまなパターンでの効果算定が実施され,課題や効果,将来見通しを総合的に比較する中で,県において今後の推進方針を定めることとなると思いますが,広域連携することが最終的な目的ではなく,あくまでも水道事業体の経営基盤の強化を図るための一つの手法であり,真に矢掛町水道事業の将来的な安定強化に資する内容であるか否か,慎重に見極めていく必要があると考えております。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 田中君。

〇1番(田中輝夫君) 被害の発生原因,被害状況等はわかりました。寒波対策も,宅内は自分たちで

予防するしかないということもわかっております。そこで、再質問さしていただきますが、本管の漏水 調査を職員の方が行っていましたが、調査、点検作業は、町内水道業者や水道指定業者の専門に任せる ほうが確実に早期発見できるのではないでしょうか。業者が行う点検には、漏水探知機で調査をするこ とができるのではないかというふうに思います。それと次に、災害があるたびに毎回、岡山市や倉敷市 の他市町村から給水車を借りて各地区などに給水をしていますが、町独自で給水車及び給水タンクを保 有する計画はないのか、お尋ねします。

〇議長(土田正雄君) 上下水道課長。

〇上下水道課長(平井勝志君) それでは、再質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問、漏水調査や点検作業は町内水道業者など、専門業者に任せるほうが早期発見できるのではないかとの御質問ですが、今回のような家庭内漏水の多発では、町内水道業者には、各家庭からの修理依頼が殺到し、漏水修理の対応に追われる事態となり、漏水調査に対応する余力は無いのが現状でございます。また、漏水調査を行う専門業者でございますが、家庭内漏水の確認は、水道本管の漏水であり、地下埋設管の漏水と異なり、各家庭のメーター機を確認するという、こういった単純な作業でございまして、専用の装置や専門の知識、経験を必要とするものではないことと業者の作業員の人数も僅かな人数であるため、5、700件を超える各家庭の破裂漏水を確認するには、画期的な方法は無く、マンパワーによる止水に頼らざるを得ないと考えます。

また、町民の皆様方への自宅を含む近所の漏水確認の呼び掛けに対しまして、大変多くの方が御協力いただき、大変多くの情報を寄せていただきました。こうした自助、近所の力は、大変大きなものだと感じております。このため、今回発生した各御家庭の漏水の多発といった事態に対しましては、多数の土地勘のある職員による悉皆調査と、地域住民の力をお借りした確認作業が、早期発見、早期対応、早期終息に適していると考えます。

以上です。

〇議長(土田正雄君) 田中君。

○1番(田中輝夫君) 先ほどの回答の中にもあったんですが、あと一点だけちょっと質問します。広域化の計画は、進展はないようです。広域化の連携が目的ではないというふうなことの話もありましたが、広域化でなくても近隣市町村、例えば倉敷市、鴨方町とかの水道パイプと連結し、断水時にはお互い補い合うことの計画。まあ、共用化というふうなことは、検討をされていないのかどうか、再度回答願います。

〇議長(土田正雄君) 上下水道課長。

〇上下水道課長(平井勝志君) それでは、再々質問にお答えいたします。

隣接市との水道管の連結について、過去に企業団水道からの受水について、検討された経緯がございます。この際には、十数億円という多額の経費が発生するため、参加を見合わせたという状況でございました。

水道事業は独立した企業として、水道料金によって全ての費用を賄い、運営しております。すなわち、 高額な経費発生は、水道料金の値上げに直結することとなります。しかし、災害時の備えとして、緊急 連絡管を整備しておくことは、今後の大規模災害に対し、非常に有効な方法であると考えます。

隣接の水道事業体や企業団水道と常時の受水でなく,災害時のみの緊急時連絡管としての整備について,矢掛町水道事業で負担可能な経費での実現の可能性については,検討を行いたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) 田中議員の質問は非常に重要な案件でありますので、私のほうから、多少ちょっと補足説明したいというふうに思います。私の立場から言わせば、いま、質問の中では、広域化計画。この問題であります。もう1点は、独自で給水車、給水タンクは補充できないかと、こういう問題ですね。これは、ぜひ必要かつ住民の方にも知っていただきたい。

矢掛町の水のあり方、生活に対して命に関わる問題。非常に重要な問題でありまして、これは企業会計であります。ここをお互い、議員も認識していただくということがございます。

そういう中で、いかに安全な水を送れるかということでございますが、矢掛町の場合は小田川のほう の水を利用させてやってもらったのが現状でございます。

この広域化というのは、先ほど課長が言いましたように、法律の従って県がやっておるという状況でございまして、この計画について数年前に町村長会のほうへ県のほうから説明がありましたが、ほとんどの町村長は反応しませんでした。ということから言わせば、まだ今の時点で、それぞれの市町が、水道事業会計で困っておるという状況ではない。しかし将来に、そういう時が来るだろう、来るかもわからないというのが、やはり国や県は考えるところであります。早くもそういうことは、いろいろな面で、ゴミの面であろうと、それから、消防であろうとですね、絶えず、いざというときにはやはり、広域化の方向を目指すというのが一般的な考え方。ここは、意識としてはしっかり持っておく必要があろうというふうに思います。

この内容に入りますとですね、大変な作業であります。町のほうは早くもですね、こういったビジョン。水道ビジョンを作りましてですね、何十年の状況を検討した経緯もございますけれども、この案件になりますと、近くとか、いま、南のほうは備南水道事業団。いろいろな事業団を作って、つまり、旭川とか高梁川とか吉井川とか、そういう水を利用してやっておる。このときに、矢掛町でも美星町がですね、広域の水を取られております。合併前。その当時に、井原へも矢掛へもその話がございましたが、その当時の町長は、今の現状を選択されたと。いうことは、多額な費用がかかります。基本的には、これはもう独立採算でありますので、費用を掛けることイコール水道料の値上げの問題です。ここを頭に置きながら、投資が、いつ何をやらなきゃならないか。ここの選択の判断が非常に重要になってまいります。

これから長年、このまちがあり、そして議員活動。トップの方々はそのへんの責任が非常に重いので、両輪の中で判断していく。いうことは、広域化の検討は、始まりますと、十分住民巻き込んで、議会等々とも協議しながら選択していかにやという、なお大きな事件というふうに思いますし、まだ今の時点で、具体的に内容説明、どういうふうに広域化していくのか。その範囲は、どこからその水をいただくのかというところまでは、全く来てませんが、そういう話が来たときにはですね、当然、議会とも十分協議してやっていきたいというふうに思っておりますので、担当課長が、そう簡単に話ができるような材料ではございません。私が、必要となった場合には、いつでも皆さんとは協議してまいります。

2点目のこれ、町独自で給水車、給水タンクは買えないか。これは、お金を出せばいつでも買えます。 これも独立採算の問題で、いま、課長が丁寧に説明しました。緊急時の問題。どれだけその費用が掛か るのか。それが、使用が何回あるのかということを考えたら、水道ゆうのは全国協定ができております。 私もこの前、30年7月には、大阪から、神戸から、岡山から、あらゆる所にお礼参りにまいりまし た。今回でも、ある意味では、一言言えば即座に、緊急の場合には応援団がどこからでもきます。これはですね、そういうシステムの中で、ある意味では非常に感謝してお礼参りをしておるんですけれども、最大限活用するべきではないかと。常時必要になればですね、当然やらなければならない。必要なものはしっかり買っていきますし、いざ経費となれば、企業会計でありますので、そのへんを十分精査しながら、やはり、投資するには使用料へ跳ね返ってくるわけですから、そのへんは経営を十分分析しながら対応していくということなので、一般会計とは違いますので、やることはいつでも投資できます。買うことならできます。そのへんを理解いただきながらですね、どれがベストなのか。必要なことは絶対やらなければなりません、という考え方も申し述べておけたらと思います。よろしくお願いします。

〇議長(土田正雄君) 田中君。

○1番(田中輝夫君) はい。いま、水道事業に関しまして、町長のほうからも答弁いただきました。 広域化については、いろいろな問題があるということで、課題が多く、これから検討していくことだと いうふうなお話もあって、わかります。今回の話を聞いていますと、やはり、一番には自主防災組織が、 そういうふうなのが必要なのかなというふうに、我々も感じますが、その上で、町長からもお話があり ましたが、企業会計で水道事業の会計の中でやっていくんだというふうなお話の中でもありましたが、 それはわかります。ですが、給水車とか、避難所へ設置する仮設給水タンク等については、単に水道事 業という枠だけではなく、広域な災害が起きた場合の対策として、町独自で取得する必要があるのでは ないかなというふうなことを考えます。ぜひ、防災資機材の整備として、町において取り組んでいただ くこと、検討していただきますようにお願いをしまして、この質問を終わります。

次に、マイナンバーカードについてでございます。マイナンバーを証明する番号確認書類の一つとして、通知カードが、昨年の5月25日をもって、新規発行等の手続が廃止されました。

それ以後は、新規発行や紛失時の再発行、住所や氏名に変更があった場合の記載内容の変更は行われなくなりましたが、記載事項に変更がない場合に限り、従来どおりマイナンバーを証明する書類として、通知カードは使用することが可能です。

現在,個人の本人確認するものには,運転免許証やパスポートなど,顔写真付きのものが必要ですが,運転免許未取得者,運転免許返納者などの方が,行政,金融機関等での手続きする場合には,本人確認証明がなかなか面倒になっています。私の周りの中にも,マイナンバーカードは必要になってくるのだろうが,今わざわざ作って持つほどなのかとか,紛失時には悪用されるリスクが高いから今は作らないと,申請することを迷っている人も多いと感じています。

マイナンバーカード普及率も、全国平均では25パーセントを超えたとも聞いていますが、本町のマイナンバーカードの現状について、担当課の方にお尋ねします。

1点目,通知カード廃止後以降に生まれた方や新たに住民登録された人は,どのようにしてマイナンバーを知ることになるのか。2点目,本町のカード発行枚数と普及率。3点目,主な行政手続での新規利用範囲。4点目として,普及率向上の方策。これについて,担当課長の回答を求めます。

〇議長(土田正雄君) 町民課長。

〇町民課長(稲田由紀子君) 1番,田中議員の御質問,マイナンバーカードの現状について,お答えいたします。

マイナンバーにつきましては、平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律——いわゆるマイナンバー法が成立し、平成27年10月から各人にマイナン

バーが通知されています。

マイナンバーが使われるのは、主に、社会保障、税金、災害対策の3つに関連するときです。マイナンバーがあれば、これまで複数の機関に存在していた個人の情報を、同一人物の情報だと即座に確認することができるようになります。マイナンバーの通知後、個人の申請により、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されております。

まず、1点目の御質問。今回のこの通知カード廃止後、新たに住民登録された方がどのようにマイナンバーを知るのかということについてですが、対象の方には、個人番号通知書が郵送されますので、それで確認することができます。

次に、2点目、カードの発行枚数と普及率についてですが、令和3年2月1日現在で、2,323枚、16.4 パーセントとなっております。岡山県の交付率は、23パーセント。全国では、25.1パーセントとなっております。矢掛町交付数の内、約4割にあたります940枚を今年度交付しており、現在交付が進んでいる状況です。

次に、3点目、主な行政手続きでの利用範囲についてですが、マイナンバーカードは、本人確認の身分証明書として使えるほか、カードに搭載された電子証明書を用いて、e-Taxによる確定申告を行うことができます。

また、今年度、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金の支給がありましたが、マイナンバーカードを通じてオンライン申請をすることもできました。

そして、議会初日の町長報告にもありましたように、本年2月からは、マイナンバーカードを利用した、住民票の写しなどの証明書のコンビニ交付サービスを開始しています。コンビニエンスストアの店舗内にあるマルチコピー機から交付することができます。

また、今月下旬からは、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになる予定です。カードリーダーを設置した医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをかざすだけで I Cチップ内の電子証明書により、医療保険の資格などをオンラインでスムーズに確認できるようになります。

今後も、国ではマイナンバーカードを活用したデジタル化を進めていく予定となっております。

最後に、4点目、普及率向上の対策についてですが、現在、ホームページや広報で広く周知を図っているほか、町民課窓口では、転入された方に対しマイナンバーカード取得を促しています。また、国保被保険者証や後期高齢者医療被保険者証の更新時期に保険証と一緒にマイナンバーカード申請についてのチラシを送付し、周知を図りました。

マイナンバーカードの交付時においても、取得者の利便性を図るため、通常の窓口交付は、平日の業務時間内となっておりますが、事前申込みにより臨時窓口として、毎週木曜日の午後7時まで、また、第2・第4土曜日の午前中を開設しています。

マイナンバーカードは、本人確認書類や住民票の写し等のコンビニ交付、健康保険証としての利用もできるようになりますので、今後も引き続いて制度についてのわかりやすい周知広報を行い、普及促進を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 田中君。

〇1番(田中輝夫君) マイナンバーカードを利用して、住民票の写しがコンビニ等で交付が可能になったというふうなことがありますし、また、これからは国の制度に従って、健康保険証として利用でき

るように進んでいる。まあ、決定ではないですが進んでいるというふうな回答でした。

そこで、再度質問さしていただきますが、新しく送られてくる、新しい人。個人番号通知書は、マイナンバーの身分証明書として利用できるのかどうか。それと、マイナンバーカードが、いま、2,323 枚発行されてというふうなことですが、そのうち、高齢者の割合、それがわかれば教えていただきたいと思います。

〇議長(土田正雄君) 町民課長。

〇町民課長(稲田由紀子君) 1番,田中議員の再質問に町民課からお答えします。

まず1点目,個人番号通知書が身分証明書となるのかとの御質問ですが,個人番通知書は、マイナンバーのお知らせの通知であって、身分証明書としては利用できません。身分証明書として利用できるのは、マイナンバーカードとなります。

そして、2点目、マイナンバーカード発行数の内、高齢者の割合についてですが、先ほどの令和3年2月1日現在、2,323 枚交付の内、65歳以上の方は848人となっております。交付率としましては36パーセントであり、人口の割合におおよそ合った交付率となっております。以上です。

〇議長(土田正雄君) 田中君。

〇1番(田中輝夫君) マイナンバーカードについては、何回も言いますが、国の取り組む制度であります。まだまだ、マイナンバーカードに関しては、不安に思っている人も多くいます。免許返納者の方々など、行政手続きを行う時、個人の本人確認証明となるので取得されている方が多いのかなと。848 名の方、まあ多いのかなと思っております。今後も国から制度内容の追加変更、利用範囲の拡大がされるようであれば、情報提供に努めていただきたいと思います。

通知カードの新規発行が無くなったことを聞いたので、その後の対応とマイナンバーカードの現状についてお尋ねしたものであります。これで、全ての質問を終わります。

○議長(土田正雄君) お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたい と思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時43分 休憩

午前10時58分 再開

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。 それでは、3番原田秀史君、お願いします。3番、原田君。

○3番(原田秀史君) 議席3番の原田でございます。通告に従いまして、河川に係る水門、樋門、 樋管について。そして、都市再生整備計画事業を活用した矢掛市街地のまちづくりについての意見を質 問いたします。

まず、河川に係る水門、樋門、樋管について。防災、また、操作時の安全確保の観点から質問をいたします。町内には、西から東へ流れる小田川を本流としまして、県、町が管理する多くの河川があります。そして、それぞれの堤内地には、雨水や水田の水をより大きな河川に流すための川や水路があり、その合流地点には、洪水により合流する河川の水位が上昇したときに、堤内地への逆流を防止する目的のため、県や町、また、農業用水を河川から取水する目的のため、土地改良区や用水組合が設置した水

門, 樋門, 樋管といった施設が多数あると思います。このことについて、以下3点を質問いたします。まず、1点目といたしまして、町、県、土地改良区、用水組合が管理するそれぞれの施設数をお伺いいたします。2点目といたしまして、こういった施設。特に、逆流防止を目的とする施設は、洪水時に機能しなければ、周辺地域に大きな被害が想定されます。こうしたことを起こさないためには、定期点検や、点検結果による修理等の管理が大変重要だと思います。その管理体制及び洪水時に水門等の操作は誰がするのかなどの操作体制。また、こうした施設は、当然ですが、堤防の河川側に設置され、操作時には河川も増水し、転落した場合には最悪の事態も想定されます。こうした事態を回避するためには、転落防止柵の設置は不可欠だと思いますが、こうした安全対策について、お伺いをいたします。3点目といたしまして、水門、樋門、樋管などの施設は、設置後40年から50年が経過し、老朽化している施設も多くあると思われますが、更新を含めた老朽化対策について、担当課にお尋ねをいたします。

〇議長(土田正雄君) 建設課長。

〇建設課長(渡邉孝一君) それでは、3番議員、原田議員さんの御質問、河川に係る水門、樋門、 樋管について、3点の御質問をいただいておりますので建設課よりお答えさせていただきます。

まず、御質問の水門、樋門、樋管について、少し整理をさせていただきたいと存じます。御質問にありました水門や樋門、樋管といった言葉は日常的によく使用されておりますが、土木用語としては機能や構造で細かく分類されており、それぞれの施設は目的や用途に応じて施設の構造が異なり、さまざまなゲート――門扉でございますけども、取り付けられております。

まず、水門でございますが、イメージといたしまして、橋のように堤防の両岸に渡って設けられることが多く、規模の大きな施設を示しております。よく似た施設に可動堰がございます。大雑把な識別方法といたしまして、洪水の時にゲートが閉められておれば水門、全開していれば可動堰といった様子でございます。

樋門と樋管は、河川や用水路でよく見かける施設で、用水の取水や内水の排除を目的としています。 水門との大きな違いは、樋門、樋管は堤防の中に水路、これが本体になりますけれども、埋設されていることでございます。直感的な表現をいたしますと、堤防に埋め込まれた水が流れるトンネルとも言えます。水路にはふだん、水が流れており、水が増水した場合には水路に付けられたゲートが閉じられ、これによって堤防と一体となって水が堤内地——住宅地側にあるほうですけれども、流入してくるのを防ぎます。樋門と樋管には厳密な区分がありません。

以上の区分により、矢掛町に水門はございません。また、樋門、樋管は同じものとして原田議員さんの3つの御質問に回答させていただきます。

では、まず1点目の御質問、令和2年度現在、矢掛町が管理する施設数は68基でございます。その うち、岡山県が設置した施設が16基でございますが、岡山県より矢掛町に管理委託されておりますの で、岡山県が直接管理している施設はございません。次に、河川から農業用水を取水するために各種団 体が設置された施設についての施設数は、町では把握をしておりません。

2点目の御質問であります、洪水時に逆流防止を目的とした施設はございませんが、各樋門は洪水時に逆流防止の役目も担っております。矢掛町が管理している樋門につきましては、地元団体や個人に委託させていただいており、管理をお願いしております。また、平成30年7月豪雨までは定期的な点検は実施されておりませんでしたが、平成30年7月豪雨後に町長の指示によりまして、町管理の樋門に

ついて点検を実施し、平成30年度内に完了をしております。

また、安全対策についてでございますが、令和元年6月に、委託させていただいております個人や団体にお集まりいただき、管理の実情、操作方法、安全対策等について、協議の場を設けさせていただきました。その際に、御意見を頂戴したところでございます。その協議の中で、町と管理者による、今後も協議の場を取水期前に毎年開催することについても申合せを行っております。安全対策の実施につきましては、令和元年度より、緊急自然災害防止対策事業を活用し、点検結果や管理者の要望に基づき安全対策や改築、修繕、補修等の対応を実施しているところでございます。

3点目の御質問,施設の老朽化対策でございますが,まず,2番目の御質問でお答えさせていただきましたとおり,点検結果により,既に緊急自然災害防止対策事業で施設の改築,修繕,補修による老朽化対策を実施しております。また,できるだけ樋門の自動化を図るべく,岡山県とも協議しフラップゲート化にも取り組んでおり,来年度は5基を実施予定でございます。

以上3点について、回答させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 原田君。

○3番(原田秀史君) それぞれにつきまして、建設課長より答弁をいただきました。冒頭、課長より水門、樋門、樋管の定義について説明があり、その中で、町内には構造上でいうところの水門はないということでした。

一般的にはこうした施設を水門と呼んでいますが、町内にある多くの施設は、堤防の中を暗渠構造物 が横断するもので、確かに課長の言われるとおり、構造上は樋門に分類されると思いますので、以後は これらの施設について、樋門という文言にいたします。

また、樋門は逆流防止を目的の施設ではないが、洪水時にはその役目も担っているとのことでした。 確かに、施設そのものが、通常時には堤内地の雨水等を合流する河川へ排水する暗渠構造の排水路で、 洪水時には、設置している樋板等のゲートによって、逆流を防止する機能があるということも認識し、 再質問をいたします。

さて、先ほどの課長の答弁では、県より委託を受けている16基を含め、68基の樋門を町で管理しており、その操作等の管理は、地元団体や個人の方に委託しているとありましたが、68基の内、何件を委託し、それ以外の樋門については、どのような管理をしているのか。また、平成30年の7月豪雨後に点検を始め、その年度内に完了したとありますが、今後の定期的な点検については、毎年、出水期前に行う管理委託者との協議の場で確認的に行うのか。それとも、専門的な業者に委託をし、定期的に行うのか。

次に、安全対策、老朽化対策については、今年度から、緊急自然災害防止対策事業を活用し、順次計画的に実施しているとのことでした。御存じとは思いますが、樋門の操作は、洪水時には、内水と河川水位との微妙なバランスを見ながら操作しなければなりません。そうした中、河川の低水護岸域に設置され、機械式ではなく人力で樋板を上げ下げする樋門や、堤防天に設置されてはいますが、転落防止柵が無い樋門が数多くあります。当然、樋門の操作時には河川の水位が上昇し、最悪の場合、人命に関わるなど安全面に懸念があり、こうした樋門については、早急な安全対策が必要ではないかと思います。

こうしたことを踏まえまして,フラップゲート化等,令和元年度及び今年度の改修修繕実績と来年度 以降の具体的な計画をお尋ねいたします。

次に、農業用水を取水するために、用水組合等が設置している樋門については、施設数は把握してい

ないという答弁でありました。確かに、こうした樋門につきましては、受益者が維持管理などを担うのは当然なことと思いますが、その樋門が損壊や決壊した場合、受益地内に民家があり、それらの家屋に浸水などの被害が想定される場合は、防災上の観点から看過できないのではないかと思います。私も先日、町内の全ての河川を調査しましたが、これに該当するような樋門が何箇所かありました。こうした樋門については、維持管理は別といたしまして、老朽化や破損の状況を、行政として把握する体制を作る必要があると思いますが、このことについても併せてお尋ねをいたします。

〇議長(土田正雄君) 建設課長。

〇建設課長(渡邉孝一君) 3番議員,原田議員さんの再質問について,お答えさせていただきます。

まず、68基の内、地元団体や個人に委託しております基数は54基でございます。また7基は、既にフラップゲート方式による自動化に変更しております。残りの7基につきましては、湛水防除施設の一部として管理しているものが2基、既に排水機能を有しないものが2基、開閉機能の無いものが2基、用水組合で管理しているものが1基でございます。

点検につきましては、平成30年度は専門業者による点検を実施しており、今後につきましては、管理委託者による確認を基本とし、必要に応じて専門業者に委託し実施してまいりたいと考えております。

次に、緊急自然災害防止対策事業で実施した事業実績でございますが、この事業は当初、令和元年、令和2年の2か年事業でございました。点検結果により早急に改修、改良が必要な樋門について事業実施をしております。また、出水期を除いての工事となるため、各年度繰越しをさせていただき、事業を行っております。そのため、令和2年度繰越事業を含め、令和3年6月末までに改良又は改修を実施いたしますのは25基となります。先ほど、答弁させていただきました、フラップゲートの5基もこの中に含まれます。

また、岡山県が設置した樋門については、令和2年度に1基を改良しており、令和3年度は5基についてフラップゲート化を実施するとのことでございます。このことにより、68基中31基の早急に改良、改修が必要、また、可能な樋門については完了予定でございます。

今後の改修予定でございますが、先ほども申し上げましたとおり、平成30年度の点検結果による改良、改修については令和3年度で対応完了いたします。今後につきましては、管理委託者などによる点検結果により、実施につきましては、財政部局と協議し、検討してまいりたいと考えております。

最後に、用水組合等が設置している樋門等についての御質問でございますが、原田議員さんも述べておられたとおり、維持管理については設置者の責において実施していただくべきだと存じます。つまり、維持管理を適切に実施していただくことは、施設の点検、運転、維持、修繕を行うことにより施設を正常に保つことだと考えます。言い換えますと、維持管理が適切に行われていれば老朽化や破損といった状況は無いというふうに思います。しかしながら、今後は管理者が不在となり、また、必要性が無くなり放置されることにより、老朽化や破損が生じた樋門が出てくる可能性もございます。このような状況は全国的なものだと承知しており、今後の国や県の対応や指示により、本町といたしましても適切に対応していく必要があると考えております。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 原田君。

○3番(原田秀史君) 再質問にそれぞれ答弁をいただきました。管理については、68施設の内57施設を地元団体や個人の方に管理委託し、7施設は既にフラップゲート化により管理委託が不要であり、それ以外のものが4施設ある。また、それらの点検については、管理受託者の方に確認の上、必要に応じて専門業者に委託するということをお聞きしまして、点検体制が確認できました。なお、管理委託をしていない4施設につきましては、適切な対策をしていただきたいと思います。

次に、事業実績については、県の6施設を含め31施設が令和3年度中には整備を完了し、今後は、令和7年度まで事業延長された緊急自然災害防止対策事業を活用し、点検結果を元に事業対応をするということで、私はこの事業が令和2年度で終了し、その後の事業実施を懸念していましたので、先ほどの点検結果と同様に、非常に心強い回答として受け止めています。

そうした中、先ほどの答弁では触れられなかった転落防止柵設置につきましては、私も現地確認を行いまして、県の施設では2か所、町の施設では5か所で未設置を確認いたしました。特に、こうした人命に関わる施設につきましては、安全対策につきましては、万全を期していただきたいと思います。

最後に、用水組合が設置している施設につきましては、課長の答弁のとおりだと思いますが、なかなかそのようにいかない現実を踏まえ、最悪の事態を想定しての質問でありました。

矢掛町地域防災計画を見てみますと、第8節、防災営農の第1、農地及び農業用施設に対する応急措置の中で、用排水路に関する事項では、"町は、洪水時には、取水樋門等の操作、水路の水量調整、決壊防止のための応急工事等を行い、水路の溢水防止に努める"と明記してありますように、防災の観点からも重要な位置付けをし、町の役割を明記しております。こうしたことを踏まえまして、今後、こうした樋門の状況把握の体制を作っていただきたいと思います。いずれにいたしましても、昨今の異常気象による集中豪雨が多く発生している現状。特に、平成30年7月豪雨により、町内で起きました小田川堤防の決壊3か所の内2か所が、樋門を設置していた箇所で起こりました。これは、まあ、さまざまな原因要素もあったと思いますが、こうしたこともひとつの教訓とし、防災面での先ほどの施設の点検や老朽化対策等における修理、修繕。また、操作をする上での安全対策としての転落防止柵等の設置を進めていただくことを申しまして、この質問を終わります。

続きまして、2件目の都市再生整備計画事業を活用した矢掛市街地のまちづくりについて、お伺いを いたします。

矢掛市街地のまちづくりは、平成26年に観光案内所やかげ町家交流館の開館を皮切りに、宿泊施設の整備や空き家等を活用した町並みの整備を進めてきました。本年1月の山陽新聞には、"重要伝統的建造物群保存地区に選定され、町並み保存への道筋が付き、道の駅 山陽道やかげ宿の開業や往時の景観の再現に向けた無電柱化が完了し、町が取り組んだ観光振興の三本柱が今春出そろう"と報じていました。また、その中で、「矢掛町が再現でき、全国に誇れる町並みを継承し、活用していく基盤が整った」との町長のコメントにもありましたように、市街地の整備が着々と進み、今後の観光振興やまちづくりにますます弾みがつくことが期待されます。

そうした中、更なる観光振興を図るため、宿場町やかげ宿の歴史的町並みと、その玄関口となる道の駅を活用した交流と賑わいの創出を目標に、国土交通省の社会資本整備総合交付金、都市再生整備計画事業を活用をしまして、令和元年度から令和5年度までの4年間で、先ほどの目標を達成するため、地域生活基盤施設整備などの基幹事業給付事業並びに地域創造支援事業などの提案事業5事業の計14事業が計画され、現在までにいくつかの事業が執行されています。

このことについて、次の2点、質問をいたします。まず、1点目といたしまして、計画エリア及び事業の概要と現在の進捗状況をお尋ねいたします。2点目といたしまして、計画にあります基幹事業、提案事業の14事業は、計画期間内に全事業を執行するのか。特に、西町と旧マルナカ跡地。この2か所の用地を有効活用することは、本町にとって、今後の観光振興を図る上で、そしてまちづくりを進める上でも大変重要になるのではないかと思います。そうしたことを踏まえまして、矢掛町土地開発公社が平成27年に取得し、現在一部を駐車場としている西町の用地に計画されている地域生活基盤施設、また、本年度、町が取得する旧マルナカ跡地に計画されている地域生活基盤施設並びに高次都市施設について、今後の具体的な取組について、お尋ねいたします。担当課長の答弁をお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 企画財政課長。

〇企画財政課長(松嶋良治君) 3番,原田議員さんの御質問,都市再生整備計画事業を活用した矢掛市街地のまちづくりについて,企画財政課からお答えいたします。

都市再生整備計画事業とは、地域の歴史、文化、自然環境等の地域特性をいかした個性あふれるまちづくりを支援するため、市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業です。特徴としては、事業別にバラバラで行う事務が統一、一本化され、計画事業の範囲内で国費を自由に充当でき、ハード事業だけでなく、ソフト事業の実施も可能であるということです。

矢掛町では目標を、宿場町やかげ宿の歴史的町並みとその玄関口となる道の駅を活用した交流と賑わいの創出とした、令和元年度から5年間の事業計画を作成し、事業数は、議員さんがおっしゃるとおり、9の基幹事業、5の提案事業、合計14事業です。

御質問の各事業のエリア及び事業内容と進捗状況についてでございますが、エリアは矢掛の商店街を中心とした市街地一帯でございます。事業内容は、基幹事業は、駐車場有効利用システム、市街地看板整備、イベント広場、ふれあい広場、街路灯整備、街路舗装等高質化、小路整備、ポケットパーク、旧マルナカ跡地整備で、提案事業は、古民家再生事業、事業効果分析、町並みガイド養成、デジタルサイネージの活用等でございます。そのうち、年次的に事業を進めているものが、駐車場、看板、街路灯、舗装高質化、古民家再生、町並みガイド養成、デジタルサイネージでございます。

しかし、計画を策定した平成30年当時から町並みの様相も大きく変わり、さらに3年後の最終年である令和5年度も今から環境が大きく変化しているかもしれません。

よって,一つひとつの事業についても,計画策定時当初から比べて,箇所数であるとか,場所を変更 したりして柔軟に対応しているところでございます。

2つ目の質問,計画期間内に全事業を執行するのか,特に,西町に計画の地域生活基盤施設——イベント広場でございますが,それと旧マルナカ跡地に計画の高次元都市施設の取組についてでございます。

先ほど申しましたように、平成30年度から、令和5年度までの間での変化を念頭に置きながら、実施箇所を増やしたり、事業自体を縮小又は廃止したり、一旦保留して様子を見る必要がある事業も出てまいります。質問にあります、西町、旧マルナカ跡地も含めて未実施の事業もございますが、令和3年度は計画期間の中間年になりますので、令和5年度を最終年として事業の見直しを含めた整理を行う予定としておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 原田君。

〇3番(原田秀史君) 企画財政課長より答弁をいただきました。この事業は、矢掛の商店街を中心

とした一帯をエリアとし、市町村が作成した都市再生整備計画事業に基づいた事業で、現時点では舗装の高質化などの基幹事業4事業と古民家再生などの提案事業3事業の計7事業を進めているが、計画時から最終年の令和5年度までの間に、市街地の環境を含めた状況が不透明なため、西町、旧マルナカ跡地など事業の見直しを含めた整備を行う予定であるとのことです。この計画は、平成31年1月に都市再生整備計画事業として計画を策定して以降、令和元年7月に事業量の変更。同年12月に事業量の変更及び基幹事業の放送施設設備の追加。令和2年9月に、事業量の変更。令和3年1月に事業箇所と事業期間の変更と計4回の変更を行っています。

この中で、平成27年に土地開発公社が購入し、現在、一部が駐車場として使用されています西町の 用地に計画されています、イベント広場につきましては、本年1月の第4回の変更では、事業期間を令 和2年から3年を令和3年から4年に変更しています。

このことは、冒頭紹介しました、観光振興の三本柱が出そろうと本年1月に報じられました山陽新聞の記事の中にありました、「矢掛町が再現でき、全国に誇れる町並みを継承し、活用していく基盤が整った」との町長のこのようなコメントのとおり、市街地のまちづくりに関する不透明な状況が解消されての計画変更と理解いたしております。また、旧マルナカ跡地に計画されています、交流広場及び観光交流施設につきましては、当初計画どおり令和3年度から令和5年度までになっております。

平成30年10月17日に開催されました全員協議会におきまして、都市再生整備計画事業についての町長の報告事項の中で、この事業は10億円事業で、不透明な部分もまだあるが、今年度が申請の最後と言うてと思いますが、最後で、来年度からはハードルが高くなる。また、イベント広場は、地元からの要望も強く、旧マルナカ跡地については交渉中であるが、宿場町のまちづくりの根幹となる計画である、と説明されたように記憶をしております。また、この用地取得の予算につきましては、令和2年3月に行われました議会におきまして、一般会計予算案件として議決され、令和2年6月に行われました議会におきましては、公有財産の取得についてということで、旧マルナカ跡地の取得案件は、議決されています。こうした経緯を考えますと、事業計画どおりに事業をするのが必然だと思います。

いずれにいたしましても,西町及び旧マルナカ跡地に計画されております事業は,まちづくりや観光 振興を図る観点からも,事業期間内での事業完了は必須だと思っております。そういうことで執行部の 御見解をお尋ねいたします。

〇議長(土田正雄君) 副町長。

○副町長(山縣幸洋君) はい。原田議員さんの再質問で、先ほど、課長のほうが答弁いたしておりますので、繰り返しお答えするっていうところもあると思いますが、改めまして、私のほうからお答えさせていただきます。

この事業,課長申しましたが,5年計画で,いま,2年目でございます。実際の主な事業といたしまして,よく目にすると言いますか,わかるとこで言いますと,市街地の無電柱化の後の舗装。それから,街路灯ですね。そういったものを行う。この事業を活用して行っております。そのほかにも,看板であるとか,駐車場であるとか,そういった事業を行なっておりまして,いま,目立つところでは,そういった舗装というのを行っております。

この事業ですが、議員さんもおっしゃられましたとおり、また昨日、町長の当初予算の概要の説明の中で触れられましたが、この都市再生整備事業、平成30年に計画を申請をしたときには、不透明な部分もあるが、申請のチャンスが最終年ということもありまして、チャレンジ計画であるというふうに、

いま、町長のほうから説明をさせていただいたという経緯がございます。

御質問の西町と、それから旧マルナカ跡地についてですが、これも計画に載せております。この都市 再生整備事業の大きなメリットといたしまして、用地費が補助対象になるというのがあります。地域振 興事業でなかなか用地費が対象になるものは限られておるんですけれど、そういったメリットもありま して、5年間の中で可能性のある計画ということで、基幹事業のほうの一つとして計上いたしておりま す。

ただ、逆にですね、用地取得が対象になる反面、この事業では、原則箱もの――建物ですね。これは対象外ということになります。原則ではあるんですけれども、もし建物を建てるとなれば、その部分は用地が対象外。で、もし、この事業で用地を取得すると、建物を建てれない。そういった制限が逆にあるということになります。

そうした中で、旧マルナカ跡地につきましては、議会の議決もいただきまして、今年度、取得をいたしました。その財源は、寄附金をもとにして積み立てております基金でございます。原資は寄附金ということになるんですけれど、このように結果的には、町独自財源でマルナカ用地を取得したということで、上物について、この土地再生整備事業の制限を逆に受けなくなるということがあります。で、ある意味、補助事業に頼らず、さまざまな選択肢。いろんな補助事業を含めて選択肢もできたというところであります。

このように、平成30年当時とは、いろんな状況も変わったということがございまして、昨日、町長のほうからも説明がございましたが、この事業の補助対象、計画に縛られることなく、しっかりと検討を行おうというものでございます。

また、西町用地につきましても、昨年度、住民代表によりまして、ワークショップを開催いたしました。 やはりこの中でですね、 やはり、都市再生整備事業の対象にならない内容っていうのは出てきました。 そうした中で、西町用地も同様に、 改めて再検討が必要というふうな状況でございます。

で、、幸い、西町用地につきましては、既に土地開発公社が取得をいたしておりますので、町が取得をするタイミングというのが非常に自由度があります。そういったこともありまして、この事業の補助要件といいますか。縛られることなく、改めてしっかり検討を行おうというものでございます。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) 都市再生整備事業の質問をいただきました。これは私にとっては、ある意味では、今のまちの命でもあります。いま、担当レベルと、原田議員の現状を見ての質問でありましたが、ちょっと原点へ戻ってもう少しお話をしたい。いま、1期目の人が多いのと、2期目の人が大半であります。どういうかたちで今のまちが出来てきたかということをお話することが必要なかというふうに思います。

自分なりに過去を振り返ってみますと、やはり選挙。3期目のスタート、4期目のスタートが、このまちづくりの全体の流れをつくるということになります。つまり、この中身についてはちょっと気になるのが、この中で、「変更が多い」、「必然」とか「必須」いう言葉が出てまいります。この言葉は、これは町長が説明しないと大変なことになる、いうふうに思いまして、お答えをしたいというふうに思いますし、各議員さんにも理解をしていただきたいというふうに思います。

この事業、つまり、年次的に見ればですね、2期目の平成27年度が、私の3期目のスタートという

ことになります。道の駅がなぜスタートしたかというのは、この時です。つまり、その論議は27年から道の駅をスタートしてますけども、つまり、その前の年に色々な論議を専門家、住民、観光、いろんな方から御意見をいただく中で、あえて3期目にスタートするときにですね、この道の駅へと進めていこうというのを決断をしたところであります。それは当然、岡山県の、また、地元県議の要請等も非常に協力をいただく中でですね、この決断をしたというのが27年度のスタートであります。

そのときには、今のような計画は一切ありません。そういうことの中から、いろいろ道の駅を論議する中で、このまちをどうしていけばいいのかというようなこと。その時分には、やかげ宿はありました。そして矢掛屋もありました。別館もありました。そういう背景はあったんですけど、ソフト展開。どうやっていくかという論議の中に、やはりある程度、観光を目指していくというふうに、当然、ホテルが出来ましたになってきました。そこへ発想が出たのは、道の駅をやったらどうかということで、論議したところが27年のスタートというふうに思っております。

そういう中で、この4期目のスタートが、平成30年度です。これは、今の1期目の皆さん方と同じスタート。これを取り組むのは、先ほど言いましたように、いろんな論議があるなり、自分が立候補した決意としてですね、皆さんには3点セットという表現でやっていますけど、その中には、いろいろなまちの展開をしたらどうかとか、それから嵐山構想。これが、平成29年に1年掛けて論議してます。

タッグで、川南と町の市街地含めたまちづくりの構想を論議して、結果的にですね、両方全体の補助 事業が無い。私の進め方は、財源と維持管理です。ここをぜひ重視していただきたい。つまり何かとい えば、いかに継続できるかという問題なんです。そういうことの観点で、いろいろ事業をやってるの は、これが基軸にあるというのは、御理解いただきたいと思います。

そういう中で、これを進めていくかたちがどんどん、どんどん、いろいろな意見の中で広がってきた。そして構想の中で、どういう事業をやるかいういろいろな案が出ましたが、これをどういう財源で、誰がやっていくのか。どうしたら出来るのかということの中で大論議をしたら、この都市再生事業でやったらどうかということの、国の事業です。つまり、これでやれば補助金が40パー。それに加えて、過疎債いけば、82パーセントの財源の事業です。今の展開は、基本的には。そうゆうことを自分で意識しながら、この事業の申請に入るわけですが。

先ほど詳しく言われましたようにですね、その時点でどういう計画にするかは、非常に不透明な中でいるいろな意見がありました。できるだけやれたらいいな、やれるかな、いうような計画です。つまり、国が認めるか、認めんかわからない。町の財源でやれるか、やれんかもわからない。それが、いま、チャレンジということを、あえて皆さん方に申し上げた。それが結果的に、いま、やれたということは、それだけの了解が得られてここに来とるということです。

この都市再生事業っていうのは、元々変更ありきの計画。ここをよく理解していただいて、いま、原田議員の4回計画があるというのは、これは行政マンから言わせばですね、非常に、変更、変更があれば、信頼がないいうふうに住民からいったら取れると思うんですよね。これはそうでなくて、非常に柔軟に対応していく補助事業。その最初の時期に、いま、必然とか必須とかいうことは、ほとんど考えておりませんが、矢掛町に必要なものをやっていくと。

その次の計画が、象徴的に、その当時は、マルナカは全く他人の土地です。マルナカは。それを大論議しました。しかし、「町長。これから何年も、これを5年もやっていく中には、何かチャンスが起きるかもわからない。起きた時にどうするの。できるでは、計画に入れとおけば、ひょっとしてやれるタ

イミングがくるかわからんな」と。普通でしたらそこはアウトです。しかしながら、エリアの中に入るので、入れました。そしたら、どういう書いとけばいいかというのは、皆さんとの協議してませんけど、こういう計画で出しとければ、どうにか国が通るんではねえかとゆうふうな案件の計画です。

当然、皆さんとも、まだまだ最近土地の所有したばかしですから、まだ論議のにはなってませんが、 そういう意識はよく、そして、これが必然とかいうことにはならなくて、あと何を、どうやって、誰が やっていくかというところは、これから論議だろうというふうに思います。

選択肢はいくらでもありますし、極端に言やあ、土地再生事業ではなくても結構です。矢掛町のためになることがあればですね。それから、民間の人がやってくれればそれでもいいですし。皆さんとともに知恵を出してですね、しっかりとやっていく案件というふうに御理解いただきたい。ぜひ、この必須とかしてはならない。

もう1点は、西町の土地です。これについても当然、これはですね、地元の人が本気になられました。一生懸命、一年掛けて論議されて、成案が出来ましたが、この今書いておる事業は、不採択になりました。今の時点ではアウトになっています、これは。議会も報告しとると思いますけども。本当に1年間、何としてもやりたいという地元の熱意、それはすごいもんがありました。私から言われて、ぜひ、それを実現してほしいという願いでしたが、国は、採択はできないということでありましたので、今の時点で全く白紙になってます。それだから、先ほどと同じですけども、誰がどういうふうにしていくかということに関しては、考えればいいという意味が、総論的に考える年ということも含めて言ってますけど、この都市再生事業では、今は白紙と。

それで、あえて残してるというのは、5年間あるのでですね。また、チャンスがあればいうことで。 つなぎのためにやった計画です、今は。それだから、後が新しいチャンスができれば、また国のほうへ 申請してですね、それを要望していくという流れになりますので。ぜひですね、ここの今、質問の、変 更という言葉の4回の理解。正しい理解と、それからマルナカと。これは必須ですよとか、必然とかい うことに関しては、正しく言っていかなきゃならない。

それから、この計画はですね、皆さんと含めての任期はもう1年です。つまり、後、次の方に託すような事案でありますので、軽々とものの判断はできないというふうに思ってますが、その意味で、私が言っているこの3年度はですね、考える年と。これ、なぜこういう言葉を使ったかということはですね、現状がスタートします。コロナがまだ収束していない。これを、収束したところを思い出してもですね、どうなるのか。そういうことを含めますとですね、この事業もうまく活用するためにはどうすればいいか。まあ、みんなで考えていきましょうという事案でありますので、ぜひ御理解いただいて、この事業の、通常の補助事業の執行とは、ちょっとことが違う。で、極端に言えば、この事業を最大限使うなら、いい事業を出して申請して承認もらう。それから、もう止めたほうがいいんじゃないの、ということになれば、もう事業をストップする。これもひとつの勇気のいる決断だろうというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 原田君。

○3番(原田秀史君) 先ほど、副町長、町長のほうから答弁をいただきました。まず、副町長が言われますように、土地につきましては、当初、用地購入費等がこの事業の補助対象になるということで、当初計画に計上したが、この事業では建物の建設は対象外であるため、トータル的に考えてのことや、旧マルナカ跡地については、今年度、基金により取得したことによりさまざまな選択肢ができたこ

と。また、西町については住民の要望が、この事業に反映されないため、この事業に縛られることな く、あらゆる選択肢の中でこの2か所での事業は検討するといった内容であったと思います。

また、先ほど町長がおっしゃられましたように、これは、昨日の本会議で予算説明、予算の提案説明の中で、このことを触れられ、この予算はチャレンジ予算であり、変更が当たり前の珍しい事業で、この1年間は、先ほども言われましたが、まちづくりを考える年だというようなことも言われておりました。正に、先ほど御答弁されましたように、その言葉どおりに受け止めたいと思います。

この事業につきましては、平成27年の道の駅の検討のスタートから、さまざまな皆さんの意見を聞きながら進めてきた経緯をお聞きしまして、今までの説明の中で、私もここに言っております、必然とかという言葉で表現しましたが、先ほどの町長の答弁を聞きまして、大体のことは理解いたしました。それもこれからの事業の展開の中で、町長の先ほどの答弁を分析等々考えていきたいと思います。

これとは別といたしまして、ちょっと、昨年でしたか。西町にお住まいのある方から、「西町は大名行列も来ないし、無電柱化も胡町で終わるそうで、何だか取り残された感が大きい」というようなことをお聞きし、西町にも、今ある空き地にイベント広場的な施設が予定されていますよというような会話をした記憶があります。このように、西町にお住まいの方の中には、今の現状に少なからず閉塞感を持たれている方もおるだろうということを踏まえていただきまして、先ほど町長の答弁でもありましたが、計画自体を白紙ではないですけど、ここで一旦考え直して、次に進むということでございましたので、都市再生整備計画事業を含めたさまざまな選択肢の中で、こうした2か所を含めまして、事業全体をこの道の駅オープン。それから、重伝建。それから、無電柱化が今年度完成します。ちょうど折りも良い機会でありますので、この熱が冷めないうちにこうした事業が完成しまして、矢掛の市街地のまちづくり、そして観光振興につなげていただくことをお願いをいたしまして、この質問も含めまして、私の全ての質問を終わります。

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) ちょっと、終わられるんだけど、ちょっと重要なことがありましたんで。その無電柱化の話ですね。今の話を聞けば、西町は来んから今で終わったというちょっと表現が出ましたが。それは、議員さんも言いました。最初から、全体を無電柱化をしたいということで始めて、今回はモデル的な最大限財源が有利になる事業を、中国管内で矢掛町だけということで、国の予算の範囲内が担当も頑張ってですね、あの範囲だったんですよ。約500メートル。1キロの中の500メートルが対象で、あれはもう、はらびきやりとりを予算の全国のをやりながら、うまくあれで収まってるので、ほかをやめとるんではないので、今後、新たな財源を進めていく。最初からあの範囲をやりますと、私は言ってません。全体をやるという前提の中で。ちょっと誤った報道をするとですね。しかし、今年やったような財源はもう、国交省、絶対ありませんと言ってますので、新たな財源を求めていくということですね。

ちょっと、そこは申し上げたいし、へえから西町の気持ちはですね、今の事業はアウトになったんで すよと。中身全部、皆さん知っておられないから。それはまた、新たにね、意見が出てくれば、また考 えるということにもなるかもわかりませんので。そのへんの御理解を正しく、よろしくお願いします。

〇議長(土田正雄君) 原田君。

○3番(原田秀史君) 終わりといいましたが、町長の答弁もありましたが、無電柱化については、 西町の方はそういう認識をしておりましたが、それまで私も行政のほうに勤めておりましたので、ま あ、こうこう、こうこう、こういう理由で、今回はここまでですが、この事業についてはの内容等を本 人さんには説明をしております。このことを申し終えまして、質問を終わります。ありがとうございま した。

○議長(土田正雄君) お諮りいたします。この際、昼食などのため、午後1時まで休憩いたしたい と思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、午後1時まで休憩といたします。休憩。

午前11時54分 休憩

午後0時58分 再開

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続けます。それでは、 9番浅野毅君、お願いします。 9番、浅野君。

〇9番(浅野 毅君) それでは、午後の部、1番バッターということでやらしていただきます。

今回は2つ。1つ目は、提案型質問と言いますかね。やかげSDG'sパートナーについてと、2番目がいわゆる質問になりますか。新しい矢掛宿についてをお尋ねいたします。

1番目、やかげSDG'sパートナーについてでは、昨年の9月の議会で質問させていただいたものと若干重複するものもあるかと思いますが、御容赦願います。

それから半年経ちましたが、ますますSDG'sの重要性が高まってきているように、私は思います。そこで、SDG'sについて、再度簡単に御説明さしていただきます。SDG'sの意味は、日本語に訳すと"持続可能な開発目標"と訳しておりますが、2月24日付の山陽新聞の解説記事で、わかりやすい言いますか、解説しておりました。それを紹介さしていただきますと、"環境を保全しつつ、人々が豊かに暮らせる社会の実現などを目指す。そして、貧困や飢餓の撲滅、保健と教育の保証、気候変動対策などに各国が協力して取り組むため、国連が2015年に採択したものです。政府や自治体、企業などが2030年度までに実現すべき目標として、17分野169項目を挙げています"と、説明しております。どのマスコミにも機関も同様な説明をしておりますが、抽象的でわかるようでわからないようなことなんですが、これは全世界のことで、日本だけのことではないもんですから、グローバルで考えていかないかんと思っておりますが。17分野の内、日本や矢掛町では、もはやほぼ達成できてるかなあというふうなものもございます。特に、11番の"住み続けられるまちづくりを"と、13番の"気候変動に具体的な対策を"とか、15番の"陸の豊かさも守ろう"等は非常に参考になり、これからも続けていったらとは思っております。

そこで、SDG's を具体的に進めるには、行政——ここでは矢掛町ということになろうかと思いますが、行政と、パートナー ——これは、住民、それから、企業、団体、学校。まあ、あらゆる団体が一体となって行う必要があります。

ある自治体、これは愛知県の豊田市さんのやつをちょっと引用さしてもらうんですが、SDG'sパートナーの募集要項がございまして、それには趣旨として、"行政とパートナーがそれぞれの有する資源や知見等を生かし、共に目指すSDG'sゴールや行政——これは、ここで言う豊田市になりますが、行政の地域課題の解決に向け、連携し、持続可能な取組や活動を維持するとともに、SDG'sの普及啓発を図ることを目的とする"それと、パートナーの対象ですが、これはSDG's達成に向けて行政と連携した取組や活動を実施している又はこれから実施しようとする住民、団体企業等々でございます。いずれ

にしても、前向きにSDG'sに取り組む姿勢があれば、どなたでもパートナーとして登録しておるようでございます。

パートナーとして登録されると、次のようなメリットがあります。行政の ――これは、自治体のことです。行政の協力を得ながら、SDG'sの取組を推進できる。それから2番目に、パートナーの取組を行政にPRしてもらうことができる。3番目に、行政――矢掛としますと、やかげSDG'sパートナーのロゴマークを使用することができる。そのほか、パートナーに何らかのインセンティブが与えられる等パートナーにメリットがあります。矢掛町では、種々団体とパートナー的な位置付けをしているものが多くあると思いますが、改めて矢掛町でもSDG'sを掲げて、矢掛町を全国に発信してはと思いますが、見解を問います。

〇議長(土田正雄君) 企画財政課長。

〇企画財政課長(松嶋良治君) 9番, 浅野議員さんの御質問, やかげSDG's パートナーについて, 企画財政課からお答えいたします。

SDG's に関連する質問については,浅野議員さんからは昨年9月にSDG's 未来都市について御質問いただきました。

SDG's という言葉は、先ほどの議員さんのお話にもありましたが、持続可能な開発目標という意味で、2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際的な取組のことです。

SDG'sは、地球上のみんなで一丸となって持続可能な世界を実現するために、地球上の誰一人として取り残さないことを大きなテーマとしています。17のゴール――意欲目標、169のターゲット―― 行動目標、232のインディケーター ――評価指標からなる行動計画は、貧困、飢餓、さらに経済成長から平和までをその活動目標とするものです。

今回は、SDG'sパートナーについてということでございますが、SDG'sパートナーは、連携してSDG'sの普及啓発に取り組んでいくもので、議員さんがおっしゃるとおり、行政と地域内の企業、団体、学校等が連携することによって、それぞれがいろいろな面で取り組みやすくなります。

矢掛町においては、このたび、第6次振興計画の後期基本計画を策定し、令和3年度から向こう5年間の矢掛町が進むべき目標を定めました。将来に向けた矢掛町のあるべき姿を目指す計画であります。

SDG's の17の目標に対比していることを明文化はしておりませんが、矢掛町というひとつの自治体が示す目標として決してSDG's の目標からずれてはおりませんし、目指す方向性は同じであると信じています。

内閣府からSDG's未来都市,自治体SDG'Sモデル事業に選定された自治体は、早くからSDG'sに取り組まれ、例えば岡山県内では真庭市がパートナー制度を活用されています。全国的に見ても、企業、団体、学校の中でSDG'sに取り組んでいるところも増えてきています。

矢掛町においても、今後はSDG'sの取組を検討し、その際には地域の企業ともパートナーとして十分に連携していきたいと考えております。

以上、お答えとさしていただきます。

〇議長(土田正雄君) 浅野君。

〇9番(浅野 毅君) 再質問になるかどうかわかりませんが、いま、御説明ありましたように、振興計画でも十分に網羅をされておるということは、存じております。それで、後段のほうでSDG'sの取組を検討をして、いろんなことを連携してやろうというお話がございましたんで、これはひとつ進めて

いただきましてお願いして、次の質問に入ります。

新しい矢掛宿について、重伝建、それから無電柱化、道の駅といわゆる三点セットができ、新しい矢掛のスタートの年に、いま、今年はなっております。そこで、今後に向けて質問をいたします。

まず、第一番。重伝建にふさわしい景観及び重伝建地区以外の景観についてということで、重伝建地区は、法及び条例等で保護をされるので、当面は問題がおきないと思いますが、重伝建地区以外についての景観維持は、歴史まちづくり法――地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律というのがございますが、これを絡めて研究していかれたらどうかと思いますが、教育委員会課長の御意見をお聞きします。

〇議長(土田正雄君) 教育課長。

〇教育課長(藤原徳忠君) 9番, 浅野議員さんの重伝建にふさわしい景観及び重伝建地区以外の景観についてという御質問について, 教育課からお答えをいたします。

伝建制度については、都市計画決定に基づいた保存地区を定めておりまして、矢掛町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づきまして、保存地区内における建物や工作物の新築、増築、改築、修繕、それから除却など、外観を変える場合や土地の形状を変更する場合など、景観に関する変更は、事前に矢掛町の許可を受ける必要がございます。

まず、重伝建にふさわしいということにつきましては、この制度が現在、景観にふさわしくないものをすぐに撤去するというような、過去に遡って適用するというものではございせん。年月を掛けて徐々に景観が整っていくものというふうに考えております。

それから、保存地区以外の景観につきましては、議員さん、いま、御提案の歴史まちづくり法。正式には、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律。これは、国土交通省の管轄ということになりますが、この法律は、市街地の環境――国はこれを歴史的風致と呼んでおりますが、これを維持向上させ、後世に継承するために制定されたものでございます。これを都市景観の範囲になりますので、景観行政という視点から、景観保全及び育成、観光、町全体の活性化、住民・業者の意識向上など、これは役所内の横断的な対応が必要ではないかというふうに考えます。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 浅野君。

〇9番(浅野 毅君) いま,御説明いただいたことで,大体わかりましたが,教育課関係だけの問題ではないと。まあ,いろんな都市計画だとか建設関係とかいろんなことが絡むので,横断的に研究する方向だというお話を伺いましたんで,それはそれでありがたいなと思っておりますんで,これは順次。まあ,重伝建ができてこれで終わりということではございませんという,皆さんはおわかりだと思うんだけど,これからもいろんなことがございましょうから,ひとつよろしくお願いします。

それから、じゃ2番目にいきます。市街地の交通安全対策について。観光客が増加し、本陣通りは混雑が予想されると。いろいろ検討がされておりますが、どのような対策をされておるのか、お伺いいたします。よろしくお願いします。

〇議長(土田正雄君) 町民課長。

〇町民課長(稲田由紀子君) 9番,浅野議員の新しい矢掛宿についての2点目の御質問,市街地の交通対策について,町民課よりお答えいたします。

市街地中心部は、平成28年2月に県警によりゾーン30に指定されています。この規制は、交通事

故の抑制に効果的とされており、この区域内の人口は減少してきており、交通安全対策に効果を上げています。また、無電柱化工事の道路舗装復旧時に歩道部分をブロック系舗装にし、視覚的に車道が狭まり、速度を抑制するような対策を、現在取っております。

交通安全には、車を運転される方、歩行者、それぞれが交通ルール、マナーを守って交通安全認識した行動を取ることが重要です。今後も警察署と協力しながら、交通安全啓発活動を行なっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 浅野君。

〇9番(浅野 毅君) よくわかりましたが、一つだけ懸念といいますか。子どもさんの通学道路といいますか、そういうことは配慮されておるんだろうと思いますが、ちょっとわかる範囲で、教育課か町民課でお話しいただければありがたいんですけども。

〇議長(土田正雄君) 教育課長。

〇教育課長(藤原徳忠君) はい。商店街は通学路ということで、当然、これは配慮しております。保護者、PTAとか学校とかの協議の上でやっているものでございますので、当然対応はしているということでございます。

以上です。

〇議長(土田正雄君) 浅野君。

〇9番(浅野 毅君) ありがとうございました。非常に十分やっておられることは、十分わかっておりますので、よろしくお願いいたします。一番、急にお客さんとか来られると、いろんなことで混雑起こると思いますんで、住民と共々、交通安全を気を付けていきたいと思います。

それから、3番目の商店街の休憩所やトイレは十分かということで、まちの駅を数か所作ったらどうでしょうかという提案でございます。

○議長(土田正雄君) 質問の回数が、3回を超えてますので。

〇9番 (浅野 毅君) あ、そうですか。いや、私、うっかりして、同じやつで言うとるつもりだったものですから。あの3番、4番ということだったのですが。ルール違反ならやめときますが。よろしいですか。

〇議長(土田正雄君) はい。

〇9番(浅野 毅君) はい,すみません。ありがとうございます。まちの駅を数か所作ったらどうかということであります。じゃあ,続けてもう言います。で,4番目が,市街地以外への住民への啓発はどうか。矢掛町民が一体となってまちを盛り上げる絶好の機会でありますので,そのあたりのことを含めて,お願いいたします。

以上です。

〇議長(土田正雄君) 産業観光課長。

○産業観光課長(妹尾一正君) 9番浅野議員さんの新しい矢掛宿についての第3点目,第4点目の御質問について,産業観光課からお答えします。

まず,第3点目の御質問,新しい矢掛宿の商店街の休憩所,トイレについて,御説明します。

現在,矢掛の商店街には,やかげ町家交流館,本陣会館,矢掛屋,矢掛温浴別館,ポケットパーク,下座場,西町トイレを始め,各飲食店等の商店にも,観光客の皆様がそれぞれの場所へお越しいただき,御利用いただける休憩所,トイレがございます。

また、3月28日に道の駅山陽道やかげ宿、矢掛ビジターセンター問屋がオープンすることになりますので、休憩所、トイレの利用できるポイントが増え、さらに充実することになるものと考えております。特に、やかげ町家交流館及び矢掛ビジターセンター問屋は、まちの駅の機能も併せ持つものと考えており、矢掛町が新たなまちの駅を設置する予定はございません。

令和元年12月議会において,道の駅と比較してまちの駅の特色につきましては,浅野議員さんが,設置主体に制限が無いこと,設置場所に制限が無いこと,少額な設置運営経費の3点の相違点を御指摘いただいております。これらの点を考慮いたしますと,まちの駅の申請をするかどうかの判断も含めまして,民間事業者の方の既存の店舗等の民間施設を活用できる可能性が高いと考えております。

次に、第4点目の御質問、市街地以外への住民への啓発について、御説明いたします。

現在、昨年度設立のやかげDMOを中心に、官民一体となった協働のまちづくりが、力強く進められております。

また,一般社団法人やかげまるごと商店街振興会さんが,矢掛商店街探索マップを作製し,矢掛町, また,矢掛町の教育委員会,矢掛高校へ寄付されており,広く町民の皆様を始め多くの方へ配布される ことにより,啓発をしていただいております。

また、町としましても、道の駅山陽道やかげ宿、重伝建、無電柱化の三本柱を重要なテーマとして、これからも広報やかげ、新聞、地元CATVなどいろいろなメディアに取り上げていただくことにも努めてまいりたいと考えております。

矢掛町へのお客様をお迎えするにあたり、まちの駅のコンセプトも併せ持った概念としての矢掛まるごと道の駅となるように、引き続き、DMOを中心として、観光を始め、官民一体となったおもてなしのまちづくりを推進してまいりたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 浅野君。

〇9番(浅野 毅君) いま,いろいろお話いただきましてありがとうございました。十分,啓発,いろんな資料でやられておるということは、十分わかりましたので、今後共々、官民一体となってまちづくりといいますか、矢掛町を宣伝するというのか。皆さんに御理解いただけるように頑張っていきたいと思いますので、どうもありがとうございました。

○議長(土田正雄君) 続きまして、5番石井信行君、お願いします。5番、石井君。

○5番(石井信行君) 5番,日本共産党の石井信行です。発言通告に従って,3つの質問をさせていただきます。

1つ目は、核のゴミ受入れアンケートについてお尋ねします。先日、人形峠のウラン核燃料施設を閉鎖する。閉鎖に向け、放射能汚染処理に10年以上の歳月が必要だとのニュースに接しました。世界の流れは、核兵器禁止条約の発効に象徴されるように、核兵器、核物質、核廃棄物を人類の生存を脅かすものとして、無くしていく方向にあります。広島、長崎、ビキニ、福島と4度にわたり核の被害を受けた国民として、世界の流れに沿った動きをしたいものです。矢掛町も、非核平和都市宣言のまちですし、核兵器禁止条約の成立推進を求める署名呼び掛けの先頭に他の自治体首長と並んで、山野町長の顔写真も掲載されております。この動きの中で、核兵器禁止条約は国連で採択され、多くの国々の批准によって、1月22日に発効しました。この流れは、さらに大きく広がっています。

2月3日,山陽新聞報道によると,共同通信社の全国市町村アンケートとして,核のゴミ処分場を受

け入れるつもりはあるかという問いに対し、8割の自治体が受入れを拒否しているということが報じられています。その中で、岡山県内では高粱市、矢掛町、奈義町、吉備中央町、西粟倉村は、回答をしていませんと報じられていますが、矢掛町の対応を町長さんにお尋ねします。

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) お答えをいたしますが、受け入れるつもりは全くありません。 以上です。

〇議長(土田正雄君) 石井君。

〇5番(石井信行君) 明快な答弁, ありがとうございます。

続いて、2問目に入ります。コロナ対応についてお尋ねします。新型コロナウイルスの感染症は、収束に向かってはいるものの完全に抑え込まれた状態ではありません。2月12日現在のPCR検査若しくは抗体検査を実施、あるいは実施検討中の自治体は、29都府県に上っています。国の支援を待たずに、自分たちの地域で無症状の感染者を検査で発見し、保護し、感染を止めようとする動きです。

矢掛町でも、町民の努力と医療機関、介護機関の献身的な努力。そして、町役場の啓もう活動のおかげで、ごく少数の感染者に抑え込まれています。医療関係従事者を中心にワクチン接種も始まろうとしています。

しかし、感染拡大の4波、4つ目の波。変異株の流入などを考えるとPCR検査をは欠かせないと、多くの専門家からも言われております。医療崩壊、介護崩壊を防ぐためにも、それから、これから始まるワクチンの円滑な接種を実現するためにも、医療関係従事者、介護関係従事者で希望される方全ての方へのPCR検査を公費で実施すべきと考えますが、町長の英断を求めます。

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) 今の御質問に対してお答えしたいと思いますが、これは、今年2月の12日に 政府の基本対処方針というのが出ております。この内容は、全般的な方針として、PCR検査について、 感染の拡大が認められる場合には、政府や都道府県が密接に連携しながら、重点的、集中的なPCR検 査の実施や営業時間短縮要請などを含め、速やかに強い感染対策等を講ずると政府の基本方針の対処で あります。つまり、感染の拡大が認められる場合というのが、これ、基本的な考え方。

また、厚生労働省。検査が必要な者に、検査が必要な者。より迅速、円滑に検査を行い、感染が拡大している地域、感染が拡大している地域においては、医療、介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。つまり、検査が必要な者。感染が拡大している地域。これが、厚生省。

それで、特定都道府県に対して、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を県は策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ、定期的に実施するよう求めるとしておりまして、つまり、いま、矢掛町、岡山県の状況等からすればですね、医療従事者のPCR検査の実施については、国は感染多数地域を想定しておりまして、現在の矢掛町のような落ちついた地域を想定はしておりません。

町といたしましては、政府の基本的対処方針に従い、現時点でPCR検査を実施する予定はございません。

〇議長(土田正雄君) 石井君。

〇5番(石井信行君) はい。残念なお答えですが、西村コロナ担当大臣が、テレビで2月14日でし

たか。PCR検査で、変異株の判定もでき、検体を感染研究所に送り、ゲノム解析をできるようにした という発言をしておられました。これは、感染経路を特定する大きな手掛かりになります。いま、在来 型でないイギリス型だとかブラジル型だとか、変異株がかなり入ってきています。岡山県にも入ってき ています。

繰り返しになりますが、医療崩壊を防ぐ。あるいは、ワクチンの接種を円滑に進めるためにも、医療 従事者へのPCR検査は欠かせないのではないか。あわせて、介護施設にお世話になっている、私たち 家族にとっても、介護崩壊はそのまま家庭崩壊にも直結しかねない。重ねて、医療従事者、介護従事者 の希望者への公費によるPCR検査実施の英断を町長に求めて、次の質問に移ります。

3つ目、東川面浄水場更新工事についてお尋ねします。質問に入る前に、先ほどの同僚議員からもおれの言葉がありましたが、この寒さのために水道管破裂が各地で起こり、水圧が大幅に下がったために、水の供給が一時止まった地域があります。水道管の凍結防止のため、あるいは、漏えいしている部分を探し出すために、土日それから日夜を分かたず注意の呼び掛けや、実際のこのいろんな所へ潜り込んでの漏水の場所の発見。それから断水のお詫びなど、町内各地を巡回してくださっていた上下水道課の職員の皆さんには、本当にお礼を申し上げたいと思います。

質問に入ります。昨年の3月議会で質問した、10億5,000万円もの東川面浄水場工事の予算が、全く執行されないままに、1年が過ぎようとしていますが、なぜ執行ができないのか、町長にお尋ねします。簡潔にお答えください。

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) 非常に重要な問題で簡潔には答えられません。詳しく説明をいたします。

ちょっと、振り返って見ていただきたい。1年前、3月議会。ちょっと、ここに議事録を出してちょっと読んでみました。このときに私が反論をした、その答えはいまだにありません。

内容的にちょっと読んでみますとですね。その影響があるような言葉。まあ、いろいろ延々とありますので、石井議員の発言のままをちょっとお伝えして、知っていただこうと。町民の方には、というふうに思ってます。その中で、まあ、いろいろあるんですけれども何を狙ってしたかという。問題が、信頼の問題です。そういう中で、まず、基本的な問題が出てくる。

矢掛町では、この矢掛町建設工事共同請負制度事務処理要綱いうのがあるんですけど、これに対して 議員の言い方は、国県の指導を無視しておる、こう言われているんです。誰が無視をしとるかというこ ともですね。こういう言葉が出てくること自体が、この事業の制度がわかっとられんからじゃないかな というふうに思う失言であります。こんなことは全くありません。当然、この要綱自体は私が作ったも んではありません。以前からあります。当然、この役場、文化センター、病院等々もこの事業で実施さ れた足跡があり、その後、改正があるとすれば、当然、県や国の指導を受けて事務レベルで変えておる。 こういう内容のものであります。

そういうことの中にですね、ここへ、その次に、いま、見たら、「無視して作成し、指名委員会でなく、町長みずからによる業者の選定をして、町内企業者にあっては第3位等級の参加も可能としている」と。 まあ、何が言いたいのかわかりませんが。これは制度上の問題であり、町長からみずから業者を指名するいうて、そんなことがありますか。これをただしてきてるんですよ、1年間。これが、まず1つ目。

また、ほかの項目では、「予備指名の業者を町長がみずから指名した」とか、それから、「町が独自に決めた共同企業体方式により、地元の特定業者にやらせたかったのではないか」と。何を想定されてる

かわかりませんが、ここの項目。

それから、まだこれ石井発言ばっかしでありますので。これ、業者にちょっと影響ありますけど、石井議員の質問の中で、当然、私が「JVの仕組みはわかっておりますか」と言う。尋ねても、何も答えられない。この仕組みがわからないと、この質問はできないと思うんですよ。その関係では、「株式会社フソウと共同企業体を組んだ株式会社矢建と山岡建設にも疑問が残る」それに、「2社を今後参加させるべきではない」ここまで踏み込まれています。こういうことをですね、利害関係者等の名前まで出してやるってのは、かなり証拠がないと駄目だというように思うんですよ。

それで、その終わりにはまた関連です。何としても町長をじゃね、どうにかしようという考え方。 「結果的に工事の大幅な遅延を招いた」今の質問と一緒ですね。「矢掛町長の責任は重大だと思います。町長の席にしがみついている限り談合の疑念は消えません」

どうです。もう1年経ちましたよ。1年中入札してきましたよ。何かありましたか。まあ、後から答えてください。

こういう質問がなされた。彼の質問の内容。これが発端です、遅れた原因は。それで問題は、これを 正直にすぐ解決すれば、すぐ進んどったかもわからない。こんな疑いを掛けてですね、ものが実行でき ない。

[5番石井信行君「議長」と呼ぶ]

〇町長(山野通彦君) というのがスタートであります。いま、答えて

[5番石井信行君「答えて。私の質問に答えてない」と呼ぶ]

〇町長(山野通彦君) いや、これからですよ。これから続きますよ、延々と。

はい、そこが3月5日の話です。これによって、どう裁くか。私は、石井議員に回答を求めた。「答えない」いうことで、専門的に聞いてみれば、おたくの得意な議員としての権利を執行しようとして、 反問権。町長の言うことには喋らない。こういう権利ですね。

そこで、これは誰が裁くかは、議会です。議会は、早速動いてくれました。この話は、去年の3月5日。1年前、議会は、閉会日の3月17日に議会秩序保持特別委員会、これを設置されました。いうことは、仲間もある意味では問題にしたということです。私から言わせば、この中でこれが判明されるというふうに期待をしておりました。

延々とですね、1年掛けて6回です。そして、この中身についてですね。これ、延びる。つまり、そこの会話だけでは、仲間なんですから、当然、本音が吐けるというように思えるんですけど、それができずに延々と進みまして。

12月議会,ここでですね。その間に、業者の方からは申入れをされております。それから、ほかのことの件についても、民間の方からも議会へ申入れが出ております。

そういう過程の中で、12月10日。去年ですね、まだ2か月前。この委員長報告で、議会秩序保持特別委員会が廃止されました。結局、内容的にはですね。議会、モラル、権威等々を今後はきちっと守っていきましょうと。本人もその中入ってますけども、そういう申合せを決定をされて、議会秩序保持特別委員会を廃止されました。

そのときに、当然、4者の関係は、石井議員と対面方式で話し合う場を作りましたということを報告を受けております。それが実施されたのが、業者との関係は、1月26日に懇談をされています。ここではですね、少なくとも関係者の前ですから本音が出るというふうに期待をしておりました。

しかし、話を聞いてみたら、なんか話が擦り合わない、話が。定義ですね。私も言いますように、一般競争入札はどういうもんですか。共同企業体方式とはどういうもんですかということに対しても、答えはあったことは、なかなか無いんですけども。そうゆうことで報告受けた状況が、そういう結果で、実がなかったと。

私は、すぐ弁護士のほうへ、ずっと相談していますが「もう町長。そこまで来ましたら、本人申入れを出したら」ということで、議会のほうへお願いをしましたところ、皆さん御協力をいただいてですね。2月の2日に話をすることができました。ちょっとこの内容が、また大事なんで。これは、議会側はわかってますけど、住民にはわかってませんので。ちょっとこの内容について、お話をしたいというふうに思います。

[5番石井信行君「議長」と呼ぶ]

〇町長(山野通彦君) つまり、本人の考え方が…

[5番石井信行君「質問に答えていない」と呼ぶ]

○議長(土田正雄君) 続けてください。

〇町長(山野通彦君) はい。当然,この件について,明らかにしなければならない。

最初にですね、お願いをして、委員会が始まった中でですね。この自分の判断で。この行動自体の質問は、自分の判断でやられましたかというのを最初の質問でしました。そうしますとですね、質問には答えない。ここで、ほんま言やあ好ましくないんじゃと思いますけど、ボイスレコーダーによる録音をとるとかいう話もあり、普通はもう有り得ないと、委員会では。

そいで、いま、先ほど言った自分の判断でということのやりとりある中で、議長からもですね、回答を求めてほしいと。回答を求めるという話がありましたが、これについても一切回答はしないというのが石井議員の質問で。何を言っても、結局答えはしないという。自分も、やっぱり個人の判断でやるということについては答えられなかった。

ほんなら角度を変えましょうということで、次のテーマに入りましたものは、怪文書です。この怪文書の扱いについて、私のほうが「これによって質問したんですか」と言うことに対して、ここでは言葉が出てきます。これ、石井議員の言葉。「資料提出をしている投書1、投書2。そして、これを受けての県警の動きが根拠だ」という、こういう答えでした。

私は、即座に警察のほうへ申し入れて、あの怪文書の根拠が「調べてください」と申し入れました。 と、同時に、動きは町内でもありました。それ、行かれています。それ以降からちょうど1年経って、 今日現在、何の行動はありません。

しかし、やはり、ひとつは本人の言葉ですから、投書が根拠ということが、明確に残っております。 投書が根拠でしたら、ここへ住所と名前が載っております。そこで、「行かれましたか。会いました か」という質問しましたらですね、「居なかった。会えなかった。いるかどうかわからなかった」とい う回答です。

いうことは、まだ誰のものかわからない状態のものをテーマにして、延々と答えられずに今まで来ておると。非常に断念なことですけれども。それで、そのときに、本人の言葉から言わせば「逆に質問する」と。「投書があったことは事実だろう。町としては、投書の内容を調査しないのか」と、こういう話ですね。当然、何もないんですから調査することはありません。自分がそういって思われとるんだから、本人を尋ねて行かれりゃいいというに思いますけど、これは行っていない。

これが、そのときのやり取りでありまして、根拠がなかなか見当たらないという状況です。

今度は、次の段階に入りまして、ほんなら他人からこの提供を受けて、質問をされとんですかいうことに関しては、一切コメントはありません。

ほんなら、最後。これがですね"石井信行活動ニュース"、これを出しておるんですね、町民へ。この20号です。この中へちょっとヒントが出てきたような感じがあります。これです。これ、石井議員の文ですけど、この内容を読めばですね。この入札関係の言葉として専門の人はわかると思いますが、"グループ入札でなく各部門個別で入札を行い、早く工事が着工できるようにするべきです"と、ここ、こう書いてある。新たな発見ですね。初めて自分が、今の指名じゃなしに、各部門の個別の入札の人を対象に、すぐ入札をしなさいということを、本人が。これは結局が、グループ入札いうのは共同企業体。この入札と、町で言えば分離の入札。これが、どちらが有利かは、あなたの立場から言わしゃあ、町民のために矢掛町のためにどうなるのかという判断が、答えられなければですね、町民はなかなか納得できない。

ここはですね、決定的なような、今までの経緯の中では出てきたかないうふうに思っておりますが。 それに対しても、答えない。「答えない」ここへ記録が残っているのは、この2文字であります。これ までのことに対しては、これはちょっと明確に言ってもらえば、大体わかってくるのかなという感じが しております。

そういうことの延々の中で、まだまだいろいろあるんですけど。結果的に、私の会話の中で、なかなか見いだすということができなかった。そういうことで、再度議会もありながら、とりあえず、今日現在もそういう状況の中で、遅れた原因ということの御質問に対してはですね、この3月議会の内容についての確証が出て来ないということですので、

[5番石井信行君「議長」と呼ぶ]

〇町長(山野通彦君) これが答えでございます。

以上。

〇議長(土田正雄君) 石井君。

〇5番(石井信行君) 質問には、何で遅れたのか。私の質問があったから遅れたということですよね。

(発言する者あり)

〇5番(石井信行君) そういう質問,そういう答えでしたね。私の質問がある。質問をしたのは,昨年の3月ですが,それまでには,入札が3回にわたって不調に終わってるんですよね。で,もう一度,私,確認をしたいんですが。1年前,この,再質問さしてもらいますけど。「150字削除

」私が、昨年、3月議会の一般質問で質問した根拠は2つです。先ほど、町長も言われましたが、 関係者以外知ることのできない情報の書かれた投書。ここには、落札予定者まで書かれていました。グ ループ分け、その他、その企業体をつくることも書かれていました。そして、その落札の予定者が共同 体1社しか入札には参加しませんとありましたが、そのとおりになりました。そして、

○議長(土田正雄君) 石井君に申し上げます。ただいまの発言は通告外にわたってますので、注意

をいたします。

[5番石井信行君「なぜですか」と呼ぶ]

〇議長(土田正雄君) 遅れた理由ということで、今のとは関係ございません。通告に従って、発言してください。

〇5番(石井信行君) じゃあ、伺いましょう。昨年、私が何を質問したか。

贈賄で逮捕者まで出して営業停止になったフソウという企業を入札に参加させたから、ほかの業者が 官製談合の疑いを恐れて、入札を辞退したからではないか。なぜ、フソウを参加させたのかという問で した。

今の答弁も、明確な答えはなくて、私の質問が原因のようなかたちです。矢掛町の談合情報対応マニュアルによると、談合情報があった場合には直ちに公正入札委員会を開催し、公正取引委員会に報告しなければならないということになっています。

[8番川上淳司君「議長。議事進行」と呼ぶ]

○議長(土田正雄君) ただいま、議事進行の発言がございました。発言を許可します。

〇8番(川上淳司君) 発言します。石井議員の発言の内容につきまして、大変不適切、不穏当な表現がありますから、議会運営委員会を開催して議事録を精査していただくようにお願いします。 以上です。

○議長(土田正雄君) はい。ただいま8番川上議員より議会運営委員会の開催を

[5番石井信行君「異議あり」と呼ぶ]

〇議長(土田正雄君) 異議は認めません。

(傍聴席から発言する者あり)

[5番石井信行君「異議あり」と呼ぶ]

○議長(土田正雄君) 異議は認めません。

(傍聴席から発言する者あり)

[5番石井信行君「こんな…」と呼ぶ]

〇議長(土田正雄君) 傍聴席は静かにしてください。

[5番石井信行君「そんな…」と呼ぶ]

○議長(土田正雄君) 不穏当な発言について,議会運営委員会を

[5番石井信行君「どこが不穏当なんですか」と呼ぶ]

○議長(土田正雄君) それは、これから議事録を見て判断いたします。今回の通告内容とかなり異なっていますので、

[5番石井信行君「何を言ってるんですか。どこが、どこが駄目な

んですか」と呼ぶ〕

○議長(土田正雄君) これから判断します。

(傍聴席から発言する者あり)

[5番石井信行君「まだ言い残していることがあります。発言の後

にしてください」と呼ぶ

○議長(土田正雄君) 8番議員から議会運営委員会の開催要請がありましたので、暫時休憩したい と思いますが、これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

[5番石井信行君「異議あり」と呼ぶ]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。

(傍聴席から発言する者あり)

〇議長(土田正雄君) 暫時休憩いたします。

[5番石井信行君「ひどいなあ」と呼ぶ]

○議長(土田正雄君) ここでお知らせをします。この後、1時55分から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆さんには、委員会室に御参集ください。休憩。

[暫時休憩]

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、教育長におかれましては、公用のため、会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告をさせていただきます。

先ほどの石井議員の発言中、穏当を欠く部分があると認められましたので、議事録を精査した結果、 地方自治法第129条の規定により発言の一部の取消しを命じます。なお、今後の質問につきましては、 不穏当、不適切な発言とならないよう、厳重に注意をいたします。重ねて、不穏当、不適切な発言を続ける場合には、議長の議事整理権に基づき、発言の中止を命じ、石井議員の一般質問を打ち切ります。 それでは質問を続けてください。石井君。

- **〇5番(石井信行君)** 不穏当の中身は何なんでしょうか。それを言わないと、また不穏当な言葉出しますよ。
- **〇議長(土田正雄君)** 不穏当は、根拠のない発言。つまりは、談合であるとかそういった根拠のない発言をされたことによります。
- **○5番(石井信行君)** ここにルールとしてこう書いてあるというのは、それが駄目なんですか。ルールを読み上げること自体が駄目なんですか。
- **○議長(土田正雄君)** 不穏当というのは、発言を聞いた側が不愉快に感じる言葉は、不穏当の発言となります。
- **〇5番(石井信行君)** わかりました。
- **〇議長(土田正雄君)** そういった定義がございます。
- **〇5番(石井信行君)** 今の発言は非常に不愉快な思いですが。はい、質問行きます。

ここに、いま、公文書不在通知書というのがあります。で、東川面の浄水場改築工事に係る公正入札 調査委員会の調査結果。そういう文書があるか。東川面浄水場改築工事に係る指名委員会の議事録はあ るか。存在しません。それで、指名委員会の議事録については、執行部原案のとおり承認されていると 書いてあるんですよね。つまり、2月2日の全員協議会の場で、町長がこういうふうに言われた。「指 名委員会から上がってきたものを、ひっくり返すなどできるわけがない。そんなことも知らないのか」 というふうな言われ方でした。ここを見れば、執行部原案のとおり承認されているということで、指名 委員会の議事録も無いんですよ。

それで、投書内容によれば、入札のグループ分けと落札予定者まで書かれておって、事実、落札予定 の一社の企業体のみが入札に参加し、後の企業は全て辞退しているわけです。投書のとおりです。 それで、この矢掛町の建設工事等入札参加資格者指名停止要綱によれば、この営業停止になったフソウと共同企業体を組んだ2社も含めて指名停止をしなければならなかったんじゃないかということが書かれているわけです。

つまり、工事の遅延は、この町長さんのやり方に全て原因があるんではないか。その責任をどうお感じになっておられるのか、お尋ねしたい。

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) 今の言われてるのは、何をもって言われておられるんです。いま、なんか名前があったとかなんとか、私は見たことはありませんけど。何を見て、いま、質問されました?ちょっと見せてください。

[5番石井信行君「公文書不在通知。総務防災課」と呼ぶ]

〇町長(山野通彦君) ん?防災課の, なんです?

[5番石井信行君「文書が存在しませんという公文書不在通知です

よ」と呼ぶ〕

〇町長(山野通彦君) なんの,何が不在通知です?

[5番石井信行君「今言ったでしょ」と呼ぶ]

〇町長(山野通彦君) それ,指名委員会の会議録の話をしょうてんですか?

[5番石井信行君「そうですよ」と呼ぶ]

〇町長(山野通彦君) そのことは、町長、全く知りませんし。それは、担当課のほうが答えればいいので。そこへは出ることもなければ、委員会の中身を見ることもありません。

その話が、多少聞いてみれば、別にそれは義務でもないし、よその市町村でもそういう記録は別にしていないというふうに、担当から、石井議員がそういうふうにようられることを聞いたので、聞いてみるとそういう状況でした。

そのことが、何が影響すんです?それが。いま、失礼な、業者名まで出して言われよんでしょう。いま、その根拠が何ですかいうことをようるので、怪情報をもってようられたんではね、本当に大迷惑なんですよ。

誰か頼まれた人を言われたらどうですか。

〇議長(土田正雄君) 石井君。

○5番(石井信行君) 再々質問になるので、あれなんですが。この東川面浄水場改築工事に係る談合情報の公正入札調査委員会の調査結果はなかった。東川面浄水場改築工事に係る指名委員会の議事録もなかった。そして、執行部原案のとおり、この指名入札のこの名簿、執行から出された原案がそのまま承認されているって、ここには書いてあるんですよ。

だから、さっきも言いましたように、指名委員会から上がってきたものをひっくり返すことができる わけがないって、そうはなってないんですよ。実際はね。だから、

〇議長(土田正雄君) 石井議員。一般通告の内容が、処理場の予算が全く執行されていないのはなぜか問うということなんで、

[5番石井信行君「はい」と呼ぶ]

○議長(土田正雄君) 今の、おっしゃられてることは通告外になるんです。

[5番石井信行君「どうしてですか」と呼ぶ]

○議長(土田正雄君) なぜ遅れたのかという通告ですよね。一般質問の通告が。

[5番石井信行君「はい」と呼ぶ]

〇議長(土田正雄君) で、今おっしゃられているのは、決裁がうんぬんかんぬんいう内容なんで、 それとこれとの関連性が認められないんですが。

> [5番石井信行君「そうですか」と呼ぶ〕 (傍聴席から発言する者あり)

○5番(石井信行君) はい。じゃ,最後の質問を続けます。私は,政策決定の過程が町民に開かれていることがどうしても必要だと思うし,そのことが,町民の知恵とか力を取り込むことになるし,その施策の結果が町民のためになる。そういう行政でないと駄目だと思ってます。それで,こういうかたちで,どこかなんか知らんけど,遅れている。なんか知らんけど,止まっている。そういう状態はよくない。必ず原因がある。きっと,その原因を突き詰めてみる必要がある。そのことを申し述べて,質問を終わります。

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) 石井議員の政治姿勢とですね、山野町政の政治姿勢。これ、まあ、町民に問われるということになるんですが。私は公平に、公正に、決裁など、町長が独断でするなんてありませんよ。必ず、職員の担当から起案が上がってきて、手順を踏んで全部やってます。

石井議員とは1回も話をしたことはありませんよ。論戦やるんならいつでも来てください。 話だけがいくらあってもですね、この件に関しても話が合わないですよ。基本的な定義が答えられ

これは皆、話をされた人がですね、なかなか、こう話が通じんのだという話を聞きます。私は公明正大にですね、職員これだけおりますよ。誰に決裁せずにやりょうるかっていうのはですね、どこで証拠があります。ほとんど職員は、決裁無くしてはやってませんし、私がそれは、職員にも厳しく、手順だけはきちっとやるようにということは、言い続けてあります。

いま、その件についてでも、今の話でも手順を踏んできていますし。よく勘違いで、「町長」、「町長」、「町長」ようられますけど、当然、今の指名委員会などは、結局、副町長が仕切って、そして、基準なども検討してやっておるということなので、なんか町長が答えんからじゃないって、今さっき説明したことでも、きちっと説明してますよ。この前の総務委員会の議事録読んでみますと。答えんじゃねえかと言われるけど、きちっと答えてます、副町長は。それをあなたがわからないという答えばかししてるから、話がかみ合わない。

是非ですね、町民がおられるので、正々堂々と手順を踏んで、今までもやってきました、何十年。このことだけはきちっと申し上げて、回答にします。

〇議長(土田正雄君) 石井君。

〇5番(石井信行君) 質問は終わっているんですが、また、いま、町長言われたので。私は、今後 とも、おかしいと思うことはやっぱり追及していきたい。町民の声にこたえて追及していきたいと思います。

終わります。

○議長(土田正雄君) 続きまして、8番川上淳司君、お願いします。8番、川上君。

〇8番(川上淳司君) 議席8番の川上淳司です。通告により質問いたします。

私の質問としましては、災害対策について質問さしていただきます。一番近いとこで、昨年の12月 30日、西川面地内、変電所付近の工事現場の足場崩落事故の対応について、お伺いしたいと思います。

今回の事故は、風が強かったことから足場が倒れ、町道を遮断してしまいました。私は、現状を確認 し、最初に警察へ電話をしました。次に、役場へ現状を連絡し、道路が通行できないので、交通整理が 必要だと思い、地元消防団へ協力を依頼をし、交通整理を行いました。

この状況下で、最初に来られたのは町長でした。以下、役場の課長、職員の皆様が現場に来られました。このことから、まず1点目として、総務防災課長。今回の事故は、災害ではないでしょうか。次に2点目として、総務防災課での対応状況はどのように行いましたか。3点目は、今後、同様若しくはそれ以上の災害が起こることを想定しての取組について、現状を問います。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 総務防災課長。

〇総務防災課長(堀 賢一君) それでは、8番議員、川上議員さんの災害対策についての御質問に御 回答いたします。

まず1点目、今回の事故は災害ではないかという御質問です。定義はさまざまございますが、私は災害であると存じます。暴風により、工事現場の足場が倒れ、停電が広域に発生し、通行が遮断されたもので、いわゆるインフラ災害と考えております。

そして、2点目の総務防災課としての対応につきまして、時系列で簡単ですが御説明を申し上げます。 昨年12月30日、午後――正午ですね、0時50分頃に気象台から暴風警報が発令されました。そ の後、午後1時40分頃に、暴風により工事現場の足場が倒壊し、通行が遮断され、広域にわたり停電 が発生いたしました。付近の知人からの情報により、私も認知を各地へしまして、午後2時半頃にはや っと現場に到着できました。発災直後から現地入りしておりました町長とも現場で協議をし、まず、町 民の皆様へ情報提供をすべきだということで、すぐに役場へ戻りました。その後、すぐに職員に指示い たしまして、矢掛放送や有線放送、一斉メールなどで、午後3時半頃でしたでしょうか、広範囲の停電 が発生している旨と付近が通行できない旨を情報提供いたした次第です。

その後も、役場にて職員4名で警察や消防団と連携を取りながら、情報を収集、中国電力などからの関係機関からの電話などに対応しておりました。午後6時半頃、中国電力から「住宅の停電は1時間以内に復旧できますよ」という予定の入電があり、その内容を矢掛放送、有線放送、同様な手段で情報提供をいたしました。

翌日も、朝から役場にて職員4名で情報収集と現場確認をしていたところ、復旧が着々と進みまして、 夕方には、工事現場付近の事務所内で関係者が協議をした中で、通行止め解除の見込みが確定したこと を受けまして、午後6時、矢掛放送など同様な方法で町民の皆様に情報提供をいたしました。

以上、主に情報収集と関係機関との連携、調整、町民への周知などがその対応でございます。

そして、3点目。今後の、同様あるいはそれ以上の災害に対して想定する取組について、今回に限らず自然災害のみならず、外的要因による災害なども重層的、複合的にシミュレーションが必要であると考えております。

例えば、先般の福島県での地震の際でも、あれが矢掛町であったらどうだっただろうか。それから、 あの規模ならどの程度の家屋が倒壊し、道路や橋りょう、水道や下水道への影響、液状化など、どの程 度被害が出ていただろうかなど、想定しながら避難所の開設が可能かどうか、避難経路が通行可能かど うかなど確認する、そういった想定をさまざまいたしておりました。

また、外部からの突然のテロやミサイルによる攻撃など、何が起こるかわからない中での、想定やシミュレーションは大切なものだと感じております。私もよくインターネットで、中国や北朝鮮などの動きも閲覧しておりますが、情報収集と申しましても、玉石混交のインターネットの情報の中では、その情報の真贋を見極める能力も必要であると思っておりますので、そういった能力も高めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 川上君。

○8番 (川上淳司君) 今回の事故も、災害とのことでしたので、少し話を進めていきたいと思います。 今回のような事故の場所が変電所の近くで、電柱を何本も倒してっていう状況が状況なので、中国電力としては電力供給ができなかった部分が相当大きかったと思います。そのために、警察官の交通誘導ができなかったこと。そして、停電が不思議なことに東三成、えーと三谷か。三谷のエリアに広がっているというのは、誰も想像できなかった部分だと思います。基本的には、変電所から西の部分が倒れてたんで、そのようなことが想定できるようなことがちょっと難しいかなと思っておりますので、こうい

うふうな、さまざまな事象が起こったときに、災害対策本部での現状把握がまだちょっと足りてないん

ですから、今後、そういうふうなことがないようなシミュレーションを再度するようにお願いします。 で、再質問ですけど、こういうふうなこととかいうことで、矢掛町として、いま、一生懸命取り組んでおります、自主防災組織を作っていただくように町民の皆さんにお願いさせていただければと思っております。そんな中で、今の現状。自主防災組織の組織数と組織率が、どの程度なのかをお教えいただけないでしょうか。お願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 総務防災課長。

かなというふうな感覚は持ちました。

〇総務防災課長(堀 賢一君) それでは、再質問の自主防災組織の組織数と組織率についてお答えします。

令和2年4月1日の状態では、現在では、共助の役割を果たす町内の自主防災組織の組織数は48団体、組織率は48パーセント程度でございました。

今年度、防災力の指標となる組織率を高めるという目標の下、町長からも指導をいただきながら、ここまで町民皆様の御協力によりまして、現在60パーセントを超えた組織率まで向上いたしております。 今年度、目標を70パーセントといたしておりますので、残り僅かな期間ですけれども、目標到達に向けて、必死で結成の呼び掛けを取り組んでまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

もちろん、町民皆様への防災意識の向上を啓発するだけでなく、議員さんが心配してくださってます 職員一人ひとりが、あらゆる事象、災害に対応できるよう、ふだんからシミュレーションを深める訓練 や研修の機会を増やしてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

今回の足場の倒壊も、暴風が吹く前に足場に掛かる布を畳むなどの処理ができていれば、防げたかも しれません。このように大事を未然に防ぐのも防災です。

職員も含め、町民の皆様の災害への予見力を高めていく必要も考えております。予見力、予測する力を高めることで、災害が起こる前の対応として、早め早めの避難、遠方への避難などにつながりまして、命を守る行動につながっていくと存じます。町民の皆様全員が、このように意識していただけるよう取

組が必要と考えております。

何度も言っておりますが、自分の命は自分で守る、家族の命は家族で守るいわゆる自助。地域の皆さんは地域の皆さんで守るいわゆる共助。この自助と共助が、皆様の命を守るといっても過言ではございません。皆様には、その命を守る器となる共助の自主防災組織の設立と研修や訓練など積極的に取り組んでいただきますようお願いをいたしますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

もちろん公助を担う役場を含む行政機関も、シミュレーションや研修、訓練を重ねて練度を高め、役場全体でも防災減災に対する心構えやスキルなどを向上させてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 川上君。

〇8番(川上淳司君) 確認させていただきました。48パーセントが60パーセントに増えているということなんで、この調子でいけば、来年度は100パーセントになるんかなっていうふうな言い方では申し訳ないですけど、頑張っていただくようにお願いします。

最近の新聞を見るに付けまして、東日本大震災から10年ということで報道が多くされています。その中で記事を見る内容が、大体書いてあることが、あの時こうすればというふうな後悔の記事がたくさんになっておりまして、私たちも後悔することなく、防災意識を高め、できる努力を行っていくことが必要だと思いました。

近い災害では、平成30年7月。あの水害で死者ゼロを達成できたのは、当然矢掛町の職員の皆さんの力だと私は思っております。暗い中で、マルナカの浸かっている人を何人も助けられて、B&Gに運ばれたことを思い出します。

で、やっぱしそういう事からですが、これからの備えということは、もっと大事だと思っております。 最近、特によく聞きます、防災士。大分増えてきたように聞いております。防災士を増やすこと。自 主防災組織を整備することをお願いしまして、総務防災課にエールをお送りします。

そして、昨年12月30日の西川面地内の足場崩落事故において、交通整理を協力いただいた川面分団、矢掛町消防団本部並びに井原地区消防組合矢掛出張所の皆さんにお礼を申し上げます。そして、一番最後に、町民の皆様に、今後も訓練を行いさまざまな災害に対応できるよう、先ほども堀課長からありましたが、自分の命は自分で守ることをお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

〇議長(土田正雄君) 以上で、通告のありました方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

○議長(土田正雄君) お諮りいたします。ただいま、町長より、令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について及び令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)についての補正予算案件2件の追加上程がありましたので、議会運営委員会開催のため、暫時休憩したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。ここで、お知らせいたします。このあと、14時45分から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様は、委員会室に御参集ください。休憩。

[暫時休憩]

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま町長より、議案第39号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号) について及び議案第40号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)についての追加議案が 提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに 決しました。

ここで、議案配付のため、暫時休憩をいたします。休憩。

〔議案書配付〕

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第39号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について 議案第40号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)について

〇議長(土田正雄君) 日程第2,議案第39号,令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について及び議案第40号,令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)についての補正予算案件2件を一括議題といたします。

それぞれ、提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

〇町長(山野通彦君) 議員の皆様には、大変お疲れだったというふうに思います。この追加予算については、最初冒頭からお話したように、当初予算に盛り込みたいのが現実でありましたが、職員のほうがどうにか間に合わないということで、今日になりましたこと、お詫びと御協力をありがとうございます。

では、内容に入ります。日程第2、議案第39号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は、2億5,400万円の増額で、補正後の予算総額は81億1,400万円となります。これは、令和3年度の新型コロナ対策として編成したものであります。

まず、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、新型コロナにより深刻な影響を受けている観光事業者等を含め事業者支援として、総額で1億1,650万円を計上いたしております。さらに、子育て世帯や高齢者、障害のある方等への支援につきましても、令和2年度から引き続いてのもの、新たなものを含めて計上いたしており、各種支援や感染症対策として、合計で1億6,510万円となります。また、現時点で日程等、不確定な部分がありますが、新型コロナワクチンの接種に係る接種委託や接種券の発行、コールセンターの設置等のワクチン関連予算といたしまして、8,890万円を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第40号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)についてでございますが、本議案は、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

主な内容といたしましては、一般会計の新型コロナウイルスワクチン接種に伴うもので、ワクチン接種受託の補正予算を行っております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

- **〇議長(土田正雄君)** 次に,議案の説明を求めます。企画財政課長。
- **〇企画財政課長(松嶋良治君)** 〔議案第39号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 病院事務長。
- **○矢掛病院事務長(稲田欽也君)** 〔議案第40号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 町長から、提案理由の説明並びに担当課長などからの説明が終わりました。
- ○議長(土田正雄君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は、明日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、 次の会議は明日の午前9時30分から再開することに決しました。それでは、これにて散会といたしま す。皆さん、御苦労さまでした。

午後3時5分 散会

令和3年第2回矢掛町議会第1回定例会(第4号)

1. 会議招集日時 令和3年3月5日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分

(議事) 午前 9時30分

(散会) 午前 9時44分

3. 議員の出欠状況

議席	氏		名		出欠等	議席	氏		名		出欠等
番号					の別	番号					の別
1	田	中	輝	夫	出	2	髙	月	敏	文	出
3	原	田	秀	史	出	4	小	塚	郁	夫	出
5	石	井	信	行	出	6	上	部	多喜	手	出
7	花	Ш	大	训	出	8	Щ	上	淳	回	出
9	浅	野		毅	出	1 0	土	田	正	雄	出
1 1	Щ	野	豊	久	出	1 2					

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦 嶋山英二 教 育 長 企画財政課長 松嶋良治 保健福祉課長 小 川 公 一 渡邉孝一 建設課長 教 育 課 長 藤原徳忠 会計管理者 奥村栄治 総務防災課長代理 立川人士 矢 掛 寮 長 西山弘之 選挙管理委員会書記 守 屋 裕 文

副町長山縣幸洋 総務防災課長 堀 賢 一 町 民 課 長 稲 田 由紀子 産業観光課長 妹 尾 一 正 上下水道課長 平 井 勝 志 矢掛病院事務長 稲 田 欽 也 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之 企画財政課長代理 河上 昌弘 財政管財係長 石井 亮太郎

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文

書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第2 号 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について

- 議案第 3 号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例制定について
- 議案第 5 号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制 定について
- 議案第 8 号 矢掛町住宅等整備基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・ 子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 矢掛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第15号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい
- 議案第16号 矢掛町交通指導員設置条例を廃止する条例制定について
- 議案第17号 矢掛町学校施設等整備基金条例制定について
- 議案第18号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条 例制定について
- 議案第19号 矢掛町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定について
- 議案第20号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第21号 矢掛町営駐車場条例制定について
- 日程第2 議案第22号 工事請負契約の締結について(うぐいす橋上部工製作工事の請負契約の締結)
- 日程第3 議案第23号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第4 議案第24号 権利の放棄について
- 日程第5 議案第25号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第8号)について

議案第26号 令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について 議案第27号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算(第4号)について 議案第28号 令和2年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号)について 日程第6 議案第29号 令和3年度矢掛町一般会計予算について 議案第30号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について 議案第31号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計予算について 議案第32号 令和3年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について 議案第33号 令和3年度矢掛町病院事業会計予算について 議案第34号 令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について 議案第35号 令和3年度矢掛町水道事業会計予算について 議案第36号 令和3年度矢掛町下水道事業会計予算について 議案第37号 令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について 議案第38号 令和3年度矢掛町各財産区特別会計予算について 議案第39号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について 日程第7 議案第40号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)について

日程第8 請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願

-79-

午前9時30分 開議

- ○議長(土田正雄君) 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労様です。 本日の出席議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

 - 日程第1 議案第2号 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 3 号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 4 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例制定について
 - 議案第 5 号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 6 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 7 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制 定について
 - 議案第 8 号 矢掛町住宅等整備基金条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 9 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・ 子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第10号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第11号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第12号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例 の一部を改正する条例制定について
 - 議案第13号 矢掛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第14号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第15号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並 びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい て
 - 議案第16号 矢掛町交通指導員設置条例を廃止する条例制定について
 - 議案第17号 矢掛町学校施設等整備基金条例制定について
 - 議案第18号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条 例制定について
 - 議案第19号 矢掛町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定について
 - 議案第20号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例制定について

議案第21号 矢掛町営駐車場条例制定について

〇議長(土田正雄君) 日程第1,議案第2号から議案第21号までの条例制定案20件についてを一括議題といたします。これは,説明が終わっておりますので,直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号から議案第21号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号、矢掛町課設置条例等の一部を改正 する条例制定について,議案第3号,矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について,議案第 4号,矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について,議案第 5号, 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について, 議案第6号, 矢掛町国 民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改 正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号、矢掛町交通指導員設置条例を廃止する 条例制定について、議案第17号、矢掛町学校施設等整備基金条例制定について、議案第18号、矢掛 町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定について,議案第19号,矢 掛町教育長の勤務時間,休日,休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定については,総務文教 常任委員会へ、議案第8号、矢掛町住宅等整備基金条例の一部を改正する条例制定について、議案第9 号,矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号、矢 掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につ いて、議案第11号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、矢掛町 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、 議案第13号,矢掛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について,議案 第14号,矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例制定について,議案第15号,矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号、矢掛町移住定住お試し住宅 の設置及び管理に関する条例制定について、議案第21号、矢掛町営駐車場条例制定については、産業 福祉常任委員会へ付託することに決しました。

日程第2 議案第22号 工事請負契約の締結について(うぐいす橋上部工製作工事の請負契約の締結)

〇議長(土田正雄君) 日程第2,議案第22号を議題といたします。これも説明が終わっておりますので,直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第22号については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号、工事請負契約の締結について(うぐいす橋上部工製作工事の請負契約の締結)は、原案のとおり可決決定することに決しました。

日程第3 議案第23号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長(土田正雄君) 次に、日程第3、議案第23号、矢掛町過疎自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第23号は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査を お願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号、矢掛町過疎自立促進市町村計画の一部変更については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

日程第4 議案第24号 権利の放棄について

○議長(土田正雄君) 日程第4,議案第24号,権利の放棄についてを議題といたします。これは説明が終わっておりますので,直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第24号は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査を お願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号、権利の放棄については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

日程第5 議案第25号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第8号)について

議案第26号 令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第27号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算(第4号)について

議案第28号 令和2年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号)について

〇議長(土田正雄君) 日程第5,議案第25号から議案第28号までを一括議題といたします。既に 説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第25号から議案第28号までは、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号、令和2年度矢掛町一般会計補正 予算(第8号)について、議案第26号、令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について、議案第27号、令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算(第4号)について、議案第28号、 令和2年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号)については、所管の常任委員会である予算決算常任 委員会へ付託することに決しました。

日程第6 議案第29号 令和3年度矢掛町一般会計予算について

議案第30号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第31号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第32号 令和3年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 令和3年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第34号 令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第35号 令和3年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第36号 令和3年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第37号 令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第38号 令和3年度矢掛町各財産区特別会計予算について

○議長(土田正雄君) 日程第6,議案第29号から議案第38号までを一括議題といたします。既に 説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第29号から議案第38号までは、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号、令和3年度矢掛町一般会計予算について、議案第30号、令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第31号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第32号、令和3年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第33号、令和3年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第34号、令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第35号、令和3年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第36号、令和3年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第37号、令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第38号、令和3年度矢掛町各財産区特別会計予算については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

日程第7 議案第39号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について

議案第40号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)について

〇議長(土田正雄君) 日程第7,議案第39号及び議案第40号を一括議題といたします。既に説明 は終わっておりますので、これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号及び議案第40号は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会 に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号、令和3年度矢掛町一般会計補正 予算(第1号)について、議案第40号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)について は、所管の常任委員会である予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

日程第8 請願第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願

○議長(土田正雄君) 日程第8,請願第1号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号は、所管の常任委員会である総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、請願第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願については、総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

○議長(土田正雄君) 本日予定しておりました案件の審議は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は、16日の火曜日午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに、御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、16日の火曜日、午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のため各常任委員会が、次の日程で開催されます。8日の月曜日、総務文教常任委員会が午前9時30分から、産業福祉常任委員会が午後1時30分から、どちらも3階大会議室で行われます。また、予算決算常任委員会が9日の火曜日、10日の水曜日、11日の木曜日は午前9時30分から、12日の金曜日は午後1時30分から、いずれも3階大会議室で開催されます。関係者の出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会といたします。皆さん、御苦労さまでした。

午前9時44分 散会

令和3年第2回矢掛町議会第1回定例会(第5号)

- 1. 会議招集日時 令和3年3月16日 午前9時30分
- 2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分

(議事) 午前 9時30分

(閉会) 午前10時48分

3. 議員の出欠状況

議席 番号		氏	名		出欠等 の 別	議席 番号		氏	名		出欠等 の 別
1	田	中	輝	夫	出	2	髙	月	敏	文	出
3	原	田	秀	史	出	4	小	塚	郁	夫	出
5	石	井	信	行	出	6	山	部	多喜	夫	出
7	花	Щ	大	志	出	8	Ш	上	淳	司	出
9	浅	野		毅	出	1 0	土	田	正	雄	出
1 1	山	野	豊	久	出	1 2					

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦 嶋 山 英 二 教 育 長 企画財政課長 松嶋良治 保健福祉課長 小 川 公 一 渡邉孝一 建設課長 教 育 課 長 藤原徳忠 会計管理者 奥村栄治 総務防災課長代理 立川人士 西山弘之 矢 掛 寮 長

副 町 長 堀 野 音 洋 総務防災課長 堀 町 民 課 長 稲 田 田 尾 開 居 屋 業 観 光 課 長 平 井 田 下 上 下 水 道 課 長 平 田 下 出 一 勝 並 と 大掛病院事務長 丹 田 下 上 市 茶 路 と 全 の 世 が で 財 政 管 財 係 長 石 井 亮太郎

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文 書 記 大嵩勇人

6. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 委員長報告 議案第2 号 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について

- 議案第 3 号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 4 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例制定について
- 議案第 5 号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制 定について
- 議案第 6 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例制定について
- 議案第 8 号 矢掛町住宅等整備基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を 定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 矢掛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい て
- 議案第14号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい て
- 議案第15号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例制定について
- 議案第16号 矢掛町交通指導員設置条例を廃止する条例制定について
- 議案第17号 矢掛町学校施設等整備基金条例制定について
- 議案第18号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営 に関する条例制定について
- 議案第19号 矢掛町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の 特例に関する条例制定について
- 議案第20号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例制定 について
- 議案第21号 矢掛町営駐車場条例制定について

- 議案第23号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第24号 権利の放棄について
- 議案第25号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第8号)について
- 議案第26号 令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について
- 議案第27号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算(第4号)について
- 議案第28号 令和2年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第29号 令和3年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第30号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第31号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第32号 令和3年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第33号 令和3年度矢掛町病院事業会計予算について
- 議案第34号 令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について
- 議案第35号 令和3年度矢掛町水道事業会計予算について
- 議案第36号 令和3年度矢掛町下水道事業会計予算について
- 議案第37号 令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について
- 議案第38号 令和3年度矢掛町各財産区特別会計予算について
- 請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求め る請願
- 日程第3 委員長報告 議案第39号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号) について
 - 議案第40号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 発議第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出について
- 日程第5 発議第2号 矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

午前9時30分 開議

○議長(土田正雄君) 皆さん、おはようございます。今月5日の本会議に引き続き、御苦労さまです。 ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長(土田正雄君) 日程第1,諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長。

〇町長(山野通彦君) 皆さん、おはようございます。

報告第12号,道の駅 山陽道やかげ宿の供用開始及びシンボルマーク "紋" について、御報告申し上げます。本町及び岡山県が、共同で整備を進めていた道の駅 山陽道やかげ宿を、令和3年3月28日日曜日13時に供用開始しますので、御報告申し上げます。

なお、供用開始に先立ち、既に御案内させていただいております開業記念式典を午前10時から開催 いたしますので、議員の皆様には、年度末に御多忙の折とは存じますが、お繰り合わせ御出席いただき ますようお願い申し上げます。

また、駅舎の監修を手掛けていただいた岡山県出身の工業デザイナー水戸岡鋭治氏がデザインした道の駅山陽道やかげ宿のシンボルマーク "紋"が完成いたしましたので御報告を申し上げます。シンボルマークは、お手許に配付しております資料のとおり、日本の伝統である古き良き様式を守る梅鉢紋の"オールド紋"と、インターナショナルな様式を加えた "ニュー紋"の2種類でございます。この2つのシンボルマークは、歴史と伝統を守りながら進化する矢掛町が表現されており、歴史的な町並みに隣接して建設した道の駅山陽道やかげ宿の開業にふさわしいシンボルマークとなっております。

まるごと道の駅における情報発信のツールの一つとして活用してまいりますので、議員の皆様におかれましても引き続き御協力のほど、よろしくお願いをいたします。 以上です。

日程第2 委員長報告 議案第2 号 矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 3 号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について

議案第 4 号 矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例制定について

議案第 5 号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制 定について

議案第 6 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 7 号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例制定について

議案第 8 号 矢掛町住宅等整備基金条例の一部を改正する条例制定につい て

議案第 9 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特

- 定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第11号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第12号 矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を 定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第13号 矢掛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい て
- 議案第14号 矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい て
- 議案第15号 矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例制定について
- 議案第16号 矢掛町交通指導員設置条例を廃止する条例制定について
- 議案第17号 矢掛町学校施設等整備基金条例制定について
- 議案第18号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営 に関する条例制定について
- 議案第19号 矢掛町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の 特例に関する条例制定について
- 議案第20号 矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例制定 について
- 議案第21号 矢掛町営駐車場条例制定について
- 議案第23号 矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 議案第24号 権利の放棄について
- 議案第25号 令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第8号)について
- 議案第26号 令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について
- 議案第27号 令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算(第4号)について
- 議案第28号 令和2年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第29号 令和3年度矢掛町一般会計予算について
- 議案第30号 令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第31号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計予算について
- 議案第32号 令和3年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 令和3年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第34号 令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第35号 令和3年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第36号 令和3年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第37号 令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第38号 令和3年度矢掛町各財産区特別会計予算について

請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求め る請願

○議長(土田正雄君) 次に、日程第2、議案第2号から議案第21号までと議案第23号から議案第38号まで及び請願第1号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る5日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、請願については別紙のとおり報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それではまず、総務文教常任委員長、髙月敏文君、お願いいたします。2番、髙月君。

〇2番(髙月敏文君) それでは、命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る3月5日の本会議において付託を受けました、議案第2号から議案第7号までと議案第16号から議案第19号まで、そして、請願第1号の11件について、3月8日、総務文教常任委員会を開催し、全委員の出席のもと、条例制定については副町長以下関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

まず、議案第2号、矢掛町課設置条例等の一部を改正する条例制定についての審査では、課を2つに 分けた理由は何かとか、徴収事務は町民課のままかといった質疑がありましたが、審査の結果、内容そ のものに異議を唱えるものはなく、全会一致で了といたしました。

次に,議案第3号,矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定についての審査では,全会一致で 了といたしました。

次に、議案第4号、矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、食費の値上げと聞いているが食事内容が変わるのかといった質疑がありましたが、審査の結果、内容そのものに異議を唱えるものはなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第5号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、端数処理がわかりにくいといった質疑がありましたが、審査の結果、内容そのものに異議を唱えるものはなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第6号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての審査では、定義が わかりづらいといった質疑がありましたが、審査の結果、内容そのものに異議を唱えるものはなく、全 会一致で了といたしました。

次に、議案第7号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、全会一致で了といたしました。

次に、議案第16号、矢掛町交通指導員設置条例を廃止する条例制定についての審査では、全会一致 で了といたしました。 次に,議案第17号,矢掛町学校施設等整備基金条例制定についての審査では,全会一致で了といた しました。

次に、議案第18号、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定についての審査では、選挙運動用の自動車についてとか、広報の方法についてといった質疑がありましたが、審査の結果、内容そのものに異議を唱えるものはなく、賛成多数で委員会としては了といたしました。

次に、議案第19号、矢掛町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定についての審査では、職務専念義務免除とは何かといった質疑がありましたが、審査の結果、内容そのものに異議を唱えるものはなく、全会一致で了といたしました。

次に、請願第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願について、紹介議員からの説明を受けた後、審査を行いました。審査の中では、時代の流れに合っていないとか、夫にも妻にも同等の権利があるべき、また、選択的であれば問題は無いといった反対意見や、父と母の姓――氏が違っていた場合、子供に負担が掛かる場合があるという賛成意見など、いろいろ意見がありました。審査の結果、請願を可とする意見も一部ありましたが、委員会としては不採択と決しました。

以上が、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら、他の委員に補足をお願いいたしまして、総務文教常任委員会委員長報告と させていただきます。

○議長(土田正雄君) 続いて,産業福祉常任委員長,原田秀史君お願いいたします。3番,原田君。○3番(原田秀史君) それでは,産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る3月5日の本会議におきまして、当委員会に付託を受けました議案第8号から議案第15号まで と議案第20号及び議案第21号の計10議案の審査のため、3月8日、産業福祉常任委員会を開催し、 全委員出席のもと、副町長以下関係職員から説明を聴取する中、審査を行いました。

質疑の詳細につきましては、会議録を参照願うことといたしまして、審査概要と結果について御報告をいたします。

まず、議案第8号、矢掛町住宅等整備基金条例の一部を改正する条例制定についての審査では、町営住宅の戸数についての質疑がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第9号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、対象人員、副食時に関する質疑がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に,議案第10号,矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では,質疑はなく,全会一致で了といたしました。

次に、議案第11号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての審査では、介護保険料に関する質疑はありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第12号、矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では、事業所に関する質疑がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に,議案第13号,矢掛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてと議案第14号,矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について,議案第15号,矢掛町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員,設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では,質疑はなく,全会一致で了といたしました。

次に、議案第20号、矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例制定についての審査では、住宅の利用状況、定住の成果に関する質疑がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第21号、矢掛町営駐車場条例制定についての審査では、罰則状況、管理体制についての 質疑がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査の概要と結果であります。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長(土田正雄君) 続いて、予算決算常任委員長、田中輝夫君お願いします。1番、田中君。

〇1番(田中輝夫君) それでは、予算決算常任委員会、委員長報告を行います。まず、追加で上程されました令和3年度補正予算案件以外の案件についての報告を行います。

去る3月5日の本会議において付託を受けました、議案第23号の矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてと議案第24号の権利の放棄についての2件と議案第25号の令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第8号)についてから議案第38号の令和3年度矢掛町各財産区特別会計予算についてまでの14件の予算審査のため、今月9日から12日の4日間にわたり、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、副町長、教育長のほか関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして、御報告いたします。

まず、議案第23号、矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につきましては、町指定文化財が前回より一つ減となっていることについて、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第24号,権利の放棄については、当該債務者の現状について、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第25号,令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第8号)について,防災対策事業費の減額,アスリート育成強化補助金の対象者,中山間地域等直接支払交付金事業の減額,文化センター費の施設改修工事費の減額,森林環境贈与税の積立て及び調査エリア,地域振興費の施設整備工事費,廃止路線代替バス運行補助金の減額,新規就農者儲かる農業実現支援金などについて,質疑応答がありました。審査の結果,全会一致で賛成し,原案を了といたしました。

議案第26号、令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、保健給付費のマイナス補正はコロナ禍での受診者数の減との説明だが健康対策及び啓発についての質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第27号,令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算(第4号)について,議案第28号,令和2年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号)については,両議案とも特段の質疑はなく,全会一致で賛成し,原案を了といたしました。

議案第29号,令和3年度矢掛町一般会計予算について,町民課所管部分については,高齢者保健・介護予防一体的実施事業の内容,個別訪問の実施策,保健師の新規雇用数,固定資産税の前年比マイナス理由,たばこ税増税の影響,名寄帳に非課税土地の記載案,資源ゴミ回収ボックスの設置案などの質疑応答がありました。

教育課所管部分については、児童・生徒のピーク時と避難経路の確保、学校施設等長寿命化計画作成 事業、児童生徒数の減による教室の現状、運動公園指定管理料の減額理由、合同授業での感染対策費の 必要性、教育支援員の資格基準、要支援児童生徒の数、ポルトガル語通訳の必要性、いじめの実態と不 登校の現状、学力向上推進事業、学力調査の必要性、伝統的建造物群保存地区保存事業補助金の申請目 標件数、斎藤邸の修景事業などの質疑応答がありました。

総務防災課所管部分については、矢掛分団1部・2部の統合時期と場所、中川地区防災倉庫の場所、 自主防災組織活動補助金及び適正規模などについて、質疑応答がありました。

企画財政課所管部分については、地域おこし協力隊での定住者、計画予算上の人数、電子入札などについて、質疑応答がありました。

議会事務局所管部分については、特段の質疑はありませんでした。

保健福祉課所管部分について、旧川面幼稚園跡地利用事業での施設利用形態と運用、放課後児童健全育成事業で児童の他クラブ移動に係る補助、肺炎球菌ワクチンの接種間隔、地域福祉バス運行委託料の増、地域医療介護総合確保基金事業の支援方法、活動モニタリング、ひとり親家庭等日常生活支援事業とヘルパーの支援・資格、地域福祉バスの対象者、児童福祉施設事業のコロナ対策、三密回避の園外保育バス移動などについて、質疑応答がありました。

建設課所管部分について,道の駅指定管理料の内訳,かわまちづくり事業,運動公園建設事業の改修 箇所,農業水路等長寿命化・防災減災事業,ふるさとの川リフレッシュ事業の事業範囲,支流のしゅん せつなどについて,質疑応答がありました。

産業観光課所管部分について、森林経営管理制度及びビジターセンター問屋指定管理料について説明を受けた後、農業次世代人材投資資金の対象者、早期経営確立支援事業の対象者、マスタープラン作成委員会報償費、観光ガイド委託料、JAFデジタルスタンプラリー事業、駐車場有効利用システム運用及び委託先などについて、質疑応答がありました。

上下水道課所管部分について,合併処理浄化槽設置補助,排水設備設置補助金の対象者などについて 質疑応答がありました。

以上,令和3年度矢掛町一般会計予算の審査結果,一部所管部署の事業の中で,委員から異議がありましたが,賛成多数で,原案を了といたしました。

議案第30号,令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計予算については、財政全般についての所見、 財政調整基金の取り崩し無しの町民への影響。特定健康診査事業の内容。ワクチン接種と検診時期が重 なった場合の影響等について、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了とい たしました。

議案第31号,令和3年度矢掛町介護保険特別会計予算について,支払い準備基金,介護保険事業に

ついて、質疑応答がありました。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第32号,令和3年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について,議案第33号,令和3年度 矢掛町病院事業会計予算については,特段の質疑なく全会一致で賛成し,原案を了といたしました。

議案第34号,令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算については,介護機器等整備事業の介護システム機能強化とサーバー更新による効果,送迎車の更新,カーボンマネジメント事業計画の有無などについて,質疑応答がありました。審査の結果,全会一致で賛成し,原案を了といたしました。

議案第35号、令和3年度矢掛町水道事業会計予算についてと議案第36号、令和3年度矢掛町下水 道事業会計予算については、上水道事業の企業債について、質疑応答がありました。下水道事業には特 段の質疑応答はありませんでした。審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第37号,令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について,議案第38号,令和3年度矢掛町各財産区特別会計予算については、特段の質疑はなく,全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました、追加上程された案件以外の審査結果であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務 事業の執行に努められますよう求めるものであります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせて頂きます。

○議長(土田正雄君) それぞれ、委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。11番,山野君。

〇11番(山野豊久君) 11番,山野です。総務文教常任委員長から,請願第1号,選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願についての審査報告がなされました。審査の結果,不採択と報告がありましたが,これについて,採択の立場で討論をさせていただきます。

請願第1号,選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願について,私は,紹介議員という立場から,ぜひ採択をお願いするものであります。

結婚、すなわち婚姻するということは、新しい家族を形成すること、すなわち新しい共同体を作ることであります。お互い折り合いながら、人格を高めていくことだと思っております。また、子どもは、個人で育つわけではありません。家族という基礎単位の中で、言葉、情緒、人格が育ち、さまざまな文化の伝承がなされていくものです。子どもの最善の利益、子どもへの影響、家族の尊さ、思いやりが大切なことと思っています。家族は、社会の基礎単位であり、社会は家族によって保たれ、それによって個人も守られています。思うに、家族は和合の共同体であることが必要と考えています。行き過ぎた個人主義や権利概念を持ち込むことは、慎重にあるべきことと思っております。

以上の理由によりまして、請願第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願につきまして、採択を求め、討論といたします。

○議長(土田正雄君) 請願第1号につき、委員長報告に対する賛成の討論はありませんか。

[なし]

○議長(土田正雄君) はい。それでは、その他の議案に対する討論はありませんか。5番、石井君。 ○5番(石井信行君) 議案第18号、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定についての反対討論をいたします。この条例は、昨年、公職選挙法が改訂されたことに伴う条例制定ですが、選挙は主人公である住民の民意を政治に反映させる民主主義の基礎です。本来、住民が候補者を選ぶ基になるのは、立候補者の掲げる政策です。住民の元へ政策が届かなければ、選ぶ材料が無いことになってしまいます。ビラの規制は、選ぶ材料を制限することになります。今回の条例では、選挙の公営を掲げながら、町議選、町長選もそうですが、供託金の新設、町長選は前からありましたが、町議選の供託金新設とビラの枚数規制という立候補する人を縛り、選ぶ材料を制限するという側面を含んでいます。選挙カー及び運転手に掛かる費用、ポスターに掛かる費用、選挙用チラシ1,600枚までを公費で賄うという利点を持ちながらも、それと引き換えるかのように、供託金の徴収とビラ規制。1,600枚を超えた場合は違反という選挙活動の自由や立候補の条件を狭め、選ぶ側の知る権利が狭められる側面があります。チラシ1枚ごとに証紙を貼らなければ配れないという煩雑さもあります。供託金の徴収、チラシの規制という二つのマイナス面を指摘して、この議案第18号への反対討論とします。

〇議長(土田正雄君) ただいま、議案第18号に対する反対の討論がありました。賛成の討論ありませんか。7番、花川君。

〇7番(花川大志君) 議案第18号,当該条例制定に賛成の立場から討論を行います。当条例は公職選挙法に依拠して策定されており、いずれの条項も内容、計数、金額が定められた内容範囲を逸脱しておらず、適正にまとめられておりました。また、この内容は、全国町村議会議長会が長年、国に要望した案件であり、議会形成、多様な年齢層、多様な主義主張を持った住民による議会形成。つまり、議員への立候補を促し、さらに、なり手不足を解消することを主旨の大きな一つをしており、本町でも直近の矢掛町議会議員改選では、町政開始以来初となる無投票改選の現状もこれあり、係る条例制定は極めて合理性があるものと考えられます。よって、本議案に賛成するものであります。終わります。

○議長(土田正雄君) 議案第18号に対する賛成ほかの討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) それでは、次に移ります。その他の議案に対する討論はありませんか。 5番、石井君。

○5番(石井信行君) 議案第21号,矢掛町営駐車場条例制定について,反対討論を反対の立場から討論いたします。矢掛町では,以前に町営駐車場を有料化して,観光客,町民,それぞれから不評を買い,中止に追い込まれたことがあります。それなのに,なぜ同じ過ちを繰り返すのか。町民の声を聞いた形跡もありません。混雑を避けるため,観光客がすぐに空きの駐車場を見つけやすくするためという触れ込みでした。有料化の話が持ち上がった頃,駐車場に止めてあった車両は,各業者が,個別に掘っては埋め,掘っては埋める無電柱化などの工事車両がほとんどでした。月ぎめで契約している町民の方の駐車枠にも多くの工事関係車両が入り込んでいました。月ぎめで町と契約されていた方々は,別の駐車場に移動させられています。しかも,500円値上げの3,500円となっています。商店街にとっても,それから商店街を利用する町民にとっても,訪れる観光客にとっても,有料化がもたらす効果はマイナス面こそあれ,プラス面は無いと思います。一体,誰のための有料化なのかと言いたいです。無電柱化が進み,道路幅が広がり,路上駐車が当たり前のように増えて,住んでいる人自身の家の出入りができ

ない状態も、各地で見られました。さらに、有料化によって、無料駐車場へ客足が流れることは多くの方が指摘するところです。観光客の足も遠退くのではないか。観光推進に逆行することになるのではないかと危惧します。今までに駐車場利用調査費、設計費、工事費等に6,000万円の費用が掛かっていますが、機械の耐用年数は5年ということですから、1年間に1,200万円の経費。これに、有効利用システムの委託管理費を加えると、年間1,600万円の経費です。駐車料金をどう計算しても、元が取れるものではありません。町民への負担になることは明らかです。駐車場の有料化には、商店街の多くの方々、商店街を利用している多くの町民、そして、観光客も反対していると確信しています。

以上をもって、駐車場の有料化に反対する討論といたします。

- **○議長(土田正雄君)** 議案第21号に対する賛成の討論はありませんか。3番,原田君。
- ○3番(原田秀史君) 私は,議案第21号に賛成の立場から討論を行います。この条例は,中国銀行前におもてなし第1駐車場及び矢掛商業高校跡地におもてなし第2駐車場を設置し,その施設を適正に管理することを目的に地方自治法第244条第1項の規定に基づき制定されるもので,この2箇所の駐車場を今後,適正に管理運営する上で必要なものと判断いたします。また,駐車場料金につきましても,近隣の浅口市営駐車場の1時間無料,それ以降1時間毎100円。また,笠岡市営駐車場の30分無料,以降30分100円といった料金設定と同程度であり,適正なものと判断いたします。以上の理由から,私は本議案に賛成をいたします。
- **○議長(土田正雄君)** 議案第21号に対する他の討論はありませんか。

[なし]

- **〇議長(土田正雄君)** それでは、他の議案に対する討論はありませんか。 5番、石井君。
- **○5番(石井信行君)** 議案第29号,令和3年度一般会計予算についての反対の立場から討論を行います。商工費の中で,予算決算常任委員会のその場で差替えという形で案が出されました。4,600万円の予算なんですが,国への申請を待って,まだ結論が出ていないということで,そこにDMOやいろんな団体を入れた組織を作って,その組織の中にどの団体が入るか,まだ決まっていない。役員構成もまだ決まっていない。だけど,4,600万円の予算だけは決めてあるということでした。これに,町民の知恵や力が広く結集されるという保証はあるのかという疑点が残ります。この1点をもって,この令和3年度の一般会計予算に反対の立場を表明します。

以上です。

- ○議長(土田正雄君) 議案第29号に対する賛成の討論はございませんか。1番,田中君。
- **〇1番(田中輝夫君)** 議案第29号,一般会計予算についてですが、今年度予算の商工費が、約78 億について4.5パーセントというふうなことで、適正に計上されていると思いますし、先ほど言われましたことにつきましても、まだこれからの事業というふうなことで、予算的なことの計画だと思っておりますし、適正に研究されていることだと思って、私は賛成とさせていただきます。
- **〇議長(土田正雄君)** 議案第29号に対する,ほかの討論はございませんか。7番,花川君。
- **〇7番(花川大志君)** 私は、当該議案に賛成の立場から討論を行います。ピンポイントで商工費のことについて反対討論がありましたが、私はピンポイントでこの商工費のことについて、賛成討論をしたいと思います。矢掛町は、いま、町の中心市街地の無電柱化、あるいは重伝建、そしてさまざまな町民が出資した賑わいづくりの事業に邁進しているところであります。さらに、ここに財政出動していただいて、矢掛町の成長産業である観光産業あるいは交流人口を受け入れるための施策、これにさらに力を

注ぎ込んでいただき、住民がここに住んでよかった、矢掛町は歴史ある宿場町としての長い歴史を持つすばらしいまちであるという誇りを持つためにも、さらに、この中心市街地、歴史的に残っている旧山陽道宿場町をちゃんと形成していただくことを町民としては望むわけでございます。よって、この商工費、賑わいまちづくり地域創生事業への補助金はじめ、さまざまな商工費の増額については、私は賛成いたします。終わります。

○議長(土田正雄君) 議案第29号に対するその他の討論はございませんか。

[なし]

○議長(土田正雄君) 他の議案に対する討論はありませんか。

[なし]

〇議長(土田正雄君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第18号,議案第21号,議案第29号及び請願第1号については討論がありましたので,議案第2号から議案第17号まで及び議案第19号並びに議案第20号の条例改正・制定案件,議案第23号の矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の変更案件1件,議案第24号,権利の放棄案件1件,議案第25号から議案第28号までの補正予算案件4件,議案第30号から議案第38号までの令和3年度各会計当初予算案件9件については,それぞれ分離して採決を行います。

お諮りいたします。討論のなかった議案第2号から議案第17号まで及び議案第19号並びに議案第20号の条例改正・制定案件,議案第23号の矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の変更案件1件,議案第24号,権利の放棄案件,議案第25号から議案第28号までの補正予算案件,議案第30号から議案第38号までの令和3年度各会計当初予算案件については,委員長報告はこれを可とするものでありますので,それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号、矢掛町課設置条例等の一部を改正 する条例制定について,議案第3号,矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について,議案第 4号,矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について,議案第 5号, 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について, 議案第6号, 矢掛町国 民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改 正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、矢掛町住宅等整備基金条例の一部を改正 する条例制定について,議案第9号,矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子 ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 制定について,議案第10号,矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定 について、議案第12号、矢掛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の一 部を改正する条例制定について,議案第13号,矢掛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例制定について,議案第14号,矢掛町指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について,議案第15号,矢掛町指定地域密着 型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予 防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第 16号,矢掛町交通指導員設置条例を廃止する条例制定について,議案第17号,矢掛町学校施設等整備基金条例制定について,議案第19号,矢掛町教育長の勤務時間,休日,休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例制定について,議案第20号,矢掛町移住定住お試し住宅の設置及び管理に関する条例制定について,議案第23号,矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について,議案第24号,権利の放棄について,議案第25号,令和2年度矢掛町一般会計補正予算(第8号)について,議案第27号,令和2年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について,議案第27号,令和2年度矢掛町病院事業会計補正予算(第4号)について,議案第28号,令和2年度矢掛町水道事業会計補正予算(第2号)について,議案第30号,令和3年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について,議案第31号,令和3年度矢掛町介護保険特別会計予算について,議案第32号,令和3年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について,議案第33号,令和3年度矢掛町病院事業会計予算について,議案第34号,令和3年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について,議案第35号,令和3年度矢掛町水道事業会計予算について,議案第37号,令和3年度矢掛町水道事業会計予算について,議案第36号,令和3年度矢掛町下水道事業会計予算について,議案第37号,令和3年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について,議案第38号,令和3年度矢掛町を財産区特別会計予算については、それぞれ原案のとおり可決決定することに決しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案 第18号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にいたっては、案件を可とす る原則に従って行います。

議案第18号,矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

〇議長(土田正雄君) 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第18号、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第21号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第21号,矢掛町営駐車場条例制定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

[起立]

〇議長(土田正雄君) 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第21号、矢掛町営駐車場条例制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第29号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第29号、令和3年度矢掛町一般会計予算についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

〇議長(土田正雄君) 起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第29号、令和3年度矢掛町一般会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、請願第1号について、採決を行います。請願第1号に対する委員長報告はこれを不採択とする ものでありましたが、本案件に対し、先ほど反対討論がありましたので、起立による採決を行います。 なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。 請願第1号,選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願について,採択に反対の諸君の起立を求めます。あ、替成の諸君の起立を求めます。

(発言する者あり)

〇議長(土田正雄君) 採択に賛成です。

(発言する者あり)

○議長(土田正雄君) はい,ありがとうございました。

[起立]

○議長(土田正雄君) 起立多数と認めます。御着席ください。よって、請願第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願は、採択と決しました。

日程第3 委員長報告 議案第39号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)について

議案第40号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)について

○議長(土田正雄君) 次に、日程第3、議案第39号及び議案第40号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る5日の本会議において審査をお願いいたした案件で、委員会審査も終了しておりますので、予算決算常任委員長から審査の概要を報告していただきます。

それでは、予算決算常任委員長田中輝夫君、お願いいたします。1番、田中君。

○1番(田中輝夫君) それでは、先ほどの報告に続き、予算決算常任委員会委員長報告を行います。 これらも、去る3月5日の本会議において付託を受けました、議案第39号の令和3年度矢掛町一般 会計補正予算(第1号)について及び議案第40号の令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号) についての2件の令和3年度補正予算審査のため、今月12日に予算決算常任委員会を開催し、全委員 出席のもと、町長、副町長、教育長のほか、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

議案第39号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第1号)については、プレミアム付商品券発行支援事業とDMO新型コロナ対策事業補助のプレミアム付飲食券との相違点、DMO事業費の増、誘客促進キャッシュレスポイント還元事業、バス利用行事保護者負担軽減助成事業などについて、質疑応答がありました。審査の結果、委員から一部内容に異議がでましたが、賛成多数で原案を了といたしました。

議案第40号,令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)については、特段の質疑なく、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました追加上程された案件の審査結果であります。

なお、執行部におかれましては、本委員会での意見、要望等に十分留意され、なお一層、適切な事務 事業の執行に努められますよう求めるものであります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長 報告とさせていただきます。

○議長(土田正雄君) 予算決算常任委員長から付託案件の審査報告がありました。

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

[なし]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第39号及び議案第40号の当初補正予算案件についての委員長報告は、これを可とするものであります。委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号、令和3年度矢掛町一般会計補正 予予算(第1号)について、議案第40号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第1号)につい ては、それぞれ原案のとおり可決決定することにいたしました。

○議長(土田正雄君) お諮りいたします。ただいま、請願第1号については、山野豊久君から意見書の提出についての発議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、発議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

[暫時休憩]

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 発議第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出について

〇議長(土田正雄君) 日程第4,発議第1号,選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。

この際、議会事務局長から発議案を朗読させます。議会事務局長。

- ○議会事務局長(守屋裕文君) 〔意見書朗読記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。9番、浅野君。

〇9番(浅野 毅君) はい。選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出についての反対の立場から、1点だけ。意見書の4番目なんですが、内閣府調査によれば、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成は4割で反対派のほうが多いということでありますが、これはちょっと年度もわからないし、実際、

平成29年度は逆転しとんではないでしょうか。そういう書類もあるし、非常に重要な問題で私自身も 非常に苦慮しておるんですが、そういう意味もありまして。まあ、ほかの意味もございましょうが、反 対ということでやらしていただきます。

○議長(土田正雄君) ほかに討論はありませんか。11番、山野君。

〇11番(山野豊久君) 今の意見なんですが、それは、平成30年に内閣府が公表しております。 以上です。

○議長(土田正雄君) ほかに討論はありませんか。5番、石井君。

○5番(石井信行君) はい。私もこの文面にはもともと反対だったんですが、ひとつは家制度そのものが、日本が一つの家である。天皇を頂点にした、国民は、臣民は子どもである、赤子であるという考えで、この家制度を守るという立場でこの民法が出来ていて、それがひとつの歴史的な経過として、戦争へ突き進む大きなてこになったという歴史があります。そして戦後、新しい憲法ができても、憲法とその民法とのそごがあって、長い間の論争の末で、いま、いろんな跡継ぎ、嫡出子の問題や、いろんな問題が法改訂されて、最高裁で違憲判決が出たりして、法改訂がされています。そして今、夫婦別性選択制ということで大きな流れができようとしています。ここに書いてあること、つまり、氏の通称使用が広がることにより、一定程度緩和されうると指摘しておるということの文書があるんですが、氏の通称使用というのを実際にしている方も随分、私も何人か知っていますが。それを法的にきちっとすることが、その選択制ができる。氏を変える。夫の側に変える、あるいは妻でもあり、一方に変える。その選択制を強制しないで、自由にするという法律ですから、ここに書かれてあることは、選択制を既に認めているということになると思うんです。世の流れは、男女平等ということがずっと進んでいますので、その流れで私たちも動くべきだという考えで反対とします。

○議長(土田正雄君) ほかに討論はありませんか。7番、花川君。

○7番(花川大志君) 本意見書の提出に賛する立場から討論を行います。この意見書を提出するにあたりましては、夫婦別姓制度の法制化に反対という主旨でございます。最高裁判決では、これは、地裁、高裁いずれにしても、夫婦別姓制度を求める訴訟については、棄却されているんです。さらに、最高裁は、この件は立法府で論議されるべきであるというふうに国会で司法が出された。裁判所のほうから意見提出もされております。そういったことを鑑みれば、国会でしっかりと論議された上で、改めてこの同姓論についての協議がなされるべきであって、矢掛町議会にこの意見書が提出されたものを矢掛町議会が賛成多数で国に提出するということを決めたことなのであって、議論は国会でされるべきだと私は思っております。ですから、この矢掛町議会の声を国会に届けるべく、この意見書を提出することに私は賛成いたします。

〇議長(土田正雄君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 討論を終結いたします。

ただいまから、発議第1号について、採決を行います。

本案件に対し、先ほど反対賛成、それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。なお、 採決にいたっては、案件を可とする原則にしたがって行います。発議第1号、選択的夫婦別姓制度の法 制化に反対する意見書の提出についてを原案のとおり措置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長(土田正雄君) 起立多数と認めます。御着席ください。よって、発議第1号、選択的夫婦別姓 制度の法制化に反対する意見書の提出については、原案のとおり措置することに決しました。

○議長(土田正雄君) お諮りいたします。ただいま、山野豊久君ほかの皆さんから、矢掛町議会委員 会条例の一部を改正する条例制定についての発議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに 決しました。議案配付のため、暫時休憩いたします。休憩。

[暫時休憩]

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 発議第2号 矢掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長(土田正雄君) 日程第5,発議第2号,掛町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につい てを議題といたします.

なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により省略い たしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略する ことに決しました。

これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。発議第2号は原案のとおり決することに,御異議あり ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、発議第2号、矢掛町議会委員会条例の一部を改 正する条例制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

○議長(土田正雄君) お諮りします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研 究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議 会運営は,閉会中の議会運営委員会の継続審査に,各常任委員会での調査・研究については,閉会中の

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきまし

ては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究につきましては、閉会中の各 常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって第2回矢掛町議会第1回定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって,第2回矢掛町議会第1回定例会は,閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

〇町長(山野通彦君) 閉会にあたりまして,一言御挨拶を申し上げます。

令和3年第2回矢掛町議会第1回定例会につきましては、15日間の会期ではありましたが、上程いたしました条例改正、補正予算案及び新年度予算案など、また、追加議案も含め、計39議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました、貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

さて、先ほどの町長報告でも申し上げましたが、いよいよ念願の、道の駅山陽道やかげ宿がグランド オープンいたします。順調なスタートを切ると同時に、これからが、正に本番であります。民間の自主 努力に期待するとともに、賑わいの創出に町といたしましても、できる限りの役割を果たしてまいりた いと存じます。

さらに、本会議の開会の御挨拶の中でも申し上げましたが、来年度につきましては第6次振興計画の後期計画スタートの年であり、人口減少対策に向けて、賑わいの創出のほか、子育て支援や教育環境の充実など、計画的、効果的に行い、本町を笑顔あふれるまちとするために鋭意努力してまいりたいと存じます。

最後になりましたが、朝夕は肌寒い日がございますが、日増しに暖かくなり、春の訪れを感じられる 季節となりました。

議員の皆様におかれましては、新年度にかけて、公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、健康に十分御留意をいただき、未来に続く本町の発展のため、御活躍いただきますよう祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長(土田正雄君) 以上をもちまして、閉会といたします。なお、この後11時から、議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れさまでした。

午前10時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員